

京	都	府
慶1・1・一 明石博高ら、京都医学研究会を組織（新宮涼閣〔天津藩医、新町三条下ル、医師〕・新宮涼民〔室町夷川上ル、医師〕・柏原学介〔幕府医官〕・桂文郁〔四条猪熊東入ル、医師〕ら会員。慶3には各自手分けして各地温泉の性状を分析）。 明治文化と明石博高翁	を仮に学習院に置く旨布達（慶4・1・27、二条城内に移転）。 法令全書	慶3・12・一 西谷淇水、大学寮の復興を当局に建議。 府教育史上
慶1・1・一 綾部藩主九鬼隆備、旧藩主と同じく朱子学を奨励し、学校を増営（藩士近藤勝直、統轄）。また郷学校を興し農民子弟をひろく就学させる制度を立てる。 日本教育史資料 2	慶3・一 この年に存在した私塾（上京東堀川下立売上ル「古義堂」、下京万寿寺町「脩正舎」、北桑田郡比賀江村「有隣館」、与謝郡魚屋町（名称不明）など）。 日本教育史資料 8	慶3・一 この年の寺子屋の数、330（ただし設置廃止の年月不明の寺子屋がかなりあり、必ずしも実在総数を示さない）。 ⁽²⁾ 同上
慶2・2・一 福知山藩、生徒寄宿寮を藩校習武場の東側に設立（藩士の有志者を入寮させて漢籍・武術を研究させる）。 同上		
慶2・3・一 亀岡藩主松平信正、襲封に際して学制を改革（文芸の経書中心を改め、経書・歴史・詩文の3科とし、武芸をも家方〔流派の師範を世襲する者の家方〕・古式中心を廃し、新式実用を主とする）。 同上		
慶2・8・一 明石博高、有志と共に自宅（四条堀川東入ル）に理化学の研究会を始め、煉真舎と称す（舎密局の母体）。 明治文化と明石博高翁		
慶2・9・一 福知山藩、初めて藩校生4名を藩費遊学生として江戸に送る。 日本教育史資料 2		
慶2・一 西谷淇水（良圃、下京高倉錦上ル貝屋町、菁々塾主）ら、「教学所」設立の必要を説き、そのための寄付を勧奨する文を起草 ⁽¹⁾ （西谷は長州藩士広沢真臣らとしばしば円山派画家森寛齋の家に集まり、その指導をうけて学校設立を計画、その他の参加者は熊谷直行〔直孝の子〕・遠藤茂平・八木真幸・幸野楳嶺〔四条円山派画家〕・千田藤兵衛）。 京都小学50年誌		
慶2・一 綾部藩、初めて領村郷村に6学校の設立を計画（農民子弟の就学充分に実現せず）。 日本教育史資料 2		
慶3・3・一 西周、京都で將軍慶喜にフランス語を教授（7、8月ごろまで）。 西周全集 2		
慶3・5・一 西谷淇水、「幼童教導之弁」を町奉行所に提出（勸学教導所の開設を建議）。 府教育史上		
慶3・5・一 福知山藩主朽木為綱、前藩主の遺志をつぎ藩校惇明館を城北丸ノ内に移し規模を拡大（読書教場を大小の2部に分け、さらに習字教場・寄宿寮を建て、学事隆盛化をはかり、小学生に四書五経の素読、大学生に経書、その他の義解講説）。 日本教育史資料 2		
慶3・11・29〔12・24〕 学習院の講筵廃止。 府教育史上		
慶3・12・27〔1・21〕 参与役所、金穀出納所		

参	考	日	本
(1) 「夫人ハ幼而学壮而行ト古人ノ格言宜ナル哉。人幼時ニシテ不学時ハ、生涯身ヲ全クシ、家事ヲ脩ムルコト不能、然ルニ、此皇都ノ地、男女ノ幼童ヲシテ素読、手跡、算数兼帯ノ勤学教導所アラズ。……夫学問ノ道ト云ハ、難字古事ヲ覚ユル勤ニアラズ、唯人ト生レテ人タル者ノ大道ノ要ヲ求ムルニアリ。其要ハ父母ニ事ヘテ能孝、主人ニ事ヘテ能忠、朋友ニ交ル時ハ信ト次第ノ順次ヲナシ、己ガ才智ヲ益スニ専ラ務ムベシ。……此故ニ今般所ヨリ広大無偏ノ法制ヲ以、市中ノ場所ヲ撰ビ給ヒ、教導所ヲ建営アラセラル、貧富ニヨラズ幼稚ノ教育ヲ御世話有テ、右教導所へ罷出、芸術執行致スベキ者ニ於テハ、束脩ハ素ヨリ、日ニ費ユル筆研墨紙銭財ハ、父兄並ニ主人タル者ヨリ、聊モ差出スニ及バズ、假令稽古出席中、雨雪ノ愁アリトモ、傘持参ノ持抄ニ不及、夫々人別ニ宛行ハレ、少シモ差支ノ義無之様取賄可有間、心ヲ安ジ一向ニ芸術出精第一ト心得サセ、無懈怠稽古相励マセ可申者也。……」		慶1・3・22〔4・17〕 鹿兒島藩士五代友厚・寺島宗則・森有礼ら19人、ひそかに英国留学へ出発。 慶1・閏5・4〔6・26〕 幕府、陸軍奉行を開成所兼任とする（7月には海軍奉行も兼任。以後、開成所は軍事と結びつく）。 慶1・12・28〔2・13〕 津田真道・西周、オランダ留学を終えて帰国（慶2・3・13幕府直参、開成所教授職に任命）。 慶2・10・26〔12・2〕 幕府派遣の英国留学生、横浜を出帆（監督中村正直・川路太郎の2人。学生外山正一・菊池大麓・林董ら12人。明1・6・21帰国）。 慶2・12・29〔2・3〕 幕府、開成所で西洋地理学・窮理学・兵学・歴史学等の公開講義を開く旨布達。 慶2・12・一〔 〕 福沢諭吉『西洋事情』初編（外編明1、二編明3・閏10、欧米教育制度紹介の初め）。 慶2・12・一〔 〕 開成所翻訳方前島密、「漢字御廃止之議」を將軍徳川慶喜に建白。 慶3・1・28〔3・4〕 幕府、幕臣の子弟で8歳以上の者は、昌平坂学問所に就学するよう布達。 慶3・3・19〔4・23〕 幕府、百姓・町人の武芸学習を厳禁し、江戸では武芸弟子に入門させないよう達す。 慶3・4・24〔5・27〕 蘭人ハラタマ、開成所に着任（窮理・分析学を教授。蕃書調所設立以来の唯一の外人教師）。 慶3・6・10〔7・11〕 幕府、陸軍所に三兵（歩兵・騎兵・砲兵）士官学校を設け、仏軍人による伝習開始のため、志願生を募集。 慶3・6・11〔7・12〕 幕府、海軍所で英国人による航海諸技術伝習のため、志願生を募集（12月から授業開始）。 慶3・11・11〔12・6〕 幕府、開成所の陸海軍奉行兼任を廃し、外国総奉行の所管とする。	
(2) 上京45 (58)、下京6 (20)、愛宕13 (15)、葛野8 (15)、乙訓25 (33)、紀伊15 (17)、宇治25(47)、久世14 (22)、綴喜26 (42)、相楽18(44)、北桑田14 (26)、船井37 (39)、天田…(4)、何鹿…(5)、加佐53 (73)、与謝13 (13)、中2 (2)、竹野14 (76)、熊野2 (5)、計330 (556)。 注 ()内は幕末・天保ごろから明治初年までに存在していたことが確実な寺子屋数。			

京	都	府
1・一〔 〕 西谷淇水、従来の町役は無学のため政治が腐敗すると人材登用の必要性を上言。 府教育史上	10・8〔11・21〕 府、小学校設立について洛中洛外へ告示（すでに建営方法を市中の議事に付したが、これをそのまま強制するものではない、ことを再確認）。 府庁文書 明1-10	
3・12〔4・4〕 京都学習院再興（内国事務局、19日から開校の旨、達す）。 法令全書	10・一〔 〕 西谷淇水、「言上書」「見聞記」により、学校建設の具体案を建言（まず上下京に1校ずつを急設したい）。 ⁽²⁾ 府教育史上	
3・一〔 〕 知恩院大僧 正学天上人、「勸学の論達」を發す。 東山100年史	10・一〔 〕 下京6番組の中年寄吉田勸兵衛・山田長左衛門、小学校設立に賛成の旨上言（建営費は各町の軒役に割付け、15歳から入学、手習算術は個々人で学んでいるので、特に読書で人倫の道を学ばせたい……）。 同上	
4・15〔5・7〕 学習院、仮に大学寮代と改称（政治上の復古主義が影響）。 教育制度発達史 1	10・一〔 〕 府、告諭大意を發して、「神州ノ風儀、主政ノ趣意」を人民に解説。 府庁文書 明1-10	
閏4・21〔6・11〕 政府、堂上に対し、人材を大学寮代に送り、「実用之学業」を学ばせるよう達す。 法令全書	10・一〔 〕 勸息義城・広安真隨ら主唱し、知恩院境内源光院内に勸学院を創立（現東山学園の母体）。 東山100年史	
6・20〔8・8〕 軍務官、伏見に兵学校を設立（公卿〔堂上・非蔵人〕対象、8・2〔9・17〕開校の旨達し、兵学校規則制定。明2・9・4、大阪兵学校へ合併）。 同上	11・10〔12・23〕 書肆村上勘兵衛ら10名、小学校建営に賛同し建営資金1,000両を献金。 府史	
6・一〔 〕 山本覚馬、「管見」を府に提出（「我が国ヲシテ外国ト並立、文明ノ政事ニ至ラシムル」ために、人材教育の重要性を指摘し、学校設立を勧告）。 京都経済史	11・15〔12・28〕 府、組会所設置を論達（行政・自警・相互扶助のため各町組の中央に会所を設置、当初寺院をあて、まもなく小学校と同一建物となる）。 府庁文書 明1-10	
7・一〔 〕 府、市中の町組の改組を告諭（8・25〔10・10〕、市中各町協議して、上大組〔二条以北〕45番組・下大組41番組を組織）。 府史、京都経済史	11・20〔1・2〕 府、各町年寄・議事者を集め、小学校設立奨励を告諭（小学校の必要性を実利主義的に説く）。 ⁽³⁾ 府史	
8・17〔10・2〕 新政府、大学寮代を梶井宮邸に移す旨布達。 法令全書	11・30〔1・12〕 府、小学校設立を決議した町組に対し、その場所・図面を12・6までに決定し提出するよう指示。 同上	
8・一〔 〕 西谷淇水、小学校建設は急務と、府に建言（学校組織・経費支弁方法まで添え、学校数10~12校、1校の学童1,000~1,200人と計画）。 府教育史上	11・一〔 〕 下京12番組雁金町年寄、町内に小学教師適格者のない旨の「御断書」を府に提出。 京都小学50年誌	
8・一〔 〕 平野屋茂平（書林主、下京六角通柳馬場西入ル）、「奉懇願旨趣」・「小学校創立制法之論並用途見込之弁」を建白（『西洋事情』を参考か）。 同上	12・6〔1・18〕 府、小学校設立を申し出た番組に対し、建築から器具にいたるまでその様式を示達。 府史	
9・16〔10・31〕 新政府、京都に皇学所（九条邸・上京今出川寺町西）・漢学所（梶井宮邸・上京河原町今出川南）を創設する旨布達（大学寮代は漢学所に吸収）。 法令全書	12・10〔1・22〕 新政府、皇学所規則を制定。 法令全書	
9・28〔11・12〕 府、初めて小学校設立計画について示達（東脩〔入学金〕は無し、維持費は各戸半年1歩、10~12校ぐらい、1校の生徒1,000~1,200人、1校の教師20~30人。なおこの示達は、各町の意見を申年寄が集め、10・5〔11・18〕に大年寄詰所へ持参すべし、との前書をつけて、各町に達せられた）。 公同沿革史	12・18〔1・30〕 府、電別小学校建営出金について告示（貧民の電金はその組中から出し合うべきこと）。 府庁文書 明1-10	
9・一〔 〕 大年寄齋谷直孝ら、種痘館「有信堂」（上京東洞院姉小路上ル） ⁽⁴⁾ で教育を開始（上京27番組小学校の母体）。 府教育史上	12・26〔2・7〕 槇村正直京都府出仕、小学校建営の功勞により府から表彰される（刀具三種をうける）。 府史	
	12・一〔 〕 小学校建築費各番組 平均 800両、下付される。 京都小学30年史	
	この年	

参	考	日	本
(1) この種痘館は嘉永2年10月、諸人の子女に種痘をするため熊谷直恭(直孝の父)が設立したもの。直孝らは、自費・寄附金でこの種痘館学舎を維持し、毎月6の日、組内の子弟を集め、山科家家臣小林卓斎に三字経・小学・論語・日本外史などの講読を教えさせた。 維新期のころの鳩居堂、府教育史上	(2) 文部省年報明8によると「習字師西谷良圃ト云者、市街ノ習字師ヲ廢シ洛中ニ一ノ学校ヲ興シ、平民ヲシテ入学ノ自由ヲ得セシメンコトヲ建言ス、府庁其議ヲ可トシ、上下両京ニ各一ノ小学校ヲ興サンコトヲ企テタリシカ、人民其不便ナルヲ憂ヒ、書ヲ目安箱ニ投シ、以テ府庁ノ議ヲ中止センコトヲ謀レリ。然ルニ此市街タル從來一町内ニ必ス一ノ會議所アリ、其名善良ナリト雖モ其実ハ虚談空議ニ属シ、毎戸ニ配賦セル集金ハ飲酒ノ料ニ供スルノミ。府庁是ノ弊害ヲ察シ市街會議所ノ数ヲ減シ……每一区ニ一會議所ト定メ、減スル所ノ會議所ニ係レル入費ヲ毎区ニ一小学校ヲ公立センコトヲ下問セリ。人民ハ学校ト會議所ト二箇ニ分レ入費ノ前日ニ減セサルヲ恐レ、會議所ト学校トヲ合併センコトヲ願ヘリ、是ニ於テ始メテ市街小学校設立ノ議決定」	2・22〔3・15〕 新政府、京都に学校取調掛をおく(玉松操・平田鉄胤・矢野玄道などの国学者)。 3・14〔4・6〕 天皇、五カ条の誓文を發す。 3・28〔4・20〕 学校取調掛、学舎制案を提出(総裁局、他局の意見を求めたが、大学寮代の名称以外、重要な内容はほとんど不採用)。 閏4・一〔 〕 福沢諭吉、塾を芝新銭座に移し慶應義塾と名づけ、授業料制度を設ける(月に金2分)。 6・20〔8・8〕 鎮台府、「開板書物」の認可制を布告。 6・26〔8・14〕 新政府、旧幕府の医学所を復興。 6・29〔8・17〕 新政府、昌平坂学問所を昌平学校として復興。 7・1〔8・18〕 新政府、開成所の理化学施設を大阪に移し、舎密局と称す(大阪中学校、第三高等学校の前身)。 9・12〔10・27〕 新政府、開成所を開成学校として復興。 10・17〔11・30〕 新政府、長崎の精得館を長崎府医学校と改称し、長与専齋を学頭に任命。 10・27〔12・10〕 箕作麟祥、学校取調御用掛に就任(洋学者が教育制度改革に活躍しはじめる)。 11・4〔12・17〕 森有礼、学校取調掛を兼任。 12・2〔1・14〕 木戸孝允、普通教育普及を急務とすべき建言を政府に提出し、欧米流の学校制度を全国に実施するよう強調。 12・8〔1・20〕 沼津藩、沼津兵学校・同附属小学校を設立。	
(3) 「小学校建営ノ事、先達テ相談ニ下シタル処、快ク承諾シタル町モアリ、種々難渋申立断り出タル町モアリ、下ニ於テ不同意ナラハ押テ建営セヨトノ事ニハアラサレ共……」「裏家住居ノ者モ、借家住居ノ者モ、一電ヲ構ヘ朝夕ノ煙ヲ起セルモノハ、皆半季一分ノ出金ト申事ナリ」「此小学校ノ構ト云ハ学事而已ノタメニアラズ、便利ノ地ニ建営シテ、手跡算術読書ノ稽古場ナリ、儒書講釈心学道話ノ教諭所ナリ、組町集議ノ会所ナリ、又或時ハ布告ノ趣意ヲ此処ニテ委細ニ説キ聞セ、多人数ノ呼出シモ態々当府ヘ罷り出、終日ノ手間隙ヲ費サス共、府ヨリ此処ヘ出張シ申渡ス事モアルヘシ、一ツノ小学校成就セハ数多ノ便利コトヲヘシ、況ンヤ善キ人物出来立ハ、商法自ラ正路ニナリ、都繁昌シ人々渡世易カルヘシ」「辱キ都ニ住居ナカラ、却テ諸国ノ人ニ劣リ、イツ迄モ物事迂遠ニテ済ムヘキヤ、一等家職ニ賢コクナリ、商法正路ニ道理ヲ弁ヘ、勝レシ風儀ヲ引起シ、諸国ノ手本トナルナラハ、家々繁昌人々渡世安クシテ都ノ榮イフ迄モナシ」。			
↗	▷ 北村龍象の私塾、桑田郡佐伯村苗秀寺で開塾(同年馬路村に移り4年で廃止、明17・8再び同村で開塾、明27益科義塾跡で専ら地方青年を教育、明41閉鎖)。 丹波及丹波人 この年ごろ ▷ 峰山藩、峰山市中不断町に小学校を設立(専ら町村平民の入学を奨励)。 日本教育史資料 1		

京	都	府
1・24〔3・6〕 久美浜県、小学校建設を奨励。 府教育史上、石川村誌	6・9〔7・17〕 上京24番組小学校その他で、 窮民救済米売られる。府史	
2・2〔3・14〕 府、告諭大意第二編を發し、 王政復古の理由を示し、臣民の心得を説く。 府庁文書 明2-2	7・11〔8・18〕 府、小学校生徒試験規則を初 めて制定。京都小学30年史	
2・22〔4・3〕 府、「中学校小学校建営趣意」 を弁官に提出。府庁文書 明2-7	7・一〔 〕 府、孟蘭盆に子供が淫な歌を 歌うことを禁止（仮初ノ遊戯ニモ正シキ事ヲ見習 フヤウ、親々共ヨリ教諭スベキ事）。 府庁文書 明1-11	
2・22〔4・3〕 府、弁官・山城国中社寺に対 し中小学校教師の推薦を依頼。府庁文書 明2-2	9・2〔10・6〕 政府、漢学所・皇学所を廃止 （国・漢学者間の対立激化と、政府の京都大学校 設立計画のため）。法令全書	
2・一〔 〕 宮津藩、学業奨励の達を出す （上進者には増俸などあり）。日本教育史資料 2	9・一〔 〕 府、澄川拙藏（6・4に当府 雇小学校出仕として採用）を、府学校掛とする。 ※学務志草稿	
3・2〔4・13〕 府、弁官に対し中学校の意味 を釈明（儒家の大学校・小学校の類ではなく、政 治と教育を扱う所で、和漢の故実を穿さくする所 ではない）。府史	10・18〔11・21〕 下京14番組（修徳）の中年寄 ら、小学校維持法として小学校会社の組織を提 言 ⁽²⁾ （これは一種の金融機関であるが、府はこの 設立を認め、以後府下に普及。10・20には下京3 番組が会社設立の願書を提出）。 府史、府教育史上	
3・12〔4・23〕 府、小学校建設の棟上式など の際、放蕩・乱情・驕奢の挙動のないよう指示し、 その旨を弁事に報告。府庁文書 明2-7	10・一〔 〕 府、小学校会社設立奨励を達 す。府史	
3・22〔5・3〕 府、上京11・26・27の各番組 に対し、賞詞を達す（はやく小学校建設を申し出、 しかも番組で建設費を負担したため）。 公同沿革史上	10・一〔 〕 府、市中の小学校永続と産業 引立てのための玄米3,150石下付を達す。（各小学 校はこれを現金にかえて維持費にあてた）。 ⁽³⁾ 同上	
4・14〔5・25〕 府、組会所兼小学校建営費を 下付金の他に戸別賦課せず、すでに集金した分は 返却するように達す。府庁文書 明2-2	11・22〔12・24〕 太政官、京都大学校設立計 画の中止を布達。法令全書	
4・24〔6・4〕 皇学所、洛中洛外の「諸社々 家次三男に至る迄」入学許可する旨、布達（5・2 には漢学所が同趣旨を布達）。同上	11・一〔 〕 亀岡藩、藩立小学校を亀岡市 街に設置（人民一般の子弟に読・書・算を教授す る端緒を開いたが廃藩のため目的達成はしなかつ た）。日本教育史資料 2	
4・一〔 〕 府、再度鑑金の意味について 告諭（縦構費のみにあてるべき鑑金を冥加金と思 ったり、一度に1、2両も集金する町役人がいる ため）。府史	12・7〔1・8〕 府、下京の各小学校へ府令書 を一部ずつ下付（すべて開校したため）。府日誌	
5・2〔6・11〕 府、小学校建営費について再 び告諭（各家から強制徴集した金品は返却するこ と、ただし自発的寄付はこの限りではないとする）。 同上	12・8〔1・9〕 京都の留守官、大学校代の10 日仮開校の旨、山城国中の社家へ布告（同時に、 元皇・漢学所の学生は自由に出席するよう達す）。 府庁文書 明2-3	
5・21〔6・30〕 府、小学校諸規則を制定（小 学校規則・講師教師助教撰挙規則・学童定等・春 秋試業科学法式）。府史	12・10〔1・11〕 府、大学校代の仮開校を達す （政府が京都大学校の設立を中止したため）。 府史	
5・21〔6・30〕 上京27番組（柳池）小学校落 成開業式 ⁽⁴⁾ （本邦最初の近代的小学校、付表1の 明2設立小学校一覧参照）。府史、府日誌	12・20〔1・21〕 府、稽古初め式の次第制定 （学年初めである正月に行なうもの）。 府教育史上	
5・22〔7・1〕 府、市中各組小学校の望火櫓 設置の願いを認可し、その旨弁事に報告（明3・ 8までには各校完備）。府庁文書 明2-7	12・21〔1・22〕 上京28・29両番組協定の小学 校（現京極校）、落成開業式を挙（以上で市中 の64校すべて開業）。府史	
5・一〔 〕 福知山藩校惇明館、遊泳科を 教科に加える（毎年5～6月、12～2時）。 日本教育史資料 2	12・26〔1・27〕 府、第2回目のお下げ米3,200 石の下付を達す（これにより組内の貧民の戸賦金 を免除し産業富殖の道を一そう開かせた）。同上	

参	考	日	本
(1) 柳池校を含めて、市中64小学校の落成開業式 の日付は、府史・京都府日誌による。この日の式 典は、「小学校落成開業式」にのっとり、府公認 の正式のもの。		1・一〔 〕	伊藤博文兵庫県知事、「国是 綱目」を政府に提出（全国人民に開化の学習を教 育するため、大学校・小学校の創設を提唱）。
(2) 下京14番組会社の規格的によれば、同志の「身 上」に応じた出金を基金とし、その利子で、貧 民奨助、小学校維持費の捻出、社中零落者の再起 補助をすることを目的としている。		2・5〔3・17〕	新政府、府県施政順序を發表 （その第13項目は「小学校ヲ設ル事」で、庶民対 象の小学校設立を奨励）。
下京3番組会社の「仕法書」（これによって有 志金の運用方法がわかる）。		7・8〔8・15〕	新政府、大学校を設立（昌平 学校が中心、開成・医学両学校は分局。教育行政 も担当。大学校設立のため、京都の皇学所・漢学 所への現米4,000石・金6,000両はそれぞれ半額に 減少。皇学所からの復旧運動も奏効せず）。
仕法書		8・2〔9・7〕	大学校で学神祭を挙（孔子 の代りに八心思兼命を祭ったため、国学派と漢学 派の抗争の原因となる）。
一、金貳千七百兩 有志一統出金基金立 但壹ヶ月壹分利足 壹ヶ年利分 三百貳拾四兩 内金貳百兩 小学校費手当 同 三拾壹兩壹分 拝借金上納 同 拾五兩 御冥加金上納 同 七兩貳分 入学出精之児童へ褒美手 当 同 五拾兩 窮民助成手当 残而金貳拾兩壹歩（以下略）公同沿革史		9・18〔10・22〕	海軍操練所を築地に設立（海 軍兵学校の起源）。
(3) お下げ米の運用法をうかがう一史料として下 京1～8、10、11、25番組の出した「乍恐御請書」 をみると、		10・20〔11・23〕	陸軍操練所を芝新銭座に設立。
「今般市中小学校六拾三ヶ所江御米三千百五拾石 御備被成下候段、御布告之趣奉拝承、御仁恤之程 組中一同誠以難有仕合奉存候。因茲御米御下ヶ次 第町々割預ヶ相備置、年柄ヲ見込代料ニ仕替、町 々身元随成者へ金子相預ヶ、安利ニ而年々積立、 自然凶年之見込有之節ハ、右金子ヲ以玄米買入仕 救助手当仕度、乍恐此段御伺奉申上候。御下知被 成下候ハ、難有仕合ニ奉存候 以上 明治二己年十月廿五日」 公同沿革史		12・17〔1・18〕	政府、大学校を大学、開成学 校を大学南校、医学校を大学東校と改称。
この年			
▷ 宮津藩学問所・礼讓館、文学所と改称。 南山・三山木			
▷ 府、奏平兵衛に褒美金一万疋を下賜（小学 校建営に最初から努力し、さらに桐苗1,000本を 献納したため）。※明2賞記			
▷ 府、4人の権大属に褒美金を下付（市中小 学校開設に奨励したため）。※明2賞記			
▷ 田辺良輔『新兵体術教練』（おそらく日本 人の手による最初の体操書）。 日本スポーツ100年の歩み			
▷ 亀岡藩、以後優秀な藩士子弟を藩費で東京 開成学校へ留学させ、欧米諸学を学ばせる。 日本教育史資料 2			
▷ 市中で多くの寺子屋が廃業（小学校開設の ためで、廃業確実な数は上京30〔残り1〕・下京4 〔残り不明〕である）。日本教育史資料 8			

京 都 府

1・15〔2・15〕 府、上京27番組小学校・下京14番組小学校で、それぞれ上京・下京各校の新年起業式を挙行（その後は開業式挙行の順に各校で実施）、この日同時に学資献供者褒賞も両所で行なわれる。 府庁文書 明3-8

1・24〔2・24〕 京都留守官、京都学校（京都大学校代）が仮に同官の所轄となることを告示（東京大学校の支配を離れる）。 府庁文書 明3-2

1・一〔 〕 知恩院内源光院に勧学場創設。 東山100年史

2・12〔3・13〕 府、小学校会社の設立を督促（「各組約100石のお下げ米を基本にして、はやく小学校の永久維持法を確立するよう」。すでに数校は設立願書提出済み）。 府庁文書 明3-5

3・2〔4・2〕 府、中学教員を小学校小検査に出張させることを定める（この中学は、当時教育行政機関、翌月小検査を施行、試験の最初）。 京都小学30年史

3・一〔 〕 久美浜小学校設置。熊野郡誌

4・23〔5・23〕 澄川孟致、中学校の設立・洋学者を選んで小学校俊秀生に外国語・洋算を教授させることなどを府に上申。 府庁文書 明4-16

5・9〔6・7〕 府、東洞院有信堂を以後医学校・治療所兼種痘所とする旨布達（10日から開業。「診察希望者はその町組の中年寄の添書を持参すること」）。 府庁文書 明3-5

6・2〔6・30〕 豊岡藩庁、女学校設立を達し、7、8歳以上の女子の就学を奨励。 日本教育史資料 2

6・27〔7・25〕 豊岡藩司民局、市中小学校の設立を達し、就学を奨励。 同上

6・一〔 〕 小学校の経営について、上京11番平安隊⁽⁴⁾の有志、府へ上言（文明の時代に無能者や僧侶が「人倫ヲ教授」するのは不相応なので、教師は「士庶之内」から選挙すること、など）。 ※小学校雑記

7・11〔8・7〕 府、初めての小学校大検査を実施（明2・7の「小学校生徒試験規則」によるもので、府大小参事以下臨校、自ら試験を行ない、優等の者には賞を与えた。試験場は上京25、下京26組番小学校）。⁽⁵⁾ 府史

7・25〔8・21〕 太政官、京都留守官管轄学校（京都学校）を廃し、府に「府学」の設立を令す。 法令全書

8・13〔9・8〕 府、「府学」の学科・学則・入費などについて、太政官へ伺いを提出（太政官は(1)学則〔大学校への接続〕については後で回答する、(2)入費については、月1,000両を与える、と回答）。 ※中学校記

8・29〔9・24〕 府、「府学」の精神について、弁官へ伺書を提出（皇・漢学中心に広く海外の知識をも折衷する方向で学則を立て、府学専務に、広瀬範治を起用し準備するというもの）。⁽³⁾ ※中学校記

8・一〔 〕 府、市中各小学校に防火具などを備えさせ、防火事務の取扱いを令す。 府史

8・一〔 〕 宮津藩、礼議館に卒の入学を許可（福知山・宮津・舞鶴各藩の撃剣大試合のため）。 与謝郡誌

10・10〔11・3〕 府、海軍兵学修行の者を調査するよう達す。 布達要約

閏10・9〔12・1〕 府、従来の小学校掛を学校掛と改称（中学の事務も兼任させるため）。 府庁文書 明3-26

閏10・17〔12・9〕 明石博高、京都府に出仕（植村正直府参事・三井源右衛門府御用掛・山本覚馬府顧問らの懇請による。舎密局・医学校・療病院その他の施設のできる端緒となる）。 明治文化と明石博高翁

閏10・一〔 〕 府、華士族・卒・社寺に対し、中学内の小学舎に子弟を入舎させるよう達す（12月「中学内小学舎入学規則」制定）。※中学校記
閏10・一〔 〕 府、洋学を奨励（「海外諸国に相通ずる」ことの急務を説き、洋学諸学の学習希望者は申し出ること、また中添年寄・庄屋はすでに学習している者の名前・学術を報告すること、を布達）。 府庁文書 明3-6

11・7〔12・28〕 府、留守官に対し、諸藩藩士族卒などの、本府中学入学を令するよう申請（11・9、留守官、困難である旨回答）。 府史

11・11〔1・1〕 久美浜県小学校係、久美浜小学校則を達し、8~20歳の子弟の入門を勧誘（夜学・寄宿も行なわせ、ひろく町民の教化を図ったほか、布告の説諭等も行ない政治向きの事を取次ぐ場所とした）。 府教育史上

11・14〔1・4〕 福知山藩校、算術科を増設（平民子弟の入学を許可）。 日本教育史資料 2

11・18〔1・8〕 府、洋学所独逸学校を旧角倉浪江邸に設立する旨達し、入学生を募集（独逸学校教則・校中生徒心得条目・通門規則などを制定。教師は普人 Rudolf Lehmann。英仏蘭独の語学と数学を教授）。 府史、府治沿革志

11・25〔1・15〕 府、中学任官と職掌申渡案その他について、弁官へ伺書提出。⁽⁴⁾ ※中学校記

11・27〔1・17〕 府、二条城北の旧所司代邸を中学舎と呼び、12・7から開学の旨達す。⁽⁵⁾ 府史、※中学校記

参 考

- (1) 4年6月以前は、華士族卒は番組に入らず隊を組織。 ※小学校雑記の朱書
- (2) 受験生は前もって組々に教師によって選出された。試験の結果、即座に生徒が助教に任ぜられ、その他の生徒には成績により特試・上試・中試と分け、褒美（詩経・礼記・孟子など）が与えられた。また試験の上、添年寄が助教に任ぜられた。
- (3) 「神典・皇典を以基本と為し、漢籍を以て補翼ト為スコシト之御主意、兼てより被仰出有之処」このことについては種々の議論が起つている。「抑モ僅ニ有限之事ヲ以テ無限之事業を為すべきの今日」なので、さきの「大主意ハ固ヨリ大ニ尊奉致シ候得とも、是は道の本体なり、其學術ニ至リ候而は、皇漢ハ固ヨリ広く海外之事に亘リ折衷実用遂ス」
- (4) 1. 中学教官の位を大学より一等さげる。
2. 博士はおかず、大学の助教を中学の教授にあてる。等
- 12・2、弁官、当分の間は「於其府仮ニ相設可申候事」と回答。
- (5) 長幼尊卑を論ぜず、学業の等級を以て序とする、と能力主義がとられ、朝8時から4時までが正科の時間とされた。
- (6) 太政官令により旧来の府学を中学と改称し、一般子弟の入学を許可した。「学体」は、大学が「中小学規則」と共に制定したもの。
- (7) 実験室は旧長州屋敷の一角を改造して使用。明石博高らの煉真舎で使用した器具薬品の寄贈をうけ、明4・3から事業開始したらしい。舎密局としての最初の事業は理化学の教授および実験で、煉真舎の生徒がそのまま入学し、開局以来5年間で、受業生は3,000人に達した。

11・一〔 〕 府、中学校の意義をとく（8~15歳・小学校で普通学を学び、16~22歳・中学校で専門学を修め、俊秀者は大学へ進学、華族以下卒は市中小学校へ子弟を送るのを嫌がっているので中学内に小学舎を設ける、16歳以上で初学の者は小学舎に入らず中学等外生とするなど、同時に小学中学五科規則を制定。これは明3・2政府、大学の中小学規則によるもの）。 府庁文書 明3-7

11・一〔 〕 府、中学進学希望者は師範役の添書をつけて願ひ出るよう、また春秋の試験での優秀者は官費での中学入学を許可する旨、市中に布達。 学規全書

12・7〔1・27〕 府中学、開校式を挙行。同時に「学体」を制定。⁽⁶⁾ 府史

12・22〔2・11〕 京都舎密局仮局開業式（木屋町二条の黄檗印房に仮設。本館は鴨川西岸夷川・現銅駝中敷地）。⁽⁷⁾ 業業往来 162、島津製作所史

日 本

1・3〔2・3〕 大教宣布の詔發布（治教を明かにし、惟神の大道を宣揚すべし）。

2・一〔 〕 大学、大学規則・中小学規則を制定（欧米風の学校規則の初め、府藩県には頒布せず）。

2・一〔 〕 小幡基三郎『西洋学校軌範』（欧米教育論の翻訳書の初め）。

2・一〔 〕 政府、従来のイギリス医学に代つてドイツ医学採用方針を決定（明4・8、ミュレルとホフマン、大学東校着任）。

6・8〔7・6〕 東京府、府下に6小学校の開設を布達。

7・12〔8・8〕 大学本校閉鎖（大学内部の国漢学派と洋学派の対立のため、洋学派の勝利決定的となる）。

7・27〔8・23〕 政府、諸藩に対し貢進生制度を令す（石高に応じて一定数の人材を大学南校へ入学させる）。

7・29〔8・25〕 太政官、官選遊学以外、華族の遊学費支給を廃止。

9・4〔9・28〕 太政官、東京府下に中学校開設を令す。

9・一〔 〕 ミス キダー、横浜のヘボン施療所で女子教育を開始。

10・一〔 〕 スマイルス 著・中村正直訳『西国立志編』（~明4）静岡で刊行。

11・4〔12・25〕 西周、家塾育英舎を開設。

11・4〔12・25〕 海軍操練所を海軍兵学寮、大阪兵学寮を陸軍兵学寮と改称。

12・22〔2・11〕 太政官、海外留学生規則を制定（留学生事務は大学の管轄）。

京 都 府	参 考
<p>1・14〔3・4〕府、市中に対し洋学所への就学を奨励。府史</p> <p>1・19〔3・9〕府、市中各小学校の講師⁽¹⁾を廃し中学職員8人に小学校廻講を命ず(またこの日市中に対し、中学講釈を聴講するよう布達し、同時に各組の日割を発表)。府庁文書明4-8</p> <p>1・一〔 〕官津藩、官津市街に小学校の設立を許可し、有志の子弟に入学させる。日本教育史資料2</p> <p>1・一〔 〕府、初めて中学教官の月給をきめる。※官職進退</p> <p>2・25〔4・14〕府、貫属・華士族らの中学強制就学策について弁官に伺いを提出(弁官3・14付で一応の賛意を表明)。府史</p> <p>2・一〔 〕中学、書籍拝借の見料取扱い、について、府に上申(認可)。※中学校記</p> <p>2・一〔 〕明石博高、外人教師を招き洋式病院・医学校を設置するよう府に建言(府は資金不足のため却下)。明治文化と明石博高翁</p> <p>2・一〔 〕官津藩、医学校で洋学教授する旨達し、その規則を制定。日本教育史資料2</p> <p>3・2〔4・21〕洋学所、勸業場内(元長州藩邸)に移転し欧学舎(中学の一部)と改称。府史</p> <p>3・25〔5・14〕英学校開学(河原町夷川南、高田別院内、教師は米人(Charles Baldwin)。この日、英学校教則を制定。同上</p> <p>5・一〔 〕府、中学生徒の学資出金規定を定める(例えば華士族卒で禄が3石以下のものは半年1分。庶人で雇人1人までの農商は無料)。府庁文書明4-12</p> <p>5・一〔 〕福知山藩校、英語学科を増設。日本教育史資料2</p> <p>6・5〔7・22〕欧学舎、暑中休暇について府へ伺う(西洋に準じて6・15~7・15を休みたい、との外人教師の要求による。認可)。※諸伺願書</p> <p>6・10〔7・27〕府、中学への官給費(1,000円)の増額を政府に要求(10・5不認可)。府史</p> <p>6・28〔8・14〕土木掛、欧学生増加のため、控室の増築を府へ上申(中学移転計画があるため不認可)。※諸伺願書</p> <p>6・一〔 〕大黒屋太郎右衛門、貸本所を始めるため学習院および大学校の書籍貸下げを府へ出願(8月書籍5箱貸下げをうけ、10月書籍会社と呼称することを出願)。府教育史上、※中学校記</p> <p>8・7〔9・21〕中学、「欧学舎入学志願者のうち、四書熟読はできないが英語のみできる者を</p>	<p>入学許可したい」旨、府へ伺う(そのつど伺出の上認可する、と回答)。※伺留</p> <p>8・8〔9・22〕中学の新設置場所は二条城が最適と、ポールドウィンとレイマンが府へ上申。※諸伺願書</p> <p>8・一〔 〕府、「小学課業表」を制定(和漢洋の混合で句読科の程度は特に高い)。府史</p> <p>9・一〔 〕府、華士族・卒・社寺に対し、その子弟を衆庶と同じ小学校に入れる旨、告諭。(同時に「小学校助費金」の制を達し、華士族・卒、社寺にも小学校維持費を課す)。府史</p> <p>10・4〔11・16〕府、各小学校で報時鼓を打つことを布達。布達要約</p> <p>10・19〔12・1〕舎密所、刑死体の解剖所設立を府に上申(場所を探すよう回答。10・5には犬猿の解剖を出願し認可)。府庁文書明4-16</p> <p>10・20〔12・2〕府、仏学校(河原町二条下る)を仮開校(中学の1分校で、10・6にすでに仏人Léon Duryを雇い入れ授業開始)。※雑記</p> <p>10・25〔12・7〕宮内省式部寮、元学習院蔵書</p> <p>10・一 府、仏学校への就学を奨励(語学・医学・舎密・地理学・諸種の職業)。学規全書を引き渡す旨、府へ申し入れる。※伺留</p> <p>10・一〔 〕府、各町の大日地蔵・堂祠売却、その収益の小学校納入を市中に達す(地蔵など迷信で、時間・金銭の浪費である。明6・2には郡部に対し同様布達)。御布令明1-11</p> <p>10・一〔 〕府中学、学術職業進歩のため就学を奨励。府史</p> <p>10・一〔 〕小学校建設について、長谷川小十郎ら亀岡支庁へ建言(このころから、郡部有志からの小学校設立願いが始まる)。※文部之部</p> <p>10・一〔 〕府中学、欧学志願者多数のため募集停止を達す。府庁文書明4-16</p> <p>10・一〔 〕中学、小学校教師の切磋会創立を知事に上申(認可)。※伺留</p> <p>10・一〔 〕中学、市中小学校の毎月の小検査のみでは不十分と、官員巡校制を知事に上申(認可)。※伺留</p> <p>10・一〔 〕府、療病院設立の意義について告諭。府庁文書明1-11</p> <p>11・一〔 〕府、「京都六十四小学校記」を各小学校に配布(府典事・西尾為忠の記文、熊谷直孝の書で、市中小学校の創立次第をのべる)。京都小学30年史</p> <p>11・一 府、郡部に対して小学校設立を勧奨(北桑田郡誌によれば22日)。府史</p>

参 考	日 本															
<p>(1) 当時、各小学校で月々講釈をし、組内の成人教育にあたる。</p> <p>(2) ①原価の1/50を見料とする。②教官・官員と雖も見料を要す。③1日でも借用の者は、1カ月分の見料を納める。</p> <p>(3) 小学課業表(1・2等は略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第三等</td> <td>国孟小地生 史 学 産 道 事 案 略子学始内</td> <td>帝英 獨語学一 百言</td> <td>諸商私 国壳 郡往 名来文</td> <td>算 術 珠 算 兼 筆 諸 諸 法 法</td> </tr> <tr> <td>第四等</td> <td>職戸学論世 員籍 界理 国図</td> <td>年国 号名</td> <td>受苗山京 取 城 都 字 郡 諸 村 町 地</td> <td>珠 算 兼 除 修 修 法 法</td> </tr> <tr> <td>第五等</td> <td>小孝子弟 弟 中 中 心 制 制 得 制 制 草 經 法 法 得 名</td> <td>五 十 韻 平 片 カ 之</td> <td>五数支三名 韻 枚 御 高 名干札頭</td> <td>珠 算 兼 加 修 減 法 法</td> </tr> </table> <p>(4) 従来、華士族・卒・社寺は、府、したがって、番組に籍がなかったため、中学内小学舎に就学することになっていた。明4・6以後(明3の参考事項1参照)府に移籍。また当時、華士族・卒・社寺らは子弟を番組小学校に通わせることを嫌う。</p> <p>(5) この規則により、在学期間3年、毎月15日入学、入舎年齢10~25歳、学資金は入学の際必ず1年分を前納、試験は毎年春秋の2回、などを定める、なお、明4の中学生徒数は、実数総計562人(皇漢生291人、英独生225人、舎密生46人)。</p>	第三等	国孟小地生 史 学 産 道 事 案 略子学始内	帝英 獨語学一 百言	諸商私 国壳 郡往 名来文	算 術 珠 算 兼 筆 諸 諸 法 法	第四等	職戸学論世 員籍 界理 国図	年国 号名	受苗山京 取 城 都 字 郡 諸 村 町 地	珠 算 兼 除 修 修 法 法	第五等	小孝子弟 弟 中 中 心 制 制 得 制 制 草 經 法 法 得 名	五 十 韻 平 片 カ 之	五数支三名 韻 枚 御 高 名干札頭	珠 算 兼 加 修 減 法 法	<p>1・一〔 〕福山藩、民衆教育のため啓蒙所を藩内各所に設立することとし、開明的な啓蒙社大意・啓蒙所大意・同規則など公布。</p> <p>2・2〔3・22〕外務省、洋語学所・漢語学所を設立(明6・5・18文部省移管、11・4東京外国語学校に吸収)。</p> <p>3・一〔 〕慶応義塾、芝三田に移転。</p> <p>7・18〔9・2〕大学を廃し、文部省を創設(同日付初代文部大輔、江藤新平(~8・4)。7.28付初代文部卿、大木喬任(~明6・4・19))。</p> <p>7・21〔9・5〕大学東校・大学南校を文部省直轄とし、単に東校、南校と改称。</p> <p>8・14〔9・28〕工部省に工学寮設置。</p> <p>9・1〔10・14〕熊本洋学校開校(教師は、米人ジェーンズ)。</p> <p>9・25〔11・7〕学制改革のため、東校・南校を一時閉鎖(10月再開、学則を改正し、新しく生徒募集)。</p> <p>9・27〔11・9〕司法省、明法寮を設立し、法学研究、法官養成を行なう(明5・7、明法寮内に法学校設置)。</p> <p>9・一〔 〕岩国県、中学校・小学校・語学校・女学・医学所などから成る学校条例を制定。</p> <p>9・一〔 〕名古屋県、「義校」の設立に関して布達(有志隠金による民衆教育施設で、京都府の番組小学校に類似)。</p> <p>9・一〔 〕工学頭・山尾庸三、盲学校・聾学校設立建白書を太政官へ提出。</p> <p>10・22〔12・4〕華族の外国留学・実学修得を勧める勸諭発せられる。</p> <p>11・22〔12・23〕文部大丞・田中不二麻呂、欧米教育制度調査のため岩倉使節団に随行(開拓使派遣の津田うめら5少女も同船、米国へ留学。中江兆民も同船しフランスへ留学)。</p> <p>11・25〔1・5〕太政官、府県の学校をすべて文部省直轄とする。</p> <p>12・2〔1・11〕文部省、学制取調掛を任命(箕作麟祥ら11人、のち1人追加、2人を除き全員洋学者)。</p> <p>12・23〔2・1〕文部省、東京府下に共立小学校7校(東京府小学校をひきつぐ)と洋学校1校の開設を決定。</p> <p>12・25〔2・3〕米国駐在少弁務使・森有礼、米国の有識者に対し、日本の教育についての意見を求める(その返書を明6“Education in Japan”として刊行)。</p> <p>12・一〔 〕文部省、東京府下に外人女教師を雇い、共立女学校設立を決定(明5・2南校構内に設立、11月下旬、東京女学校と称す)。</p>
第三等	国孟小地生 史 学 産 道 事 案 略子学始内	帝英 獨語学一 百言	諸商私 国壳 郡往 名来文	算 術 珠 算 兼 筆 諸 諸 法 法												
第四等	職戸学論世 員籍 界理 国図	年国 号名	受苗山京 取 城 都 字 郡 諸 村 町 地	珠 算 兼 除 修 修 法 法												
第五等	小孝子弟 弟 中 中 心 制 制 得 制 制 草 經 法 法 得 名	五 十 韻 平 片 カ 之	五数支三名 韻 枚 御 高 名干札頭	珠 算 兼 加 修 減 法 法												

京 都 府	
1・11〔2・19〕 中学、前年通り始業。 ⁽⁴⁾ ※伺留	役人へこの旨達す(小学校周旋方を各村に設ける)。 ※文部之部
1・14〔2・22〕 欧学生・沢村慎十郎、無届欠席のため償金1分官納を府から命ぜらる。 ⁽²⁾ ※雜記之部	4・14〔5・20〕 府、新英学校・女紅場を開業(上京土手町丸太町南旧九条邸)。 ⁽⁵⁾ 府史
1・19〔2・27〕 舎密局、嵐濤三の石けん製造授業の願いを府に上申(認可)。 ※諸掛建言	4・18〔5・24〕 府舎密局、解剖人身理学研究のため、五条坂無縁墓地に露出している骨骸の利用を知事に請願(認可)。 ※諸掛建言
1・一〔 〕 府、仏学校を開校(知恩院華頂宮旧邸内)、また仏学校教則を制定。 府史	4・28〔6・3〕 府、小学校教師志望の者は受験を出願するよう達す。 府庁文書 明5-7
2・5〔3・13〕 宇治郡醍醐村組合立小学校・同郡勸修寺村組合立小学校、開業式(当時の府下12郡での最初。明7・2までに郡部で開校するもの118校)。 府庁文書 明5-33	4・一〔 〕 村上勘兵衛・大黒屋太郎右衛門・三国幽眠・梅辻平格、府の集書院建営にたいし百両ずつを献納し、集書院落成まで読書人便宜のための会社設置を出願(府、集書会社と称することで認可、上京区東洞院姉小路下ルに建設)。 府誌 上
2・15〔3・23〕 綾部出張庁、同所廃止のため1中学校(士族卒子弟の教学所)・4小学校の維持を府に願ひ出る(府中学は、綾部の中学校を小学校に改めるよう指令)。 府庁文書 明5-34	4・一〔 〕 府、新英学校・女紅場への就学を市中に奨励。 ⁽⁶⁾ 府庁文書 明5-7
2・27〔4・4〕 浄教寺覚道、「小学校建設の節は筆道教師に採用されたい」旨、園部出張庁へ請願(同人は寺子屋師匠、他にも同例が多い)。 府庁文書 明5-35	5・3〔6・8〕 市中の「番組」、「区」と改称。 府庁文書 明5-7
2・一〔 〕 府、小学生用の大検査につき受検心得・褒賞返式を制定。 府史	5・4〔6・9〕 府、褒賞規格を制定(郡村小学校の設立始まり、学資献納者多いため)。府史
2・一〔 〕 豊岡県、福知山学校仮規則を制定(士族・庶民の入学、地方遊学可能)。 府教育史上	5・6〔6・11〕 福沢諭吉、「京都学校の記」を記す(5・1視察の感想。小学校制度を称賛)。 福沢全集 20
2・一〔 〕 府、産業振興のため鴨東(現京大病院付近)に牧畜場を開設(産業基金金利子で教師として米人 James Austin Weed を雇傭)。 実業教育50年史	5・一〔 〕 府、新英学校・女紅場の基金を制定(基金5万円は学校出納係で管理、月1分の利子500円で同校場を維持)。 府史
3・23〔4・30〕 園部出張庁、小学校建営場所として元泉銀札場の下付を府へ請願(許可)。 ⁽³⁾ 府庁文書 明5-34	6・3〔7・8〕 天皇、諸学校を見学し学事の進歩を称賛。知事に勅語を下賜。 ⁽⁷⁾ 同上
3・一〔 〕 亀岡出張庁、「小学校取建ノ伺」を府に提出(四民同一に家別に学費を出し、まず城下から建設したい)。 ※文部之部	6・一〔 〕 園部出張庁、「左伝講釈に秀れるため、士族劉須の娘・婦美15歳を句読助教に任命したい」と府に申請(典事が直接試験、他の生徒の励みにもなるため)。 ※諸掛建言
3・一〔 〕 府、私塾の届出制を達す(「元来人民教育ノ道ニ於テハ公私ニ因リ其差別無之管ニ付」という理由)。 府庁文書 明1-11	6・一〔 〕 伏水町民ら、3小学校協立を出願(府、奨許し各校へ100円ずつ下付)。 府史
3・一〔 〕 桑田郡神吉下村(現、船井郡八木町)の高木文平、「学校必要」の告諭を府に請願(自分の私塾への幼童入学が少ないため、亀岡出張庁、請願を支持)。 ⁽⁴⁾ 認可)。 府庁文書 明5-34	6・一〔 〕 半年1分の竈別金廃止(各区適当に実費徴集)。 京都小学30年史
4・1〔5・7〕 臨濟宗妙心寺、般若林を同寺山内に創設(明8・4閉鎖)。 妙心寺600年史	7・3〔8・6〕 郡中小学校開校式での講義は、句読師に代って中学派遣講師が担当(句読師では開化的ではない者が多いため)。 府教育史上
4・8〔5・14〕 亀岡出張庁、余部村の深海善右衛門に番組学校周旋方を命じ、同村他3カ村	7・10〔8・13〕 桑田郡第2区、小学校建営費銀札15貫目下付されたことに対し、亀岡出張庁に謝礼(郡部小学校建設に際して現金や建物が下付された例が多い)。 ⁽⁸⁾ ※文部之部
	8・5〔9・7〕 欧学会、「独逸学生の増加際限なく」と、当分入学中止を府に申請(認可)。 ※伺留
	9・5〔10・7〕 欧学会、無届欠席生徒の罰金

参 考	日 本
(1) 1・4、中学は各小学校三道教師に対し「打鮑被下候間、同日第8字礼服用用出費可有之候事、但教師之内婦人者着用改ニ不及候事」と、また1・9には「11日中学開業之節、日本政記・大学・萬国公法三籍講義之積。17日より小学巡講之儀、21日より為小検査臨校之儀」と布達。	2・13〔4・2〕 福岡孝弟、文部大輔に就任(～8・13)。
(2) 1・25には欧学生・野村留蔵が「正月10日迄休暇之処、11日迄と心得違」いして罰金1分を課せられている。	2・一〔 〕 この頃、福沢諭吉『学問ノススメ』初編(～明9・11、17編)。
(3) この他、明5・4桑田郡1番組の各村庄屋年寄が連名で、新築では非力の村に負担がかかりすぎるので、旧藩従五位殿御隠居屋敷の一部を貰い下げて開校したいと、亀岡出張庁へ請願し認可された例など数件。	3・13〔4・20〕 天皇、東校に行幸(学校見学の初め)。
(4) 亀岡出張庁の府への添書。「右三通申出候ニ付、神吉上村、和田村両村之事情篤ト探索致候処、右文平申出候通ニ相違無御座、全々両村之者共頑愚固陋ヨリ教諭ニ応セサル趣ニ付、早速両村之役人共呼出シ理解致シ置キ申候……」。高木は明3・8居村に私塾(のち桑田郡15番組小学校となる)を設立。富国強兵をめざし体育を重視。 府議会歴代議員録	4・15〔5・21〕 開拓使仮学校、東京に開校(札幌農学校の前身、9・19女学校を併置)。
(5) 英人Hornby Evans が英学を、その妻エミリーが女紅を教授。まず華士族の子女78名が入学。府、同日「女紅場規則」を制定。	4・25〔5・31〕 教部省管轄の教導職を設置(宣教使は3・14神祇省と共に廃止)。
(6) 「各其職を励んで国家之富強を助け以て自身之幸福を増長するは、人生の要務なり、今や文明日々改新、人智之進歩、豈一字間も怠惰に過ぐべき事ならん哉、依之大に管内之者之知識を広めんが為め、先年来数ヶ所の学校を設け、外国教師を雇入授業為致候処、猶又今般、工芸・知術を進歩せしめんが為、丸太町通鴨川岸において一之学校を開き、地理、算術、舎密、和洋之女工・英仏語学等教授致させ候条、志望者は「男女長幼に不限中学校江願出候事」。	4・28〔6・3〕 教部省、国民教化の基本大綱「教則三条」を教導職に示す。
(7) 長谷知事はこの勅語に次の文書を添えて、24日各校に下付。「……抑々政治之要旨は 官民心を一にして、共に朝旨を奉戴し、盛んに経倫を行ひ永く土地の繁栄を計るにあり、御賞詞に教育行届と、仰出されしは、汝等能く府庁の令を奉じ朝廷之御趣意に協ひし所以といふべし。希くは怠りなく、更に励精進歩して人材を養育し土地を隆盛し、海内に先たち富強の御基礎を助け奉るの実功を挙げ」るように。 府史	5・29〔7・4〕 文部省、東京師範学校を設立(8月南校より米人スコットを招く)。
(8) しかしながら戸別の強制的?寄付金も多額に及んでいる。たとえば船井郡第5区(園部町摩気地区)は明6・7小学校建設寄付金総計114円を、園部出張庁に報告している。それによれば半田村の場合、計20円87銭5厘で、個人別では最高7円から最底12銭5厘までである。 府庁文書 明5・35	6・27〔8・1〕 兵部省、陸軍兵学寮概則を制定(幼年学校・教導団・士官学校の教育について規定)。
	6・一〔 〕 文部省、東京湯島博物館内に書籍館を開設(8・1開館)。
	8・2〔9・4〕 太政官、いわゆる被仰出書を公布、学制の理念を実的に説く)。
	8・3〔9・5〕 文部省学制を頒布(わが国最初の近代教育制度法令。全国を8大学区〔1大学区・32中学区、1中学区・210小学区〕に分けて学校設立)。
	8・3〔9・5〕 文部省、「学制」に従って東校を第一大学区医学校、南校・大阪開成所・長崎広運館をそれぞれ第一・第四・第六各大学区的第一番中学と改称。
	8・15〔9・17〕 文部省、公学私塾の生徒に対する衣食費用の官給を廃止(「被仰出書」の受益者負担の原則の実質化)。
	8・18〔9・20〕 文部省、大阪・長崎の医学校を各第四・第六大学区の医学校とす(10・2第四大学区医学校は廃止)。
	9・8〔10・10〕 文部省、「中学教則略」「小学教則」を頒布(教科書として洋学者による啓蒙書を多く採用)。
	10・25〔12・7〕 矢戸璣、文部大輔に就任(～明6・9・27)。
	11・18〔12・18〕 文部省、学制中の小学教科に国体学を追加。
	11・一〔 〕 教部省、大教宣布の中枢機関として大教院設立(神仏合同の布教を統轄)。
	11・一〔 〕 文部省、小学教育への国庫補助金「小学委託金」額を決定(各府県に人口1人あたり9厘の割。明5年度の京都府分は5,377円97銭)。

京 都 府	
を長幼の別を廃し一律25銭に改正したいと府に申請(認可)。 ※諸伺願書	など管内へ告諭。 ⁽¹⁰⁾ 府庁文書 明1-11
9・15〔10・17〕 独人、Junker von Langegg 木屋町の寄宿地に仮療病院を開き、同時に医学教育も行なう(10・25閉院)。 医大80年史	12・1〔12・30〕 綴喜郡井手小学校、民家を借り句読・習字の授業を開始(校長は小笠原長道、のちの小室信介)。 井手小沿革
9・29〔10・31〕 有志者が金穀を中学に献供するので、府はその褒賞規格を大蔵省に申請。 府史	この年 ▷ 郡部の小学校開設すむ。 ⁽¹¹⁾ ▷ 郡部に小学校が設立されはじめ、寺子屋の廃止が多い(廃止確実な数、愛宕4〔5〕、葛野2〔1〕、乙訓12〔2〕、紀伊12〔1〕、宇治8〔…〕、久世4〔2〕、綴喜9〔3〕、相楽6〔9〕、北桑田6〔1〕、船井18〔9〕、天田…〔…〕、何鹿…〔…〕、加佐34〔0〕、与謝11〔1〕、中1〔0〕、竹野7〔8〕、熊野0〔1〕、〔 〕内は残存数)。
9・29〔10・31〕 府、集書院設立を正院と大蔵省に届け出る(同院は西洋式2階建、鉄扉・石柱・鉄柵造りで極めて近代的。東洞院三条上ル)。 府誌上	日本教育史資料 8 ▷ 亀岡の士族杉山巖入・その舐下江広運二、集書会社を結成し集書館を建て、「僻邑ノ人民」を開化しようと計画。 京都新聞33号
10・20〔11・20〕 伏水第一校開業(11・2第二校、11・22第三校、明6・2・11第三校分校開業)。 府史	▷ 小学校設立勸奨の告諭(脇屋平右衛門作)。 ⁽¹²⁾ 府庁文書 明5-33
10・一〔 〕 府、ヨンゲルを招き療病院を11・1から開業する旨布達(まず医学の意義を説き、有志者が節約貯金した金を寄付したことを称賛)。 府庁文書 明1-11	
10・一〔 〕 下京第15区(弥栄)、婦女職工引立会社取立願書・会社規則を府に上申(これは10月の太政官令「娼妓解放・人身売買禁止令」に呼応(11月府はこれを奨励し「席貸遊女芸者共税金其区内之分ハ、半方右会所助費金トシテ下渡候」と指達。明6・3・3開場)。 府史、府誌上	
10・一〔 〕 府、「学制」を管内に布告、また「学制公布の処、当分以前のまま教授する」旨達す。 御布告、府庁文書 明5-8	
11・1〔12・1〕 府、愛宕郡栗田口村の青蓮院に仮療病院を設置し、この日開院式。 医大80年史	
11・8〔12・8〕 府、療病院入学生徒条則を制定(3年制、授業料月1円)。 府庁文書 明5-8	
11・13〔12・13〕 府中学、啓蒙政策として僻地に新聞を回覧する旨船井郡へ布達。 府庁文書 明5-35	
11・14〔12・14〕 広瀬典事、乙訓郡向日町小学校開校式(11・15)を荘重にするため役人の増員を参事に上申。 ※伺留	
11・一〔 〕 下京第16区(淳風)婦女工引立会社協定の願書を府に提出(明6・2・11開業)。 ⁽⁹⁾ 府史	
11・一〔 〕 府、管内の医者に対し、療病院への就学を奨励(「非入学者の技術未熟のため後日試験をする」)。 府庁文書 明1-11	
11・一〔 〕 知事、太陽曆採用にあたって「惜陰ノ旨」・約束時間の厳守・男女の相性星運占いなど記載本の売買禁止・奇異妖怪の話の禁止	

参 考	日 本
(9) 小学校設立を推進する府の態度がよくうかがわれる。「僻邑頑愚之モノヲ鼓舞イタシ候為メニハ少シハ校儀荘重ニ無之而ハ、輕義之心ヲ生ス可」。	12・一〔 〕 島地黙雷、欧州から「教則三条」批判の建白書を提出(信教自由・政教分離を主張)。
(10) 5月にも迷信・占いを禁止、8月には迷信による清水寺の「堂上」からの飛び降り禁止。 府庁文書 明1-11	
(11) 「小学校造立願書 当今之御時勢ニ付郡村僻遠之地ニ至ル迄、小学校相開キ頑愚之庶民ヲシテ有道ニ至ラシメント、御仁政兼テノ御布令且御教解モ御座候、実ニ以難有御意郡民一同厚ク奉戴仕候、就中当区内利便之地小川村ニ於テ今般小学校造立仕、区内之幼童ヲシテ読書筆等之道ヲ教育シ、人民道ニ至ラシメント要ス、何卒区内志願之趣御許容被成下度、伏而奉懇願候、別紙小学校図面奉入御高覧候 以上 桑田郡第十一区 明治五壬申五月 小林村 庄屋 齊田 八助 (以下8庄屋1学校周旋方連名)」 (なお桑田郡第11区は現亀岡市千代川町の地域) 府庁文書 明5-34	
(12) 「今般学校ヲ立テ諸生ヲ誘導セララル、所以ハ、徒人材放失スル而已ナラス、文教闊疎ナレハ、幼稚ノ時ヨリ遊惰ノ風ニ流レ、文明ノ化ニ沐浴スレトモ其旨趣ヲ弁ヘス、惰慢放逸ノ習ヒ性トナリ、末枝ヲ好ミ農桑ヲ務メス、親ニ事テ孝ナラス、人ニ与シテ信ナラス、遂ニ不道ヲ侵シ禁獄ニ赴クニ至ルモノアリ、深く慨歎スヘキ事也。為ニ教官ヲ設ケ置ルルノ間、其民タルモノ綱領之旨意ヲ遵奉シ、子弟ヲシテ必学ニ就キ孳ニセシメント欲セララル、御仁愛之情態、銘ニ体認シ、富者ハ錢ヲ出シ、貧者ハ力ヲ以テ費ヲ助クルモ亦美ナリトス、彼規則ノ如キ府下既ニ刊行セリ、求メテ見ルヘシ」	

京	都	府
1・12 府、小学教師規則を制定(助教の名称を廃止。教師を読書・習字・算術の3科に分け、各科をまた5等級に分ける)。府庁文書 明6-5		5・5 府、文部省令により、学資献供者の氏名・金額などを報告。府史
1・27 府、小学校受験生員表を作成し頒布(大検査の学区別成績表)。(1) 府史		5・10 府、文部省から、華族前田慶寧の寄金(教育振興資金)の一部をうける(290円85銭7厘。6・17さらに9円16銭9厘)。同上
1・28 豊岡県、小学校11校の設立を布達(同時に、米・現金を積極的に寄付するよう達す)。府官津支庁文書 3		5・15 集書院、営業開始(集書会社の出願により府はその事務経営を会社に委託)。府誌 上
1・一 府、舎密局の意義を説き、献金を奨励。府庁文書 明6-5		5・一 新英学校、旧中学の生徒を合併。府治沿革志
2・4 上京第30区(柳池)「女紅之儀=付御届書」を府に提出(12日認可、この月「女紅場取建候儀=付願書」・「女紅場規則」(2)を申請。3月開業)。府史		5・一 牧畜場、この月から講習日を設け、ウィード、農業一般特に「牛馬羊豚、その他禽獣の畜方・病氣治療の事に至るまで」教授。府史
2・25 府、文部省の意向に従い、中学を廃止。御布令		5・一 府、集書院開設の意義を説き、利用勸奨。また集書会社名で集書院略則を制定。府庁文書 明1-11
2・27 府、小学校取締所を設置(中学を改称、従来の中学事務を引断ぐ)。府庁文書 明6-6		6・23 何鹿郡の第1・3・4・10・11各区の人民、政治に対する不満から各區別に集合し一揆を起す(不満の第一に、半年25銭の学校維持費出金があった)。何鹿郡動揺一件、府教育史上
2・一 府、市中小学校欧学臨校仮則・欧学生派出規則を制定(小学校の優秀児に外国学を学ばせるため、欧学舎教授生を派遣)。(3) 府史		6・一 府知事、新中学の落成開業につき管内に告示。府庁文書 明6-9
3・3 下京第15区(弥栄)、「女紅場開業御届書」を府に提出(3・11開場)。同上		7・1 中学、新築校舎で開業式を挙行(下立売新町、現府庁所在地、立生校・和漢学2年半制、英学校・4年制、独逸校・3年制、数学校・2年半制が、一カ所に集められた。仏学校は河原町夷川下ルに移転。なお中学は非公式名称)。御布令
3・10 上京第29区(初音)、「女紅場取設開業御願書」を府に提出(認可されたのでさらに24日「女紅場開業式御願書」・「女紅場規則」(4)を上申。4・1開業)。同上		7・4 相楽郡木津小学校、女紅場設立(郡部での初め)。府教育史上
3・13 府、神官・僧侶が神社・寺院内に中・小学校を建設してもよい旨、達す。同上		7・10 府、産業基金の利子で、英人 Ernest Wetton 夫妻を雇傭し、英学女紅場の教師とする。府史
3・18 舎密局、「同局の学生を市中小学校で授業させたい」旨、府に申議(この月管内に告示、小学生に実業学の初歩を学習させるため、物理・化学などの大意を教授)。府庁文書 明6-7		7・12 豊岡県、小学校建堂を再び勸奨(教育は重大事であるから、因循であってはならない)。府官津支庁文書 4
3・22 府、文部省にたいし達により管内諸学校の庶事・学科教則など報告(文部省の学制頒布にたいし、すでに小学校を設立している府では急な変更はさしつかえがあり、当分の間従来の教則によることを開陳)。府史、京都小学30年史		8・27 小学取締所(中学)、文部省令により明5年度の学事統計を報告(中学の経費は、校費俸給計13,522両、そのうち官費は12,000両で、残り1,522両は、有志の献金で補完)。府治沿革志
3・一 府、筆算局を市郡小学取締所に設置する旨達し、数学規則を制定(管内小学校で筆算科が他科より遅れているため、同局で良教師を養成しようとするもの。明6・7数学校と改称)。府庁文書 明6-7		8・一 舎密局、事業拡大により、夷川土手町の旧京極宮別邸跡に新設(さらに鉄砲水・ビールの醸造、陶磁器・七宝焼・ガラス・漂白粉・石版術・写真術などの製造、実験を開始)。京都経済史
4・27 豊岡県、小学校建築に力を入れ、1小区ないしは2~3カ村ごとに1校を設立する方針を出す。府官津支庁文書 5		8・一 東本願寺高倉学寮、貫練場と改称。大谷中高90年史
4・一 新英学校、イーヴァンス夫妻を解雇(在職中極めて不謹慎で態度ごう慢、職務不熱心のため)。文部省年報 明13、府誌 上		9・一 上京第30区、小学校舎新築のため区民集会を開き、1朱掛けの講を起し有志金を募集、この月柳馬場御池に完成(西棟は小学校、東棟は役場、その楼は女紅場)。柳池小100年史
		10・8 今立吐醉(福井学校でのグリフィスの門人)、学務課出仕を拜命(明14・7には中学校教授専務月俸100円)。府教育史上

参	考	日	本
(1) 市中小学校の成績の概略 上京 2等生1人、3等生10人、4等生63人、5等生552人、未検生7,563人、計8,189人 下京 3等生4人、4等生89人、5等生603人、未検生7,945人、計8,641人		2・9 文部省、中学区は人口13万人、小学区は600人を標準規模とする。	
(2) 「女紅場規則」抜粋 「此局ヲ設ケシ趣意ハ從來縫物屋ト称スル者アリ、或ハ間々深窓ノ少女ヲ観劇ニ誘ヒ或ハ俳優ノ容貌ノ研美ヲ論シ以テ長日ノ徒然ヲ慰ムル者アリ、其温良ノ性質ヲシテ遊惰放蕩ニ陥ラシメシメニ悲歎ニ不堪、然ルニ当今文明日ニ開ケ都鄙ニ学校アリ、少女モロニ孝経ヲ誦スル折柄斯ル弊風ノ猶存スル有テハ彼幸ニ小学校ニ入り玉ト磨キシ少女モ所謂縫物屋ニ墮落シ瓦トナリ碎ケン事ヲ恐ル、因テ此局ヲ設ケ区内ノ婦女子ヲシテ女紅ニ従事シ、我國ノ衣服裁縫ハ勿論洋服ノ仕立養蚕紡績等ノ事ヲ教授シ、益世ノ務メ婦徳ノ道ヲ弁知サセ、聊カ文明ノ化ニ報セシ事ヲ要ス」		2・9 教部省、国民教化の要項として「十一兼題」を制定し教導職へ配付(10・2「十七兼題」を出す)。	
なお、取締婦人には熊谷直孝の妹かう、教員には三宅つた、西洋裁縫にはレオン・ジュリー(仏学校教師)の妻があたった。		3・18 文部省、「学制二編」を頒布(4・17「学制追加」、4・28「学制二編追加」。これで全213章整う)。	
(3) 市中小学校を12組に分け、1組に2名の授業生を派遣。英語学習生103人、独語学習生11人、仏語学習生5人であった。府治沿革志		3・一 文部省、師範学校編『小学読本』(米田『ウイルソン・リーダー』の翻訳を主とする)。	
(4) 「女紅場規則」前文 「方今文化ノ盛ナル人々食力益世ノ務ヲ知り、百工競ヒ進ミ物産争ヒ興ル。婦女子ト雖空手坐食ス可キノ時ニ非ス、故ニ此場ヲ開キ、区内一般少女ニ限ラス現今人ノ妻タル者モ入場ヲ許シ、衣服裁縫及ヒ蚕桑織績續テ女工ヲ教授シ、以テ物産繁殖ノ一端ヲ開キ聊 御国益ヲ興サン事ヲ希望シ、其法則ヲ設ル」		3・一 文部省・師範学校編『小学算術書』刊行(ペスタロッチ主義を採用)。	
ノ		4・10 文部省、第一大学区第一番中学校を専門学校に改組、「開成学校」と改称。	
		4・一 師範学校附属小学校、授業開始。	
		5・14 文部省、「学制二編」を改正(公教育と宗教との分離を進め、8・28教導職の学校教師兼勤を禁止)。	
		5・30 太政官、官費留学生在が帰国後、文部省の許可なく民間に就職することを禁止。	
		6・30 米人マレー、文部省の最高顧問として来日。	
		6・一 師範学校、生徒の全員寄宿制を採用、	
		7・30 工部省工学寮、工学校設立。	
		7・一 師範学校、初めて卒業生10人を出す。	
		8・12 太政官、大学教員は教授、中学教員は教諭、小学教員は訓導とする。	
		8・18 文部省、大阪と宮城に官立師範学校を設立。	
		8・一 森有礼、学術の研究・講談のための学社結成を西村茂樹にはかる(明7・2明六社制規制定、3月から『明六雑誌』発行)。	
		9・一 佐沢太郎訳『仏国学制』文部省刊。	
		9・一 加藤祐一『文明開化』初編(明7・5二編)。	
		10・一 慶応義塾、医学所を開設(英学で実施明16・8ごろ廃止)。	
		11・4 東京外国語学校、開成学校から分離独立。	
		11・24 西村茂樹、文部省に出仕し編書課長に就任(以後明19まで、文部省内で儒教主義的徳育の強化政策を推進)。	
		12・25 太政官、海外留学生373人全員の一旦帰国を決定(新制度実施のため)。	
		12・一 諸葛信澄『小学教師必携』(スコットの教授法指導をまとめたもの)。	
この年 ▷ 上京第19区長熊谷伝兵衛、隣家の啞姉弟の教育を、同区(待賢)小学校の教師古河太四郎、佐久間丑雄に相談。ろう学校90年誌			
▷ 府、他の教科書と共に『樹中体操法図』『体操図』各小学校に配布し初めて体操に関心を示す(「樹中」とは屋内の意か)。府庁文書 明6-5			

京	都	府
<p>1・一 府、府下小学校則・府下小学教則を制定し、同時に就学を奨励（府は、「学制」実施後も明4・8の小学課業表を使用していたが、ここに至り「学制」に従うこととなった。⁽⁴¹⁾ 府庁文書 明7-3</p> <p>1・一 府、舎密局での舎密製薬法教授について希望者の願い出を告示。 同上</p> <p>1・一 府、学校事務調査書を作成し文部省へ報告。⁽⁴²⁾ 府史</p> <p>2・一 府、慶応義塾の分校設立願いを認可し、入塾志願者は学校取締所へ申し出るよう、告示（1月設立願書提出、2・12開塾、下立売新町の小学取締所構内）。 府史、御布令</p> <p>2・一 府、婦女職工引立会社の名称を廃し、すべて遊女紅場と改称。 ※諸官往復</p> <p>2・一 府、超等課業表を作成し管内に告諭（学齡外の年長者のためのものであったが、その程度は極めて高度）。 府史</p> <p>3・2 豊岡県福知山支庁、小学規則・小学教則を制定。 府教育史上</p> <p>4・15 豊岡県、小学教員伝習所入校規則を制定し、入校希望者を募集。 豊岡県史</p> <p>4・一 府、新英学校を小学取締所内の英学校と併合（文部省から下付されていた外国人教師の給料が廃止され、やむなくホールドウィン了解職し、同人の生徒をウェットンの生徒と合併するたため）。 府史、府治沿革志</p> <p>4・一 府、農牧法講習会の聴講を勧奨（21日から勸業場で、日曜日を除く毎日10時、聴講自由、講師はウィード。4・25以後毎月1、6の日に変更）。 府庁文書 明5-4、7-4</p> <p>4・一 府、療病院生徒条則を改定（これにより4年制、月謝は、財政能力に従い、無料から1円30銭まで、管外生はすべて50銭となる）。 府庁文書 明7-4</p> <p>4・一 京都慶応義塾授業開始（教師は莊田平五郎・矢部善蔵・岩田蕃ら、生徒は10数人、月謝は1課1円、教科書はパーレー著『万国史』）。 京都慶応義塾</p> <p>5・9 内務省、愛宕郡第2区の2小学校建設に対する寄付者（金銭木材等）に、銀盃・木盃を下付（政府出費節約のため。但し、太政官がこの趣旨の達を出したのは明8・7・10）。 府史</p> <p>6・一 府、新英学校を英女学校と改称し、男子生徒は英学校に吸収。府教育史上、府治沿革志</p> <p>7・一 府、市郡小学校の小検査規則を改正（小学取締所からの官員出張を廃し、各校の教師のみで遂行）。 府庁文書 明7-3</p>	<p>7・一 府、小学校番人（小学校に詰めている区内警備員）の住居にも番人表札をあげる旨、達す（但し住居には必ずしもいなくても非番中だから落度ではない）。 府庁文書 明7-3</p> <p>8・23 豊岡県、教員伝習所開設を達す。 豊岡県史</p> <p>8・一 府、教員研修のため講習所を小学取締所内に設立。 府教育史上</p> <p>9・1 京都慶応義塾、生徒丹羽三郎のみに減少、その丹羽もこの日東京の本塾に転学。 京都慶応義塾</p> <p>9・一府、明2のお下げ米の運用方法を報告する旨、市中学区に達す。 府史</p> <p>10・一 粟田口の療病院、上京第12組の現府立医大の地所に、同院・医学校の新築を決定（これは同院、漸次発展し施設不備・規模狭隘となったため。明8・4の地ならし工事には、市民が「運砂」と称して労働奉仕した）。 医大80年史</p> <p>11・20 府、学校関係の人材が中央政府にひき抜かれるのに業をにやし、三条太政大臣に「情実御諒察」の旨上申。 ※諸官往復</p> <p>11・一 府、文部省の明石博高採用の申し出を拒否（医制を施くのに不可欠の人物であるため）。 同上</p> <p>11・一 相楽郡第4区、小学校校則・教則を制定。⁽⁴³⁾ ※文部省御達</p> <p>12・一 府、新しく女紅場規則を制定。 府治沿革志</p> <p>12・一 豊岡県、小学教則・下等小学教則・小学試験法を制定。 府教育史上</p> <p>この年</p> <p>▷ 3・18文部省令で和算（そろばん）のみの教授でもよくなったが、このころ和算教授法に苦勞し、学務課員吉田秀毅、知事の命により壁かけ用の大算盤を発明（珠の中に鯨のヒレを入れ珠が落ちないようにしたもの）。 京都小学30年史</p> <p>▷ 学監マレー、「予等巡回中最モ心ニ感シタルハ京都府ナリ」と、府官の努力・和洋算のこと・女子教育の盛んなこと、などを申報。 文部省年報 明7</p> <p>▷ 府、「市街諸経費課出并金銭出納順序」を制定（戸別出金の方法を確立。小学校入費は、会議所費・火防費などと共に一区内に通じた経費）。 府史</p>	

参	考	日	本
(1) 就学奨励の告諭（要旨）	現今府下就学者は約38,800余人、検査入等生はおよそ4,500人。しかし未就学生がまだ50,800人もいる。今度、文部省の学制教則に基き、一層就学しやすく、また上等小学の課程を終ったものにはさらに高等の課業を設けることにしたので「父兄タル者宜ク朝旨ヲ体認シ、身家ヨリ終ニ天下ノ用ニ供スルハ、從学ヲ以テ初歩ト為スノ旨ニ遵行シ、子弟ヲ勧誘奨励可致……」。 御布令	1・25 木戸孝允、文部卿に就任（～5・13）。 1・一 ウェーランド著・阿部泰蔵訳『修身論』（文部省刊、このごろ同書の翻訳多数）。 1・一 福沢諭吉「学者の職分を論ず」（『学問のすすめ』4編、明六社員間に学者職分の論議。 2・19 文部省、愛知・広島・長崎・新潟に官立師範学校を設立。 2・一 福沢諭吉「国法の貴きを論ず」（『学問のすすめ』6編、赤穂義士を国法を重じないものとして批判、世を騒がせる）。 3・13 文部省、東京に官立女子師範学校を設立（お茶の水女子大の前身、明8・11・29開校式）。 3・29 文部省、愛知・広島・新潟・宮城に外国語学校を設立、4・18大阪開明学校・長崎広運学校をそれぞれ大阪外国語学校・長崎外国語学校と改称（大学区本部に各1校、開成学校への進学コースとなる）。 3・一 小川為治『開化問答』1編（明8・5、2編）。 3・一 仏人ボアソナードおよびブスケ、司法省法学教師に就任。 4・一 内務省、農事修学場を設置（明9・10授業開始、明10・10農学校と改称）。 5・7 第一大学区開成学校・医学校、大学区から独立し、東京開成学校・東京医学校と改称。 7・25 文部省、師範学校卒業の他に、検定試験により小学教員の資格を得る道を定める。 8・24 政府、湯島の書籍館の蔵書を浅草に移し、浅草文庫と称する（明8・3内務省博物館の所管となり11・17から一般公開）。 9・27 『日新真事誌』に『学問のすすめ』7編批判がのり、いわゆる「楠公権助論争」起る。 9・27 田中不二麿、文部大輔に就任（～明13・3・15）。 9・一 筑摩県師範学校編『上下小学授業法細記』（このころから、各府県師範学校で教授法書を刊行）。 10・5 中江兆民、麹町の自宅に仏蘭西学舎を開設（のち仏学塾と改称）。 11・10 太政官、国史編纂のため、各府県に維新以来の沿革調査を命令。 11・26 新島襄、10年ぶりにアメリカへの密出国から帰国。 12・27 文部省、東京外国語学校の英語科を分離独立させ東京英語学校とする。愛知・大阪・広島・長崎・新潟・宮城の各外国語学校は英語学校と改称。	
(2) 市中小学の所務概略(郡中小学もほぼ同じ)の就学奨励○他所からの入学志願者の諾否決定○日用的実学教授○諸規則の公布・解説○区民会議の知事以下官員臨校による民情調査○番人屯所・区内敬備○旅人の出入り・盜賊・乱暴人などの調査○防水消防○種痘○報時鼓を置き、時を知らせる○区内諸簿を備える○非常時に官員出張○印紙税など官納金とり扱い○巡講師の出講など（当時の小学校がいかに多面的役割りを果していたかがよくわかる）。			
(3) 校則（抜粋）	第1章 区内男女六歳ニ及ハハ戸長ヨリ御趣意ヲ諭シ必ス入学セシムベキ事 第5章 入学ノ後ハ男女席ヲ別ニシテ常ニ手習ヲ勤メテ、読書算術ハ教師ノ差図ヲ待テ其席ニ出テ教ヲ受ヘキ事 （註） まだ一せい教授ではなく寺子屋式の個人教授である。 第16章 貧民ノ生徒ハ校内ノ書籍貸渡シ教授スベキ事 第17章 区内ノ老若有志ノ者、農隙ニ出校シ精々修業スベキ事 第19章 毎日戸長一員出校シ教師并生徒欠出動ヲ詳検シ月末ニ至リ勤怠表ヲ学校取締所へ差出ヘキ事		
教則	第1章 生徒ノ才学ヲ量商シ慇懃ニ教授スルヲ旨トスヘシ 第2章 授業ノ順次ハ登校ノ先一ヨリ教授スヘシ		

京 都 府	府
<p>1・7 欧学舎則中の舎長以下給料等、改正（舎長・食料並金3円、権舎長・同2円、監督・同1円、舎長等は生徒）。府史</p> <p>1・20 上京第29区（初音）、女紅場に新に小学校内不用の地を合して、女紅本場として建設したい旨、府に上申（認可）。府庁文書 明8-20</p> <p>1・一 府、未就学児が多いため、長文の就学奨励告諭を發す。⁽¹⁾ 府庁文書 明8-6</p> <p>1・一 府、舎密局への就学願書形式を管内に布達（理化学・動植物学など Geerts 博士、教授のため）。府史</p> <p>1・一 府、学校生徒種痘検定規則を制定（天然痘または種痘の済んでないものは入学不許可）。府庁文書 明8-6</p> <p>2・3 熊谷直孝、死去（小学校設立の功勞者の一人）。府庁文書 明45-56</p> <p>2・5 文部省、東京師範学校卒業生・城谷謙を訓導として府に派遣。府史</p> <p>2・8 府、算術・算道教師に句読を兼習させるため、小学取締所内に一局を設置（勤務外に來所させる）。府治沿革志</p> <p>2・15 文部省、京都司葉場設立を達す（政府、府舎密局の建物を借り、代りに蘭人ヘルツを派遣。彼は薬品検査の指導だけでなく、府御雇独人ワグネルらと、舎密局・療病院の生徒に理化学を講義。12日「葉舗開業の者舎密局で教授」の旨布達。明9・8 廃止）。法令全書、薬業往來 162</p> <p>2・26 綴喜郡井手小学校教師・小笠原長道（のちの小室信介）、学区取締設置・区戸長の適否調査・小学教師の算級の改定・小学課業の更定などを府に建言。⁽²⁾（府は、「学制」による学区取締を未設置）。府史</p> <p>2・一 府、博物館の意義について告諭し、同時に博物館事物類集票を制定⁽³⁾（4月御所内旧御米倉で開館）。布達要約、京博70年史</p> <p>3・20 府、大阪師範学校卒業生中山親和（本府士族）を訓導に任用せんと欲し、この日知事、大阪師範に伺う（3・25文部省へ伺い、結局認可される）。府史</p> <p>3・31 府、仏語学教師のレオン・デュリー夫妻を解雇、この日文部・外務両省へ報告（文部省からの給料停止のため、デュリーはこの後東大へ就職。仏学校閉鎖、優秀生は同氏に託し一層研究させた）。府史、文部省年報 明13</p> <p>3・一 府、舎密局での舎密、窮理学等教授のため、その課目、申請書などを布達（6・1 開業式）。府史</p>	<p>4・一 府、小学取締所に仮教師講習所を開設（城谷謙・中山親和が教師で、小学教師・教師志望者に教授法を伝習）。府史、文部省年報 明8</p> <p>4・一 府、小学校に必要な器械の雛形を京都、伏水市中に示し、同時にイス・テーブルを備えるべき旨、達す。府庁文書 明8-7</p> <p>4・一 府、博物館設立に着手（勤業場は仮事務所、建設位置は河原町・仙洞旧院）。文部省報 明8</p> <p>5・28 府、小学巡講師用の大意説論概略を議定。⁽⁴⁾ 京都経済史、逕局中規約</p> <p>5・一 府、初めて夜学課業表を制定し、夜学奨励を告諭（昼間働かざるを得ない児童のために夜学を開く学校が往々存在したため）。⁽⁵⁾ 府庁文書 明8-7</p> <p>6・2 教室用・生徒売下げ用の書籍、ドイツから独逸学校に到着。※書籍一件</p> <p>6・7 園部支庁、官有地で学校設立のための適切地があれば至急申し出るよう、達す。※学務課往復</p> <p>6・15 豊岡県、教員養成校を師範学校と改称。豊岡県史</p> <p>6・一 下京第28区（修道）小学校教師清水栄造、強制就学制度の採用を知事に建言。⁽⁶⁾ 府史</p> <p>7・1 宮津の天橋義塾、開業式を挙行（小笠原長道設立、教師は粟飯原曦光。8・1小笠原、社員総代となる）。⁽⁷⁾ 文部省年報 明15、府庁文書 明8-23</p> <p>7・10 府、英人・ウェットンの妻の任期を1年延長（産業基金による。女紅教師。明9・7・10さらに継続）。府史</p> <p>7・一 府、下等小学教則凡例・下等小学教則・小学下等課業表・小学校則を制定。⁽⁸⁾ 府庁文書 明8-8、府史</p> <p>7・一 府、改正小学教師規則を制定（従来の句読・習字・算術の三科教師を廃し、すべて小学教師とする）。府史</p> <p>7・一 府、小学校の女子体操を廃止（すでに当分見合すべき旨達せられていた。明9・10代りに諸礼式を設ける）。同上</p> <p>7・一 府中属・長田重遠、幼稚園の設立を府に建白（夏の幼児溺死保護のため）。府教育史上</p> <p>8・23 新島襄・山本覚馬、同志社を結成し私塾開業願を知事に提出（9・4文部省認可）。同志社90年小史</p> <p>8・一 府、小学校教授方手順書を編纂（明7・11、中出利観・片山勤・塩津貫一郎が東京師範学校へ留学、その成果）。府教育史上</p>

参 考	日 本
<p>(1) 7年3月、府内の6～13歳の学齡兒童のうち就学者37,427人、不就学者42,862人である。これでは朝廷の意向に対して相済まぬ次第であるから、分校、分教場と唱えている教場はそのまま一校とし、未開校は速に開校し、山村僻地には幾つ小校を設けてもよい。また貧家の子供は平日子守りをしているが、これからは学校の中で子守りをしながら砂書でもすれば、自然と仮名文字も覚えるだろう。</p> <p>(2) 区戸長の「多クハ俗物ニシテ租税土木ノ政務タルヲ知テ、教育ノ事更ニコレヨリ大ナルヲ知ラズ」。またその仕事は多忙のため区戸長を「学校ニ当ラシメ以テ文教ノ隆盛ナラン事ヲ望ム、恰モ鳩ニ雀ヲ捕ヘシメ、狎ニ鼠ヲ獲セシムルガ如シ」であるから、すぐに区戸長の上に学区取締を設置すべきである。</p> <p>(3) 「庶物ノ情状体質作用來歴等ヲ顯明詳識スルハ学芸ニ欠クヘカラサルノ一大要件ナリ。然レトモ民其天産人造ノ日ニ新タニ月ニ開ケテ、前年無キ所ノモノ今年之有リ、前日知ル能ハサル所ノモノ今日之ヲ知ル事ヲ得テ、其事物ノ衆多ナル窮極ナク、之ヲ四方ニ索求周知セント欲スレハ、日モ亦足ラサルナリ、故ニ西洋各国ハ皆博物館ノ設ケアリテ、以テ大ニ學術開闢工芸進歩ノ益ヲ成ス…」。 (4) ○学校設立の必要○学校永続方法の確立○夜学の勧め○社寺の廃合による学校設立○道路家屋の清掃○虚礼廃止○迷信の排斥○布告の徹底○副業の奨励○乱伐の蔽戒○種痘○医療○牛馬伝染病の予防○糞尿の臭気止め用の薬品○税金の徴集・使用の説明。</p> <p>(5) 「字アリテ読マサル字ナキニ同シ、目アリテ視サル目ナキニ均シ、邦ニシテ字ナキ混沌野蠻ノ域ナリ、人ニシテ目ナキ廢疾不具ノ人ナリ。今奎運隆盛ノ邦ニ生レ、天賦具足ノ人トナリ、視ルヘキノ目ヲ以テ読ムヘキノ字ヲ視ス、自ら甘シテ野蠻廢疾ノ民トナル之ヲ何トカイハン」このように始まるこの告諭の基調は、明1・11・20の実利主義的な府官告諭とは明らかに異なり、一生を通じて学問するのが人間の人間たるゆえん、とするそれに変化している。そしてアメリカの児童使役制限法の例をあげ、現在の日本では貧民の子供に「人間普通ノ教育」を与えることができない、と述べている。</p> <p>(6) 「欧州普魯西国等ノ法ニ於テ、学ニ就シメサル者ハ、其父兄ヲ罰スルニ模倣シテ可ナリ」と主張するこの建言は、一定の学力を持つまでは退学させるべきでなく、また卒業証書を持たないものは雇用してはならないと、厳しい内容をもっている。府は、一応もつともだが時期尚早、と回答。</p>	<p>1・4 文部省、「第一年報」(明6年度分)を上奏（以後、毎年刊行）。</p> <p>1・8 文部省、学齡を満6歳から満14歳までと定める（以後長く基準となる）。</p> <p>3・30 太政官、博覽会事務局を博物館と改称し、内務省の所管とする（明15・3上野公園に移り農商務省に移管）。</p> <p>4・8 太政官、教育行政事務の増大に伴い、府県に学務課を新設。</p> <p>4・30 太政官、神仏合同布教廃止を教部省に達す（5・3大法院解散）。</p> <p>5・1 慶応義塾の三田演説館、開館式。</p> <p>5・一 文部省、代費留学生規則を制定し官費留学制度を復活。</p> <p>7・18 伊沢修二・高嶺秀夫・神津専三郎、小学師範学科取調のため、米国へ向け横浜を出港（鳩山和夫・小村寿太郎・松井直吉・古市公威ら東京開成学校の米・仏・独への第1回留学生11人も同船）。</p> <p>7・31 文部省、報告課編纂書籍取扱心得において、文部省編纂教科書は範例を示すに過ぎず、民間での教科書編纂刊行を奨励する旨、示す。</p> <p>7・一 津田仙、学農社を設立（9・1東京麻生に学農社農学校を開設）。</p> <p>8・13 東京師範学校に中学師範学科を設置（明9・4開校。東京高師の前身）。</p> <p>8・一 福沢諭吉『文明論之概略』。</p> <p>8・一 バックル著・大島貞益訳『英国開化史』（このころ同書の翻訳多数）。</p> <p>9・一 森有礼、米人ホイットニーを招き、商法講習所を設立（東京高商の前身）。</p> <p>10・12 神戸英和女学校設立（神戸女学院の前身）。</p> <p>11・1 三菱会社、郵便汽船三菱会社商船学校を設立（明15・3・15農商務省に移管、東京商船学校となる）。</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 加藤弘之『国体新論』。 ▷ 官備外国人527人（うち学術教師144、技師205、事務69、職工36、雑73人）。 ▷ 全国の小学校数24,225校（ほぼ全国町村に設立）。

京	都	府
8・一 華族・冷泉為紀、女紅場批判の意見書を提出（現在は学問を主とせず、紡績・裁縫などに主眼をおいているが、これでは真の母・妻を養成しえない）。 <small>京都経済史</small>		この年 ▷ 府、各郡で小学校教師に教授法を伝習。 <small>草内誌、丹波及丹波人</small>
8・一 綴喜郡田辺村小学校教師・沢辺正脩（明11、天橋義塾社長、明13、国会期成同盟幹事）公選の学務幹事設置を府に建言 ⁽⁹⁾ （府、折衷採用の旨、指令）。 <small>府史</small>		▷ 各区小学校、それぞれ校名をつけることになる。 <small>京都小学30年史</small>
9・6 東本願寺派府下小教校、開業式（下京高倉魚棚上ル。慣練場を改革、6～30歳の宗門子弟、住職、教導職養成。一般教養をも重視）。 <small>大谷中高90年史</small>		▷ 上京第19区(待賢)、小学校に瘖啞教場を開設（同区副区長・山田平兵衛他数名の賛助有志金による。他区からも啞生徒を募集。教師、古河太郎・佐久間丑雄）。 <small>府教育史上</small>
9・20 学務係出仕・原田千之助、予科教場設立の建白書提出（小学教師中、学力未熟のものへ予科学を教授するため、上下京の便利の寺院に設け、学務課教員がその任にあたる）。府教育史上		▷ 従来の小学校費徴集方法（各戸一律半年25銭）を改正し、裏借家に住むもの・6銭2厘5毛、表借家に住むもの・12銭5厘、自分の家に住むもの・50銭とし「貧富互ニ相助ケ」のようにする。 <small>文部省年報 明8</small>
9・22 府、学校課を学務課と改称（日本欄4・8参照）。 <small>府庁文書 明5-4</small>		▷ 就学率向上により学費不足をきたし、会議所費は別に徴収、戸別金は小学校のみに使用することになった。 <small>同上</small>
9・30 綴喜郡荒木校教師・真山良、日曜日を休校にする旨、知事に建言（府、現在は教師・生徒とも非常の勉強をすべき時として不可）。 ⁽¹⁰⁾ <small>府史</small>		▷ 公立小学校238校、そのうち旧民家89校、新築149校、また借用12校、公有226校、授業料有・27校、授業料無・211校。 <small>同上</small>
9・一 府、上・下京講習所（それぞれ小学取締所内・下京第18区内）で毎月1日・15日に講習会を開き、自由に傍聴させる旨、達す。 <small>同上</small>		▷ 府下の寺子屋ほとんど消滅（廃止されたのが確実なのは愛宕郡1。残存確実なのは愛宕1・船井1・竹野1）。 <small>日本教育史資料 8</small>
10・12 船井郡第15区安栖里村戸長森勝右衛門・区長田中伊左衛門、幼稚園開設願いを府に提出（竜正寺において、住職が教師。26日開始予定）。 <small>府教育史上</small>		▷ 同志社学生、新島襄を中心に加茂河原で体操（世間では「同志社のキリスト教徒が戦のけい古をしている。いまに天草騒動の二の舞いをしてかすぞ」と噂し、府の密偵も調査）。 <small>同志社スポーツの歩み</small>
10・22 天橋義塾、支舎を小笠原長孝宅内に設け、40人の寄宿生を置く。 <small>宮津中沿革誌</small>		▷ 元亀山藩士・柳島誠、桑田郡古世村の私有授産会社内に夜学校設立。 <small>府史</small>
10・27 郡政庶務課、丹波三郡各小学校の所在地村名・校名など、沿革調査を依頼。 <small>※庶務課往復</small>		
10・一 府、遊所女紅場に教導局を設置し、修身学を教授させる（これに従い下京第15区〔弥栄〕、女紅場生徒教導規則を制定）。 <small>府史、※諸官往復</small>		
10・一 豊岡県、師範学校校則・同付録を制定。 <small>府宮津支庁文書 12</small>		
11・29 同志社英学校開校（仮校舎・寺町丸太町上ル、教師は新島襄・デビス。生徒8名）。 <small>同志社90年小史</small>		
11・一 府、新島襄の博物館掛の任を解く。 <small>府庁文書 明8-10</small>		
12・一 上京第30区（柳池）、小学校内に 幼稚遊嬉場 を開設（開場式に臨席した国重大書記官、孟母三遷の故事をもって幼児保育の必要を説く。明10ごろ閉鎖）。 <small>柳池校100年史、府誌 上</small>		

参	考	日	本
(7) 明8・8・27 小笠原が豊岡県に提出した「天橋義塾開業願添口上書」は、開業の趣旨を「人材培養ハ勿論小学保護ノ一助ニモナサンガ為」とし、「決シテ小学ノ外ニ一派ノ学課ヲ創立シ、他ノ小学ヲ圧倒スルモノニアラス」と弁明している。 明8・10提出の「私学開業願」によれば、東脩（入学金）10銭、月謝10銭、醸出金は、社員で俸給ある者は、授業を受ける受けないに関係なく、その俸給の3/100。塾則第1章には「該塾ハ人材培養ハ論ナシ、小学教員ヲ保護シ民権ヲ暢達スルガ為ニ創立スルモノナリ。故ニ教課小学普通ノ書ヨリシテ歴史・民法ニ至ルマテ一切コレヲ載ス」とある。 なお、明9・9の監察掛の調査書によれば、義塾社員200名で、そのうち約150名は豊岡県下の小学教師で、義塾の卒業生。その他商家にも区戸長にも社員がいる。最近では社員の俸給3/100の出金だけでは不足なので、1口5円の頼母子講を組織、約200口集まっている。 <small>府庁文書 明8-23</small>			
(8) 「小学校則」第19章の生徒罰則 生徒ノ放恣ナル者ハ教場塗板ノ側ニ立タシメ之ヲ懲ス事アルベシ其所為ニヨリ時間ニ長短アリ其条例左ノ如シ 第1条 故ナクシテ教場出席ノ時限ニ後ルル者 第2条 教場ニ出ルニ書籍器械等ヲ遺忘スル者 第3条 教場ニテ雑話スル者 第4条 校内ノ樹木ヲ伐折リ或ハ攀登ル者 右10分時間 第5条 学区取締人教師ノ指揮ニ違背スル者 第6条 教師ノ許可ナクシテ明リニ家ニ返ル者 第7条 教場及他人ノ書籍器械等ヲ損傷スル者 第8条 建物塀壁ヲ傷損シ或ハ楽書スル者 第9条 猥褻ノ言語ヲ吐キ及人ヲ罵詈スル者 右20分時間 第10条 他人ヲ打擲並ニ困苦セシメ及無益ノ口論スル者 右30分時間 <small>府史</small>			
(9) その任務は「教師授業ノ当否・生徒進歩ノ形状・及ヒ勤惰ヲ監督」で、2月の小笠原の建議と共に、教育の専門家の設置を求めている。ただ小笠原の要求が、「学制」の規定による学区取締であるのに対し、沢辺のは国家権力の末端としての専門家ではなく、公選の学務幹事である点で、両者は大きく異なる。 10 7月の小学校則第20章によれば、当時の休校日は次のようであった。 孝明天皇御祭日 1月30日 紀元節 2月11日 神武天皇御祭日 4月3日			神嘗祭 9月17日 天長節 11月3日 新嘗祭 11月23日 氏神祭日 毎月1日・15日 1月1日ヨリ同月15日迄 12月25日ヨリ同月31日迄 暑熱ノ間ハ凡60日間午前6時ヨリ起業同11時終業 大検査後休業 3ケ日 右ノ外臨時休業ハ其時々揭示スベシ

京	都	府
1・12 府、集書院内に第2講習所を設け、上・下京講習所をそれぞれ第1・第3講習所と改称(この月学務課、講習所規則を定め公費教員養成策を立てる)。府教育史上	略則 ⁽²⁾ 制定、管内に入学生募集)。府庁文書 明9-7	7・1 府、市中小学生の習字を奨励。府史
1・一 集書院開設以来、集書会社は振わず遂に事業中止(府、村上、大黒屋の両名に集書院御用係を命ず)。府誌上	7・17 府、学区取締事務章程を制定(依然として区戸長の兼務)。同上	7・1 府、管内に未就学児童の調査を達し、就学者の戸籍には「学」の字をしるさせる。府庁文書 明9-7
2・14 府、御所内旧准后里御殿を仮師範学校に転用しようとし、この旨宮内省に伺う(2・22認可)。府史	8・7 同志社々長・新島襄、同志社規則を定め、府に報告。府史	7・17 府、管内に未就学児童の調査を達し、就学者の戸籍には「学」の字をしるさせる。府庁文書 明9-7
2・17 豊岡県、夜学校仮規則を制定。豊岡県史	9・1 府、就学牌を制定、管内に布達(各区費で铸造し、就学児の身に常につけさせる。6月の上京第31区(銅鈿)教員・伴文次郎の建言を採用)。同上	2・29 府。京都府博物館を京都博物館と改称。府庁文書 明9-7
3・15 同志社英学校、D.W. Learned), W. Taylor を、3年契約で雇入れる。同志社90年小史	9・9 熊本バンド(小崎弘道・横井時雄・浮田和民・海老名弾正・徳富猪一郎ら)、同志社に転入学(9・18、同校、薩摩屋敷跡に新築校舎落成)。同志社90年小史	3・15 同志社英学校、D.W. Learned), W. Taylor を、3年契約で雇入れる。同志社90年小史
3・20 府、文部省に対し、師範学校設立伺を提出(4・1京都府師範学校規則・生徒懲則と共に認可)。府史	9・一 府、教師試験章程を制定、同時に試験日割を達す(明8・7小学教師規則に従い等級を決めるため)。府史	3・20 府、文部省に対し、師範学校設立伺を提出(4・1京都府師範学校規則・生徒懲則と共に認可)。府史
3・一 府、小学生徒大検査賞典表を制定。同上	10・19 愛宕以下各郡区、師範学校郡中各校区費生を募集するため、教師養成概則を制定、府に申請(府、認可)。同上	3・一 府、小学生徒大検査賞典表を制定。同上
3・一 療病院、教師ヨンケルを解雇し、新たに蘭人 C.G. van Mansvelt を雇庸(ヨンケルは日本人侮蔑甚しかった)。医大80年史	10・30 府、船井郡に農牧学校設立のため生徒募集(11・8農牧授業生規則を管内に布達)。府庁文書 明9-6	3・一 療病院、教師ヨンケルを解雇し、新たに蘭人 C.G. van Mansvelt を雇庸(ヨンケルは日本人侮蔑甚しかった)。医大80年史
3・一 浄土宗学制制定され、勤学院は西部宗学校となる。東山100年史	10・一 府、学務課出版の『物理雑誌』を、速に教師に回覧する旨、市郡小学校に達す。府史	3・一 浄土宗学制制定され、勤学院は西部宗学校となる。東山100年史
4・29 府、強促就学之法儀伺を文部省に提出(12・7文部省反問、明10・4・17府、弁明、明10・9・25文部省、否認) ⁽⁴⁾ 。府史	10・一 府、学務課員巡校仮章程を制定(1年たらずで廃止)。府史	4・29 府、強促就学之法儀伺を文部省に提出(12・7文部省反問、明10・4・17府、弁明、明10・9・25文部省、否認) ⁽⁴⁾ 。府史
4・一 府、小学校取締所を仮中学と改称。同上	10・一 西(本派)本願寺、学制改革(大教校には学林をあて、中教校は全国7校区に各々1校、小教校は各府県に1校設立することになる)。平安学園80年史	4・一 府、小学校取締所を仮中学と改称。同上
5・6 豊岡県、小学教員夜学担当のため夕食料規則(一夕3銭5厘)を制定。豊岡県史	11・5 府監察掛、天橋義塾中の動静探索の結果を府に報告 ⁽³⁾ (9月にも結社人探索の結果を報告)。府庁文書 明8-23	5・6 豊岡県、小学教員夜学担当のため夕食料規則(一夕3銭5厘)を制定。豊岡県史
5・22 府、仮中学内に医学予科校を設立し、療病院の所管とする(3年制、教師はレーマン6・3教則制定)。府庁文書 明9-7	11・一 府、女学校で教授する婦女諸礼教師を市中各校に派遣するため、伝習方を制定。府史	5・22 府、仮中学内に医学予科校を設立し、療病院の所管とする(3年制、教師はレーマン6・3教則制定)。府庁文書 明9-7
5・23 府、英女学校を女学校と改称(和漢学を兼ね、小学校裁縫・諸礼科教師、各区女紅場教師も養成)。同時に女紅場は勸業課、女学校は学務課の管轄とする旨達す。府庁文書 明9-3	12・2 学務課、良教師を管内小学校に分置する方法を、知事に上申(どこへでも派遣する本部養成の訓導の制をしく。月給は普通教師より5円ほど高い。知事認可)。同上	5・23 府、英女学校を女学校と改称(和漢学を兼ね、小学校裁縫・諸礼科教師、各区女紅場教師も養成)。同時に女紅場は勸業課、女学校は学務課の管轄とする旨達す。府庁文書 明9-3
5・一 府、市中小学校教師・神供唯経以下18名に、筆道引立方を兼務させる。府史	12・19 府、女学校講談の一般婦女子傍聴を許可する旨、布達(毎月7の日、婦女の心得となるべき件を学務課員が出張講演)。府庁文書 明9-6	5・一 府、市中小学校教師・神供唯経以下18名に、筆道引立方を兼務させる。府史
6・1 府、園部に師範学校分局を開設(さきに桑田・船井・何鹿3郡、民費で師範学校分局設置を請願。明11・1廃止)。同上		6・1 府、園部に師範学校分局を開設(さきに桑田・船井・何鹿3郡、民費で師範学校分局設置を請願。明11・1廃止)。同上
6・2 京都府師範学校、開校式(教師8名、学務課員兼務、生徒67人。6・8京都府師範学校		6・2 京都府師範学校、開校式(教師8名、学務課員兼務、生徒67人。6・8京都府師範学校

参	考	日	本
(1) 「就学法略則」(抜粋)は次の通り。 第1条 児童6歳以上14歳以下ノ者ハ必ず学ニ就カサル可カラス。 第2条 学齡ノ内1ヶ年ニ3ヶ月以上ノ教育ヲ受ケサル者ハ、1人ニ付10銭ヨリ少ナカラズ、50銭ヨリ多カラサル罰金ヲ出サシムヘシ 但、雇人ハ其雇主ヨリ就学セシムヘシ、若シ否ナレハ罰金ヲ其雇主ニ科ス。 第3条 学齡ニシテ授業時間ニ市街ヲ徘徊スル児童ハ、巡查其住所姓名ヲ聴糺シ、警保課ヲ經テ学務課ニ通知スヘシ。 第4条 学務課ハ此報知ヲ得テ該地ノ学区取締、郡区长ニ通シ、不就学ノ事由ヲ聴糺シ、止ムヲ得サルノ事故アルヲ除クノ外ハ、説諭シテ就学セシムヘシ。 第9条 此ノ如キ罰金ハ積立置テ教育保護金トスヘシ、仮令ハ才アリ志アリト雖モ資財無クシテ望ノ学校ニ入ル事能ハザル貧生ヲ扶助スル等ニ用フルナリ。		1・30 熊本洋学校生徒、宮川経輝・金森通倫・徳富蘇峰・横井時雄・浮田和民ら35人、花岡山でキリスト教「奉教趣意書」に署名。 2・15 文部省、小学扶助金を学齡児童数に比例して配付するよう改定(7月実施、従前は人口に比例)。 3・25 大阪府、府立図書館を開館。 4・一 『文部省雑誌』、『教育雑誌』と改題。(欧米教育論説を紹介)。 6・7 独人医学者ベルツ、横浜に来着(7月医学校生理学教師となる)。 6・25 文部省、東京開成学校第2次留学生として、穂積陳重・杉浦重剛・桜井鏡二・関谷清景ら10人を英仏へ派遣、この日横浜出帆。 7・一 新潟学校(明5・10設立)、教則改正し百工化学科と英学講習科とを設置(前者は公立工業科の初め、明13廃止)。 7・一 中村正直らの同人社、『同人社文学雑誌』を創刊(～明16・3)。 8・14 札幌学校、開校式(9・8札幌農学校と改称。クラーク、教頭として明10・4まで指導)。 11・6 工学校(工部省)付属工部美術学校創設。 11・14 文部省、東京女子師範学校内に幼稚園を開設(11・16保育開始)。	
(2) 「京都府師範学校略則」によれば、生徒は特別の場合を除き、17～35歳で男女によらず、読書・算術・作文並に習字・体格の各試験に合格したもの。貸費金は月3円50銭で、奉職3カ月から月割りで返済。2年制。卒業後、貸費生には3年、自費生には1年の教職奉職義務があった。			
(3) 「探索書」要旨。「塾中風議甚不宣、不品行ノ義モ不尠」との事であるがそれほどでない。旧県令は「私塾盛大ニ相成時ハ…終ニ政体上ノ妨害ヲ成スノ勢有之」と懸念していたが、先般権知事殿出張の際、ひじょうにこの塾を誉め、「追々盛大ナラン事ヲ希望スルト」言われたため「塾中殊ノ外相飲一層競テ勉学セン事ヲ欲、不日教場ヲ新築シ今一層盛大ニ致サントノ心組」であるが資金難のため、見込みはない。井上益孝			
この年			
▷ 師範学校、教員8人(学務課員兼務)・生徒男160人(12・31付)。府史			
▷ 仮中学校・教員16人・生徒男380人、独逸学校・教員6人・生徒男126人、英学校・教員3人・生徒男74人(12・31付)。同上			
▷ 私立学校31校(支那学25校、筆道2校、数学・算術2校、英語学1校、普通学1校)(12・31付)。同上			
▷ 府、旧豊岡県下の丹後全国・天田郡の教育事務を引継ぐ。府庁文書 明7-2			

京	都	府
<p>1・31 天皇、府庁・博物館へ行幸（つづいて2・1中学・女学校・女紅場・牧畜場、2・2集書院・舎密局、2・8中学へ再び臨校、2・20中学で小学校生徒の授業を参観）。府庁文書 明9-22</p> <p>2・3 天皇、中学・女学校の生徒・教員に褒賞を下賜（2・8諸学校・療病院へ褒賞金を下賜）。府史、府教育史上</p> <p>2・9 英照皇太后・昭憲皇太后、女学校・女紅場・勸業場・舎密局などへ行啓。府教育史上</p> <p>2・17 府、児童教育上有益の玩具を製造し、集産局で発売する旨を管内に布達。府史</p> <p>2・21 学務課、従来の小検査4回を、3月、9月の2回にする旨各小学校へ達す。 ※学務一件</p> <p>2・一 府、小学訓導規則⁽¹⁾を制定（2・3文部省認可。これにより小学教員を再試験し、新たに証書を付与するもの743人）。府庁文書 明8-37、明10-5</p> <p>3・3 府、京都女学校給費生規則⁽²⁾を制定し入学生を募集（優秀生50名を入学させ以後校運発展、遠く他府県からの志願者続出）。府史、府誌</p> <p>3・一 学務課、小学課業表をより簡易にした旨、府に建言（近頃の大小検査で1、2割しか熟達したとは言えない。不認可）。 ※文部省達留</p> <p>3・一 府、仮中学内独 英舎々長規則を制定（舎生の勤行状について正否を監督、督責、主任への報告など）。府史</p> <p>4・10 府、仮中学内諸学校の趣旨を管内に達す（未だ理解しないものがあるため）。⁽³⁾ 同上</p> <p>4・10 府、仮中学諸学校生徒を管内に募集。府庁文書 明10-6</p> <p>4・23 新島襄、同志社分校女紅場の開業願（5・1から）を府に提出（28日認可。3年制で普通学中心。明11・9・16、同志社女学校と改称）。府史、 ※家塾願</p> <p>4・一 愛花草舎（福知山）、成美塾と改称（塾長・西垣堯民）。成美学苑要覧</p> <p>5・8 府、仮中学内英学校貸費生規則を布達し生徒を募集（食料・書籍・日用品費を貸与。卒業後2年間府の命令に従うの義務を課す）。府史、布達要約</p> <p>5・8 府、小学訓導規則に訓導派出日当章程を追加（僻地手当の初まり）。府庁文書 明10-6</p> <p>5・12 天皇、下京修徳校へ行幸（6・28上京初音校、下京尚徳校へ臨校。各校へ25円下賜。上京待賢校の啞生2人、初音校へ出校）。西京新聞</p> <p>6・一 上京京極学区（第11・12区）の学区取締、同区の無許可私塾の実態を学務課へ報告（小学校と私塾の対立の一例）。 ※家塾願</p>	<p>7・3 府、就学牌の特許製造人を指定（このころ、模造品が出まわっているため）。府史</p> <p>7・27 府、小学上等教則とその課業表を管内に布達（東京師範学校の上等教則に準拠し若干の修正を加える。満10～14歳）。同上</p> <p>7・一 相楽郡道宣校訓導・龍井某、「開校後日浅く、学費乏しきゆえ図書を寄附願いたい」旨府に上申（8月府は21円43銭1厘を下付）。同上</p> <p>8・21 学務課、7・27の小学上等教則・課業表はむつかしすぎるので、今回の大小検査は旧則に従って施行したい旨、府に上申（府は「其儀ニ不及候、又持前ノ姑息論ト云可シ」と不許可。明10・3学務課の上申、明8・9・30荒木校教師の建言の項参照）。 ※同留</p> <p>8・27 天田郡第1区教員代理・加藤実勝、小検査延期願を知事に提出（9・6から小検査予定であるが「就学の生徒貧民之子弟多くて農務繁忙にて屢欠席仕居候も間々有之…」）。 ※学務一件</p> <p>8・一 学務課、小学訓導が父兄から中元・歳暮の品などを受けぬよう達す。大阪日報 8・22</p> <p>8・一 中学、大教場に各校の生徒・小学教員を集め輪講討論会（演説会を兼ねる）を開催。同上</p> <p>9・24 府、旧豊岡県下の小学校で永続困難な校は合併してもよい旨、達す。府史</p> <p>9・一 師範学校、生徒実地授業仮手順を制定。同上</p> <p>10・16 府、仏人レオン・デュリーの帰国に際し、仏学校旧生徒4人、師範学校生徒ら4人にフランス（リヨン）への留学を命ず（前者は3年、後者は4年。舎密術・染法の研究中心）。府師範学校沿革史、 ※府県往復</p> <p>10・一 『京都府下小学生徒秀華文鈔』第1集（上京小川校生徒水原幸次郎の編纂。学務課、その講誌を勸奨。明11までに上京・下京・伏見・郡部と4冊を刊行）。府教育史上</p> <p>11・6 府、女学校・女紅場で専門科修業を許可、この日女紅科目と入学願書式を布達。⁽⁴⁾府史</p> <p>11・一 古河太四郎、「京都府下大黒町待賢校啞生教授手順概略」を起草（日本最初のろう教育教授法論で、明11・3文部省『教育雑誌』64号付録に発表される）。ろう学校90年誌</p> <p>12・6 原田千之助（府女紅場校長）、理科思想啓発のため軽気球を作り、この日旧仙洞御所で上昇に成功（製作は島津源蔵）。府教育史上</p> <p>12・15 愛媛県士族遠山憲美、盲啞訓養設立を促す建議意見書を知事に提出（彼は横浜留学時に</p>	

参	考	日	本																																										
<p>(1) 「小学校教師規則」(明8・7)を廃止。「小学校教師」の名称を改めて、訓導・訓導試補・授業生とし、それぞれ10等・5等・3等に等級分け試験によって等級を決め、試験は教授法・読書・算術・習字の4科。この当時の月俸は次の通り。</p> <p>訓導月俸表</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1等</td> <td>2等</td> <td>3等</td> <td>4等</td> <td>5等</td> <td>6等</td> <td>7等</td> <td>8等</td> <td>9等</td> <td>10等</td> </tr> <tr> <td>訓導</td> <td>30円</td> <td>25円</td> <td>20円</td> <td>15円</td> <td>12円</td> <td>10円</td> <td>9円</td> <td>8円</td> <td>7円</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td>訓導試補</td> <td>5円</td> <td>4円</td> <td>3円</td> <td>2円</td> <td>1円</td> <td colspan="5">50銭</td> </tr> <tr> <td>授業生</td> <td>1円</td> <td>50銭</td> <td>25銭</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table> <p>(2) 女学校給費生規則(抜粋)</p> <p>第1条 給費生ハ食料ヲ給与シ書籍ヲ貸与ス但、俊秀生ハ食料ノ外小遣金ヲ給ス</p> <p>第2条 給費生徒ハ満14年以上25年未満ノ者ニシテ行状正シク仮名交リノ書ヲ読得、且加減乗除ノ内珠算算ナシ得ル者ヲ挙クルナリ</p> <p>但、俊秀生ハ本学年齡ニ拘ハラズ</p> <p>第3条 給費生ハ在学3年ト定ム、在学中嫁付其外大故アルニアラサレハ退学ヲ許サズ</p> <p>第4条 嫁付其外大故ナク半途退学スルモノハ在学中ノ給費ヲ償ハシム</p> <p>(3) 独逸学校（予科医学校合併、教師・独人リウドルフ・レイマン、日本教官2名）独乙語学教授、のち理化学・動植鉱物理学・ラテン語などを教授し、医学志願者を教育する。</p> <p>英語学校（教師・英人イルネスト・ウェットン、日本教官3名）英語学教授、将来商工・工芸・法律学などを志望するものを教育する。</p> <p>立生学校（教官3名）皇漢学や翻訳書を教授して歴史・修身・究理の諸科や作文習字などを学ばせ、将来師範学校へ入るもの、あるいは欧学を学ぶものに和漢普通学を与える。</p> <p>数学校（教官4名）筆算・珠算を教授して、算数学・代数学・幾何学・三角法など普通の数理学を学ばせ、数理学志望者を教育。</p> <p>(4) 女紅科目</p> <p>英語学・50人、倭服・30人、洋服・20人、繡箔・20人、袋物・20人、機織・20人、綴織・10人、養蚕並糸挽・30人。</p> <p>ノ欧米の盲啞教育について学ぶところがあった。日本盲教育史資料 1</p> <p>この年</p> <p>▷ この年市中小学校の建替え、増新築多い。西京新聞</p> <p>▷ 学区女紅場の設立多い（たとえば醒泉・開智・弥栄・皆山・尚徳・安詳(桑田)・篠村(南桑田)など。同上</p>		1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等	9等	10等	訓導	30円	25円	20円	15円	12円	10円	9円	8円	7円	6円	訓導試補	5円	4円	3円	2円	1円	50銭					授業生	1円	50銭	25銭								<p>1・11 工部省、工学寮を廃止し、工学寮付属工学校は工部大学校と改称（明11・4・15開業式）。</p> <p>1・19 陸軍幼年学校廃止、生徒を陸軍士官学校へ移管。</p> <p>1・26 文部省所管の東京博物館、教育博物館と改称（3・9湯島から上野公園に移転）。</p> <p>2・1 加藤弘之、開成学校総理に就任（4・13東京大学法理文3学部総理に任命）。</p> <p>2・19 経費節減のため、東京女学校、愛知・広島・新潟の各師範学校、愛知・長崎・新潟・宮城の各英語学校廃止（代りに公立師範学校への国庫補助金を決定）。</p> <p>3・21 東京府、市内5小学校に商業夜学校を付設（明12・7同校に代って府下15区に各1校の庶民夜学校を開設）。</p> <p>3・28 文部省の東京書籍館、東京府へ移管、東京府書籍館と改称（5・5開館）。</p> <p>3・一 『頼才新誌』創刊（小学生投書作文誌で尾崎紅葉・山田美妙・田山花袋らも投稿）。</p> <p>4・12 東京大学創設（東京開成学校と東京医学校を合併、法理文医の4学部）。東京英語学校を東京大学予備門と改称。</p> <p>6・17 モース、横浜に到着（7月東大生物学科教授に就任、動物学担当）。</p> <p>6・一 近藤芳樹編『明治孝節録』（皇后の命により編纂、官内省刊。明13文部省、小学教科書に不適と判定）。</p> <p>6・一 学監マレー、「学制」改正案として『学監考案 日本教育法』を文部省に提出。</p> <p>8・一 文部省編『日本教育史略』（最初の日本教育史書）。</p> <p>8・一 東大法理文3学部編『学芸志林』創刊（～明17・2）。</p> <p>10・17 私立の華族学校開業式（天皇臨席し、学習院の称号を付与）。</p> <p>12・11 内村鑑三、上級生の強制的勸奨によりクラークの書き残した「イエスを信ずる者の契約」に署名。</p> <p>12・19 東大法理文3学部、第1回卒業式（卒業生は理学部化学科の3人だけ。医学部は明11・3・29）。</p>
	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等	9等	10等																																			
訓導	30円	25円	20円	15円	12円	10円	9円	8円	7円	6円																																			
訓導試補	5円	4円	3円	2円	1円	50銭																																							
授業生	1円	50銭	25銭																																										

京 都 府	参 考
<p>1・9 上京第19区(待賢)学区取締山田平兵衛・訓導古河太四郎、盲啞生募集御願を府に提出(従来の啞生に盲生も加わえて一教室設立、その父兄への就学勸奨を出願。府、認可)。 府史</p> <p>1・24 府、師範学校生徒博物学用の鉱物など収集を管内に達す。 同上</p> <p>1・一 師範学校園部支局廃止(生徒80人のうち32人は本校へ転入、その他多くは検定を受けて地方の小学校へ奉職)。 府治沿革志</p> <p>2・4 府、市郡女紅場規則を管内に布達(諸女紅場の教師は土手町女紅場の試験を受けること)。 府史</p> <p>2・9 府、明9・3の小学生徒大検査賞典表を改正(上等小学生・特試生には優等の数に応じて書籍料を付与)。 同上</p> <p>2・12 学務課、綴喜・相楽2郡の及第生へも市中同様書籍料の下賜あるよう、上司に上申。 ※大検査書類</p> <p>2・16 府、各小学校に達して、助教(下級生を教える上級生つまり授業生)を、大小試験受験生に加わえない習慣をやめさせる。 同上</p> <p>2・16 訓導着用服は従来和洋自由であったがこの日から洋服と定められた。 大阪日報 2-17</p> <p>2・21 府、独人 G. Wagener を雇庸し、舎密局で木工化学・医学予科などを教授させるので、入学志願者を募集。 府史</p> <p>3・13 学務課、南山城教員の監督指導を臨校によって強化する旨、上司に上申(大検査の時「各校生徒進歩遅緩加ルニ進退礼節整頓ナラサル」と府から批難され、5〜6日には近傍6郡の教員・学区取締等を招集して注意を与えた)。 ※伺留</p> <p>4・2 府、小学校則第20章を改定(大検査後の休業を3日間から1日にする)。⁽¹⁾ 府史</p> <p>4・12 府、小学訓導規則中の授業生を廃止(2・16参照)。 同上</p> <p>4・23 知事、小学大検査の賞典が濫費にならぬよう、学務課に達す。 ※大検査書類</p> <p>4・24 府、盲啞学校を上京第29区(東洞院御池上ル船屋町、元生糸改会所跡)に仮設する旨達し、就学を奨励(4・26盲啞学校仮校則・盲啞普通学科仮教則制定)。 府史</p> <p>4・26 府、京都・伏見各区師範学校第2回募集生志願者少数のため、在勤訓導の入学を許可。 同上</p> <p>4・一 師範学校規則改正(生徒年齢18歳以上を14歳以上とする)。 同上</p> <p>4・一 府、学校建築法・教場機械様式を管内小学校に布達(上下自在式黒板を採用)。 同上</p>	<p>5・24 仮盲啞院、開業式(5・31仮盲啞院就学牌を制定。 学規全書、大阪日報 5-26</p> <p>6・1 府、俊秀生徒成績競争会を開催。⁽²⁾ 府教育史上</p> <p>6・19 府、農学区費生徒選挙概則を郡中へ布達し、区ごとに1名入学させることを告諭。⁽³⁾ 府史</p> <p>6・27 府、師範学校規則附録「学資定等」を制定(学資は入学時に一度払うものと、毎月払うものとあり、分限〔家録・雇人・不動産・官禄〕に従い差がつけられた)。 同上</p> <p>7・5 総区長、盲啞院の通学用人力車は四条橋の通行料を免除したい旨府に上申(認可)。 日本盲教育史資料 2</p> <p>7・29 府、小学下等第5級から作文教科書として『私用文語』を使用する旨、管下小学校に布達(同書は横村知事の編集、平井義直学務課員著述)。 府史</p> <p>7・30 府、中学・師範学校の教員等級・月給規則を制定。⁽⁴⁾ 同上</p> <p>7・31 私塾乾坤堂(下京第23区・植柳)、学齢児童を引込んだため苦情続出、開業停止処分をうける。 ※家塾願</p> <p>7・一 学務課7等属中川重麗「小学課業ニ物理書ヲ増加スルノ建言」(この建言は即日知事の許可をうける)。 万有雑誌 21</p> <p>7・一 府、旧豊岡県地方に学務課員を派遣し教授法を伝習(明9京都府編入により教授法が本府と異なるため)。 府治沿革志</p> <p>8・15 大阪府士族・南宗画家田能村小虎、画学校設立建議を知事に提出。 市立美術工芸学校沿革略</p> <p>8・16 学務課・中出利観、大小検査弊害対策案を知事に提出⁽⁵⁾(1.小検査の監視を廃し教員に委託。2.大検査を厳格にし教員生徒を賞罰。3.学務吏員をしばしば臨校巡視させる)。 ※諸掛建言</p> <p>8・19 府、小学下等6級にも『私用文語』使用を達し、同時に小学作文心得書を布達(従来作文に使用した語句は高尚すぎたため、これにより談話体に改めた)。 府史</p> <p>8・一 女学校、生徒をして割烹・食品購入・会計・洗濯などを実習させ、従来雇用していた賄方を廃止。 府治沿革志</p> <p>8・一 府、中学給費生規則を制定。⁽⁶⁾ 府教育史上</p> <p>9・一 北宗画家の望月玉泉・幸野煤嶺、久保田米僊・巨勢小石と連署し、画学校設立を知事に建議。 市立美術工芸学校沿革略</p>

参 考	日 本																																	
<p>(1) この改定は、3月某日、上京第8区(桃菌)の教員が「大試験後3ケ日の賜暇」を利用して生徒を見学旅行につれて行きたい旨府に上申したところ、横村知事は「3ケ日の賜暇」が「小学校則」第20章の規定によることを知り直ちに「3日ヲ改メ1日トス可シ」と指令。 ※伺留</p> <p>(2) 5・14柳池学区の安部井晋人、龍池学区の渡忠秋が計画出願し、知事が即日許可したもので旧仙洞御所で開催。上下京127人(うち女子22人)が参加、即席に作文・詩歌・習字・図画を作成したり、理學機械を実試説明した。 府教育史上</p> <p>(3) 船井郡須知村の農牧学校、年々生徒減少し、明12には20名になった。米国式の大農場経営をしたり、洋種牡牛の改良などを試みたが、あまりに時勢に先んじすぎていた。</p> <p>(4) 中学並師範学校教員等級月給規則</p> <table border="1"> <tr> <td>等級</td> <td>1等</td> <td>2等</td> <td>3等</td> <td>4等</td> <td>5等</td> <td>6等</td> <td>7等</td> <td>8等</td> <td>9等</td> <td>10等</td> </tr> <tr> <td>助教</td> <td>30円</td> <td>25円</td> <td>20円</td> <td>15円</td> <td>12円</td> <td>10円</td> <td>9円</td> <td>8円</td> <td>7円</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td>助教補</td> <td>5円</td> <td>4円</td> <td>3円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 2日前の8・14、中出が南山城6郡の秋期小検査に出張する旨、知事に報告すると、知事は「小検査前ニハ内検査トカ何トカイッテ検査ノ修行ノミスル事小学ノ大弊ナリ、元来検査ハ其平生ノ学力ヲ試ル為ナリ」、内検査などするのは「必竟教師等表面ヲ飾ル事ノミ務メテスル故ナリ、大ニ実施上ノ妨害ナリ、又大小検査前ニハ入学ヲ許ササル校多シ、言語道断ノ事也」、そして「此等ノ弊ヨリ改ム可シ、夫迄ハ小検査ニモ出ル事無用也」と朱書した。伺留 そこでこの対策案提出となった。</p> <p>(6) 1等給費は全食糧給与・書籍貸与・授業料免除、2等給費は食糧2/3給与・書籍貸与・授業料免除、3等給費は食糧1/3給与・授業料免除。</p> <p>9・一 府、小学訓導物理学研究会規則を制定(特に訓導の物理学の能力劣弱のため)。 府史</p> <p>10・28 府、小学訓導恩与条例制定(明13・1・31施行中止、恩給の初め)。 同上</p> <p>11・一 府女学校『唱歌』初編(明13第2集、地唄を教育的に改良、最初の唱歌本)。</p>	等級	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等	9等	10等	助教	30円	25円	20円	15円	12円	10円	9円	8円	7円	6円	助教補	5円	4円	3円								<p>1・24 内務省勸農局の農学校、東京駒場に新校舎落成、駒場農学校として開校式。</p> <p>2・6 文部省、大阪・長崎・宮城の官立師範学校を2・14以降廃止する旨布達(官立は東京師範・東京女子師範のみとなる)。</p> <p>4・15 工部大学校、校舎落成し開校式挙行。</p> <p>4・21 高嶺秀夫、米國ペスタロッツ運動の中心オスウェイゴ―師範学校留学を終えて帰国。</p> <p>5・14 文部省、「日本教育令」案を上奏(明12・2参議伊藤博文、民権運動への対応策として大巾修正)。</p> <p>5・23 文部省「学制」による小学教則等を一括廃止。</p> <p>5・24 西郷従道、文部卿に就任(〜12・24)。</p> <p>6・2 内村鑑三・宮部金吾・新渡戸稲造ら札幌農学校生徒6人、メソジスト教会宣教師ハリスから受洗。</p> <p>6・27 東京女子師範学校、保姆練習科を設置(明13・7・9本科に幼稚保育法をおき同科を廃止)。</p> <p>8・10 フェノロサ、東京大学文学部教授となり、政治学・理財学・哲学を担当。</p> <p>9・10 文部省、公立学校の開設認可権を地方官に委譲(ただし教則や府県学事規則は、同省へ伺い出る)。</p> <p>9・25 東京大学、選科生規則を制定(法理文の3学部を選科設置)。</p> <p>10・16 伊沢修二、東京師範学校長補に、高嶺秀夫、同校長補心得になり、共に同校の改革に着手(明12教則・校則等を改定)。</p> <p>10・24 文部省、東京に体操伝習所を開設(明12・4・7授業開始、リーランド指導)。</p> <p>12・19 文部省、東京大学に学位授与権を付与。</p> <p>12・28 文部省、学監マレーを満期解任(学監事務所を廃止)。</p> <p>12・一 田中不二麻呂「教育国会ヲ創設スルノ議」を公表。</p> <p>12・一 シェルドン著・永田健助訳『塞兒教氏庶物指教』上(文部省刊・下は明12・3)。</p>
等級	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等	9等	10等																								
助教	30円	25円	20円	15円	12円	10円	9円	8円	7円	6円																								
助教補	5円	4円	3円																															

京	都	府
<p>1・15 与謝郡雲原校、天田郡の2校と合同試験をする旨、府に上申(同校は僻地にあり生徒の見聞を広めるため)。 ※学事一件</p> <p>1・21 府、画学校設立の趣旨と設立資金募集について告諭。⁽¹⁾ 府庁文書 明12-3</p> <p>2・27 叡麓舎々主村上作夫⁽²⁾、法律書講義集会開催届を知事に提出(司法省御雇私人ペイネーを招き龍池校で)。 ※私学開業一件</p> <p>2・一 岐阜県人服部直、数理研究義塾(二条油小路)設立を府に出願(教師波多野鶴吉を月給3円で雇用、波多野のはち郡是製糸を創業)。 府史</p> <p>3・14 新制により上・下両京区を設置し、従来の区を組と改称。 京都小学30年史</p> <p>4・4 府、仮中学を京都府中学と改称し授業開始(従来の4学校併立を廃し、英・数・和漢学に博物・地理・歴史・物理・化学・図画を加え、全科兼修と改定、4年制。独逸学校は療病院に移管。3月に学務課8等属三宅五郎三郎が同趣旨を知事に建言)。 府教育史、※諸掛建書</p> <p>4・8 府、盲啞院への金品寄付は直接同院へするよう布達(従来出願手続き不明で、篤志者の志を無にすることが多いため)。府庁文書 明12-3</p> <p>4・10 府、各学区で貧児就学法を設け6月中に学務課へ提出するよう布達。 同上</p> <p>4・16 府、旧仮中学内の医学予科校を廃し、療病院内に新たに、医学予科校・医学校を設置(8月から生徒入学許可)。 医大80年史</p> <p>4・一 府、盲啞院を改めて府立とする(ただし人件費以外はすべて寄付による)。 ろう学校90年誌</p> <p>5・3 府、新京都府中学の教則・課業表を制定。 府庁文書 明8-37</p> <p>5・4 西本願寺大教校開校(現竜谷大学)。 竜大300年史</p> <p>5・14 萩原三圭初代医学校長に任ぜられる。 医大80年史</p> <p>5・30 愛宕郡柳原校訓導、大検査を同校で実施してほしい旨府に上申(当校は開設後日浅く更に人民頑固で学問の意義を理解しないため、「学事ノ貴重ナルト他校ノ旺盛ナル」とを父兄に認知させるため)。 ※大検査書類</p> <p>5・一 府、牧畜場・農牧学校を廃止(生徒は京都府中学に吸収)。 実業教育50年史(府教育史 上によれば6月)</p> <p>6・18 府、京都女学校女紅場教則・課程を改定(3年制で女学科・英学科・女紅科に分れている)。 御布令</p>	<p>7・18 天皇、京都巡幸に際し、小御所で盲啞生の授業を参観(19日同院に1,000円、教員生徒に若干金を下賜)。 府誌 上</p> <p>7・31 府、小学訓導規則(明10・2)を改正し布達(名称を訓導と訓導補助とし、前者は10等級に分れ、後者は5等級に分れる。試験科目は旧規則の4科に作文・理学が追加)。 府庁文書 明8-37</p> <p>7・一 西部宗学校(浄土宗)、知恩院所轄となり、浄土宗総本山宗学校と改称。 東山100年史</p> <p>8・8 府、区会章程・町村会章程を制定(区・町村会の制度発足し、小学校のことはここで討議されることになる)。 御布告</p> <p>8・20 府、療病院医学校に通則医学教場設置を達し、生徒募集(同日、医学校通則を定め、正則は原書使用、通則は国語使用とする。9・27定員に満たないため再び募集。10・7毎年1回入学を取消し、本年1回限りとする旨達す)。 同上</p> <p>9・12 府盲啞院、上京区釜座通榎木町下ル(現府庁前)に新校舎完成し移転。 古河と盲啞院</p> <p>9・一 医学校、新築中の療病院に校舎建築竣工し移転(上京区第12組梶井町465番地)。 医大80年史</p> <p>10・10 愛良学舎(仏語学)、上京区第24組(竹間)で開業(設立者は府士族野村成彦、明19・7・30参照)。⁽³⁾ ※文部省御達留</p> <p>10・一 府師範学校、教則改正体操法を制定(体育にも留意しはじめる)。 文部省日誌 35、府庁文書 明15-5</p> <p>11・15 府中学、画学教授の充実を府に建言(第4級以上に行っている週1時間の教授を全級修学とすること、教師には師範学校教師野口金三を聘用すること。同月府はこの旨文部省に伺う)。 ※諸掛建言</p> <p>11・22 盈科義塾(南桑田郡亀岡町)開業式⁽⁴⁾(6・8設立願書提出、7月認可)。 府教育史 上</p> <p>11・29 知事、画学校設立を文部卿に出願(教師は府下の職人一般から公選し、費用は総て有志金で支弁)。 市立美術工芸学校沿革略</p> <p>12・2 師範学校、旧会津藩邸跡の新校舎に移転(オランダ式木造洋館で現府庁北側)。 府師範学校沿革史</p> <p>12・4 府、中学・女学校生徒募集を布達(中学生50名・女学生30名・同英学生20名)。 御布告</p> <p>12・11 府、師範学校生徒募集を布達(正則学科生・2年制・30名、授業法伝習生・半年制30名)。 同上</p> <p>12・22 知事、勸業場に上下両京区内の画に関する工商93人を招き、画学校設立のための献金を勸奨)。 市立美術工芸学校沿革略</p>	

参	考	日	本
(1) 「……凡天地間萬有ノ形象ニ就テ巨細大小ノ景ヲ自由ニ伸縮描写シ、或ハ昔時ノ規模ヲ今日ニ訴へ、今日ノ盛躑ヲ他年ニ留メ、又ハ萬里外各国ノ民風謡俗ノ異ヲ目下ニ熟覽シ地球上諸洲山水草木ノ状ヲ紙上ニ縦観スル等皆此画学ノ力ニ由ラザルハナシ……是ニ於テ有志者斯ニ画学校ヲ創立シ、此技芸ヲ精究セント希望シ既ニ寄附金ヲ出願スル者アリ、其志奇特ニ付速ニ該校ヲ興立セシメント欲ス」。	(2) 旧森藩(大分県)の漢学者村上は、明10秋入洛して浜岡光哲と相談の上、叡麓学舎を設立(明10・12・17開設願書提出)。村上の名を慕って集まった学生は一時300人。榎村知事の嫌疑をうけ出頭を命ぜられたが話が産業上の事になって意気投合、学舎の経費を作るため知事は勸業課から出金させ、同学舎から「商事迅報」を発行させた。明12「京都新報」となる。明13・2・24浜岡光哲が新舎主となる旨、上申。 浜岡光哲77年史、※私学開業一件	(3) 1・11 設立願いを府に提出したが、いっこう認可が下りないので、6・16野村は府に認可を催促。これは野村がカトリックに関係していたためで教師ア・ビリオンは宣教師。府は監察掛を使って調査、8・12同掛は「野村がビリオンの布教予防措置に関する書面を差出したこと」を報告。一方外務省も、同学舎がキリスト教布教をしないか、日本の国体に不都合ないかを懸念したらしく、府は、後日迷惑をかけるようなことはしないと同省に上申、ようやく認可された。	(4) 垂水新太郎・石田眞平・森務ら主唱。漢学の他随意科として英語・数学・法政など教授。創立費は2円掛け50枚1組、総計10組の頼母子講。各自の個性を尊重して一切試験なし。中流以上の子弟中心に7・80名。柳島塾はここに至り閉鎖。
	府教育史 上、※外国人備入		
	丹波及丹波人、南山・三山木		
↗ この年	▷ 女紅場(上京5カ所、下京5、諸郡30)、遊所女紅場(上京3、下京6、伏見2、与謝1)。		
	▷ 汎愛医学校創設。		
		1・15 東京学士会院、第一会を開催(初代会長は福沢諭吉)。	
		2・24 内務省、医師試験規則を布達(大学医学部卒業生には無試験で医師免許状を付与)。	
		3・13 東京女子師範学校第1回卒業式(卒業生15人)。	
		3・一 関信三編『幼稚園法二十遊嬉』(フレールベルの20恩物〔遊具〕を初めて図解)。	
		4・4 大阪英語学校、大阪専門学校と改称(医学科・理〔化〕学科・予科)。	
		5・19 司法省、大学法学部法律学科卒業生に無試験で弁護士免許状を与えることを定める。	
		7・9 東京府、各区に1校の庶民夜学校を設置(明10設立の商業夜学校を廃止)。	
		8・一 天皇、侍講天田永孚を通じ「教学聖旨」を示し、儒教的徳育の強化を要求(天皇の公教育に対する干渉の初め)。	
		9・10 寺島宗則、文部卿に就任(～明13・2・28)。	
		9・29 太政官、「学制」を廃し「教育令」を制定(俗に自由教育令と呼ばれるもので、地方官の監督を緩め、私立小学校・巡廻教師を以て公立小学校に代えることもできた)。	
		9・一 伊藤博文、「教育議」を天皇に提出(「教学聖旨」を批判。天田永孚、「教育議附議」を草し反批判)。	
		10・7 文部省内に音楽取調掛設置(伊沢修二、音楽取調御用掛となり、明14・10・26同掛長)。	
		10・30 伊沢修二、文部卿寺島宗則に「音楽取調ニ付見込書」を提出(東西両洋の音楽を折衷して唱歌を作成する方針を決定)。	
		10・一 東京大学予備門、洋学に偏し和漢の作文能力が低下したのを憂い、和漢文章の主任教員をおき、作文教育を強化。	
		12・5 文部省、師範学校卒でない公立小学校教員となる者に対し、府県でその学力を検査するよう達する。	
		12・28 文部省、公私学校の教育内容に弊害ありと認める場合はその事由を報告するよう府県に達する。	
			府教育史 上
			西京新聞 12・5

京	都	府
1・22 府、女学校貸費規則を制定(定員50名、卒業後は各小学校で初級生を教育し、傍ら女生徒へ女紅・女礼をも教授)。府庁文書 明13-7		(同日、中学も)。西京新聞 7-15
2・10 府、この日から3カ月間、連日午後師範学校に市内各小学校から訓導1名を集め、面学と簿記法を伝授(面学は鉛筆画・ペン画)。府教育史上		7・18 天皇、小御所で盲啞院優等生(盲・啞両生各4名)の授業を参観(翌日金1,000円を同院に、酒肴料を優等生に下賜)。府庁文書 明13-24
2・24 イタリアー国皇族、女学校・盲啞院を視察。府誌上、盲啞院一覧		7・26 天橋義塾 会長沢 辺正脩、同義塾内に「教育談会」を聞きたい旨、官津警察署へ出願(毎月15日、「政談ニ関セズ」)。※雑記
2・一 榎村知事、山梨県令藤村紫郎と連名で三条太政大臣に教育令改正を建白(教育への地方官の権限を強化すること)。 ⁽⁴⁾ ※文部省伺留		7・31 学務課、中学生徒増加に伴い維持困難なので、助費の途を立てるよう、勸業課に依頼。同上
3・22 上京区6組(翔鸞)小学校訓導5名、「同校生徒の減少は、上京区第14組の私塾の妨害によるので善処してほしい」旨、知事に上申。※私学開業一件		7・一 府医学校費、地方税支弁となる(従来は療病院が支弁)。文部省年報 明13
3・30 府、学務委員設置を達し、選挙規則を制定(「教育令」の規定に従うものは4・20までに選挙すること)。府庁文書 明13-7		8・27 府、仮画学校の生徒を募集(一宗20名、計80名。入学年齢は満14歳以上。但し下等小学全科卒業者はこの限りにあらず)。9・15開業。府庁文書 明13-3
4・28 府、下等小学教則・課業表を新編成(新に修身学口授・面学が加えられ、教師のために授業心得が定められた)。御布告		8・一 舎密局、化学教授を独立させたい旨府に上申(従来は化学事業と併立。知事認可)。府教育史上
5・11 下京区役所、年長盲啞者に手職教授のため盲啞者実態調査を各組戸長へ達す。京都日日 5-14		9・一 愛宕郡第9組久多校、小検査を同校で実施されたい旨府に上申(「本校は僻地にあり生徒引立てのため」)。※小学伺願届
6・4 府、学務委員心得・職務細則を布達。御布告		9・一 府盲啞院、工学生徒(満13~30歳)の制を新設。また普通科生には普通学科の他に技芸科を兼習させた(6月に盲啞院規則付録工場規則・工学科教則を制定)。ろう学校90年誌
6・12 知事代理国重正文大書記官、勸業場に府下の画家43名を招き、画学校設立に関し協力勉強するよう諭告。市立美術工芸学校沿革略		9・一 南桑田郡第7組佐伯村楽洋小学校、変則夜学を設ける旨出願(認可)。府教育史上
6・19 府、仮画学校設置を達し、同時に規則・教則 ⁽²⁾ を定め、7・1開業式の旨布達。田能村小虎を用掛に任命(6・28市内の装束師12名を世話掛に任命、6・30望月玉泉〔東宗画〕・小山三造〔西宗画〕・谷口藁山〔南宗画〕・鈴木百年・幸野樺嶺〔北宗画〕を副教員に任命)。御布告		10・21 府、公立小学教員と府会議員は兼ねられない旨布達。府庁文書 明12-4
6・20 下京区第20組(新道)宮川町女紅場、開業式。西京新聞 6-22		10・一 府、府立化学校設立を文部省に出願、認可される(明14・1・14勸業課長兼舎密掛1等属明石博高、同校々長兼任を命ぜられる)。府教育史上、明治文化と明石博高翁 ^{アールネンダー}
6・24 榎村知事・本願寺大教正大谷光尊、太政官から銀盃を一個ずつ受ける(学校寄付と貧民施与のため)。西京新聞 6-29		10・一 中学校、米人 Alexander Arnold を解雇し理学士守屋物四郎を招いて化学担任とする(これで英語科以外は外人教師はいなくなる)。文部省年報 明13
7・1 府画学校開業式(御苑内旧准后里御殿。東京の私立画学校2校について公立では最初)。御布告		11・6 府、画学校変則生(小学生・職業見習生などのため)を80名募集(10・30画学校上申)。府庁文書 明12-4
7・10 西本願寺大教校の生徒全員退校(その際どびん・茶わん・徳利などを各自二階から投げ捨てる。本願寺の長髪禁止に反撥)。西京新聞 7-14、大阪日報 7-14		11・17 船井郡学務委員、小学校の日曜休日化を府に出願(12・8府認可)。 ⁽³⁾ ※小学伺願届
7・13 文部卿河野敏謙、医学予科校を巡視		11・27 『明進新誌』第1号(西京新聞内明進社発行、啓蒙教育書)。

この年

▷ 地方によっては自由教育令の趣旨を誤解する者少なくなく、町村議会で学資を減ずる所多く、甚しきは学校を公立にしたことを後悔したり新設を中止した所がある。文部省年報 明13

参	考	日	本
(1) 要約すると次のようになる。 現今開進期の時弊・「人ニ道德ノ教ナク風俗浮薄ニ流レ、暴論流言盛ニ行ハレ人心ヲ煽動ス」 原因は①政教一致が破れたこと、および教導職の無能・墮落、②武家政治の廃止、③儒教の排除。 しかし、時弊が極端に拡大しなかった理由は(1)教育の普及、(2)それに対する地方官の努力による。 自由教育令の問題・「学事ハ一ニ人民ノ自治ニ委ネ、文部卿ノ統轄トシ、地方ノ干渉ヲ許サス、従前關係ノ事モ文部省ノ認可ヲ得サレハ關係スル事ヲ得ス…。嗟呼地方官何ノ故ヲ以テ斯ノ如ク学事ノ嫌疑ヲ蒙ルヤ、慨歎ニ堪ヘサルナリ」。そもそも教育の普及は地方官の尽力によるのに、今にわかにその干渉を止めれば、その効力水泡に帰すのみならず、「学事ノ退歩瓦解」は明白。また「人民果シテ如何ナル思想ヲ生ス可キヤ」。 自由教育令の問題点は(1)学務委員の人民選挙制(2)地方官に学務委員への「懲誡」「退点」の権がないこと、(3)不就学児童の父兄に対する罰則規程がないこと、(4)地方官に私立学校監督権がないこと、(5)地方官に私立師範学校卒の教員を審査する権限がないこと(学事の監督は文部省の巡視員などにはできない。「教育令」下では第二の薩摩の私学党の恐れ・「偽民権家不平ノ徒、或ハ同類ヲ分配シテ各所ノ学校教員トシ、或ハ教員ヲ教唆連結シ其党ニ誘ヒ入レ、隠ニ人民ヲ煽動セハ、政治ノ妨害一方ナラス」)。 結論・「学務委員及ヒ教員ノ黜陟ヲ地方官権内ニ委ネ、政教ヲシテ背馳セシメス、民俗ヲ悖良ニ導キ、国家ヲ真正開明ノ域ハ進メシメン事」。		1・6 文部省、変則小学校を認める。 1・29 太政官、文部省職制・同事務章程を改定(文部卿の専決事項中に「教員ヲ訓励シ生徒ノ徳性ヲ涵養セシムル事」「品行不正ナル教員ノ職業ヲ停能セシムル事」などを規定)。 2・28 河野敬謙、文部卿に就任(〜明14・4・7)。 3・2 米人メーソン、音楽取調掛教師として来日(4月東京師範・同付属小・東京女子師範・同付属小・幼稚園で唱歌教授開始)。 3・9 文部省内に教則取調掛設置(公私立学校教則の適否と教科書の内容を調査、掛長西村茂樹、掛員江木千之)。 3・12 文部大輔田中不二麻呂、司法卿へ転出(自由教育令による学事停滞と彼の欧化主義の責を負う)。 4・5 太政官、集会条例第7条により、官公私立各学校教員・生徒の政治集会への参加、政治団体への加入を禁止。 4・一 西村茂樹編『小学修身訓』(文部省刊、儒教主義による代表的修身教科書)。 4・一 スペンサー著・尺振八訳『斯氏教育論』(自由教育論の代表作、明14には版元の文部省が絶版にする)。 7・1 東京府書籍館、再び文部省へ移管、東京図書館と改称(明18・6・2東京教育博物館と合併して上野へ移転、明19・3・1博物館から分離独立)。 8・7 東京大学法理文3学部に学士研究科を設置(大学院の前身)。 8・30 文部省地方学務局、不適当と判断した小学校教科書名を府県へ通知(27種、9・11第2次、宮内省刊『明治孝節録』の一部、文部省刊『修身論』など14種)。 8・一 相馬永胤・金子堅太郎ら、京橋に専修学校を設立(経済学・法学、現専修大学)。 9・12 神田に東京法学社開校(フランス法学中心、現法政大学の一源流)。 12・8 麹町に明治法律学校設立(当初は無月謝、フランス法学中心、現明治大学)。 12・16 大阪専門学校廃止、大阪中学校を新設(唯一の官立模範中学校)。 12・18 文部省、府県に対し「国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍」を学校教科書に採用しないよう達す。 12・28 太政官、教育令を改正(俗に云う改正教育令、再び統制強化。自由教育令の公選制学務委員を任命制〔第一次選出は公選〕にかえる)。	

京	都	府
<p>1・30 府、舎密局・染殿・伏見製作所を明石博高に払下げる（府は琵琶湖疏水計画の資金獲得のため、初年からの産業指導機関をすべて民間に払下げた。明石は1・27依願免官、その功により375円下賜）。 明治文化と明石博高翁</p> <p>1・一 九鬼文部少輔、画学校に臨校し演説（日本画は国家に関係あり拡張が必要）。 文部省年報 明14</p> <p>3・一 府女紅場、養蚕場を建築し養蚕を教授。 府治沿革誌</p> <p>3・一 学務課、小学卒業試験への官員出張を廃し、学務委員・訓導に委ねる旨、知事に上申（認可）。 ※人民指令</p> <p>4・一 雲照律師、綜芸種智院（828年弘法大師設立）の伝統をつぐ真言宗総覺を設立（事相講伝所併設、現種智院大学・洛南高校の前身）。☆</p> <p>5・14 第1回京都教育会開催（上京区川端丸太町迎賓館。北垣知事・谷口書記官ら会友200余人。山本覚馬・新島襄らも来会。5・6三本木月波楼で発足準備会）。 大阪日報 5・10、18</p> <p>5・17 同志社の教師・生徒、耶蘇教大説教会を四条北座で開催（弁士は浮田和民・新島襄ら21名、聴衆やく4,000名）。 西京新聞 5・14、同志社90年小史</p> <p>6・8 府会、中学校費目を全て廃棄（6・10音川議員の建議で、地方税中に加えることとなり再論議されはじめる）。 大阪日報 6・9、6・14</p> <p>6・13 『博文雑誌』第1号（亀岡・蟄龍社、週刊の教育啓蒙雑誌）。</p> <p>6・15 府会に医学生を貸費生にする案が提出され否決。また語学以外の外人教師は専門家でない、との理由で給料減額の議生じ可決（月80円に）。 府会議録事</p> <p>6・一 上・下京区各組小学校の訓導一同、学術研究のための蓋簪社規則を編成中（京都教育会の結成に刺激され、このころから各郡区で教育会結成されだす）。 大阪日報 6・19</p> <p>7・14 府、中学校の給費生を廃止（学校経費、地方費支弁となったため。ただし7・1から半月分の給費は学校金利子から支弁した）。 布達要約、府教育史上</p> <p>7・21 南桑田郡邁訓校・成章校、7・23～8・22を避暑休業にあてたい旨、府に上申（郡役所の意見書「30日も休めば怠惰になるので5時間を2時間に短縮する方がよい」、学務課「人心ノ欲ニ任セ」の方がよい、と認可を上申）。 ※郡部小学校伺</p> <p>7・一 医学校、療病院の管理を離れ独立。 医大80年史</p>	<p>7・一 師範学校・中学校・地方費支弁となり、学務課員の教員兼務を廃し、専任教員を置く。 府治沿革志</p> <p>8・1 府下各小学校、この日から30日間夏休みに入る（夏期休業の初め）。 大阪日報 7・21</p> <p>8・8 上・下京区役所、教則修正・就学督責規則編成に関する意見書を提出するよう、各小学教員・学務委員へ達す（5月文部省達小学校教則綱領に基づく改制定のため）。 大阪日報 8・9</p> <p>8・16 南山義塾仮開業⁽³⁾（綴喜郡三山木村。設立者・中島外成、中学科、余科に専門教育）。 大阪日報 8・27</p> <p>8・一 上京区下堀川町で私塾経営の坂上忠介、私立学校教員品行検定により問題となる（前原一誠の乱に参加し懲役3年を受刑。明13・6・30から私塾経営）。 ※進達文書</p> <p>8・一 愛民義塾設立（綴喜郡大住村、出願者橋本孫四郎。明21廃止）。 府教育史上</p> <p>9・19 府師範学校教諭遊佐盈作、体操実施に関する見込書を府に提出（1日も早く実施すべき。教授上の取扱いは厳格を旨とし、万一偽病を使ったり遅刻する生徒は懲罰すべき、など。この年、北垣新知事・野村学務課長、体操科を奨励）。 同上</p> <p>9・一 府、石版器械を画学校に付与（大蔵省印刷局から松井左金吾を招き伝習生を募集し印刷術を教授。松井、11月離任）。 文部省年報 明14</p> <p>9・一 学務課員申川重麗、体育演武場設立を府に建言（府は上京区釜座樺木町に建設を決定。12月規則を設けて開業。府下公私の学校教員、生徒および官吏、選ばれた一般民の入場を許可、主として撃剣・柔道を教授。～明20・3）。 府誌 上</p> <p>9・一 『京都教育会雑誌』第1号（不定期、明17・4改号月刊化、明18・12改号）。</p> <p>10・5 北垣知事、郡区長・戸長・学務委員・教員へ告示（教育は国家隆盛化に対して重要。政策の万全を期すため、「民間ノ情况ト将来重要ノ事件」を学務課員に報告すること）。 学規全書</p> <p>10・27 盲啞院を視察した学務課員、生徒の記憶力と勉強力に感嘆し、府に採用したい旨上申（諸布告・規則を暗記させ、官員の必要に応じて取り出してもらえば事務は速に整頓する）。 ※諸見込書</p> <p>11・7 華族会館分局内に新設された女子小学教場、開業式。 大阪日報 11・8</p> <p>11・7 府、集書院当分廃止を文部省に伺う（「来観人減少し維持困難のため」、12・26文部省「他日書籍館として開設」するということで「一時閉院」にせよ、と指令）。 ※進達文書</p>	

参	考	日	本
(1) 「北垣国道氏本府知事の任に就くや氏は由来本府民の柔弱因循の譏を免れざるを遺憾とし、之を救済するの途大に言論の自由を得しむるにありとなす。かかる際恰も野村彦四郎氏、本府学務課長に任せられ、府下教育の状勢を察し教育団体組織の必要を感じ、時の中学校長今立吐醇氏と相謀り京都教育会設立の趣意書を發表して広く同志の糾合につとむ」。府は設立に際し100円を下付。 (2) このころ、夏期休暇ないし短縮を求むる願いが多し。たとえば、7・28宇治郡山階校は、8・1～8・31は7時開業・10時終業にしたい旨府に上申。7・29与謝郡長は、「新聞によれば市中各小学校は願により8・1から8・30まで休暇とするそうだが、幼児の長期休暇はよくない点もあるので、教育令第16条但し書の通り8・1～8・31は1日3時間（7時～10時）授業としたい」と府に上申。8・一には学務課が、「船井郡11組校が8・27～9・5は暑中休業にしたい旨、学務委員・戸長連署で申し出ているので許可されるよう」と知事に上申。 ※郡部小学校伺、※郡区指令	(3) 田辺・三山木・普賢寺各村の有志者、1株20円の株を400株募集し、設立資金を捻出。余科は漢学を中心とし、随意科として数学・地理・歴史・博物・習字等を兼習、同義塾の設立により、山口正養の蓋簪塾は発展的解消。同塾は明9上京区衣棚竹屋町下るに設立された支那学塾（9・12願出提出）、10年に田辺村に移転（3・1届出）。14・1・17山口は閉塾届けを提出。 南山、三山木、※家塾願	1・14 東京薬舗学校、開業を上申（明17・10・22東京薬学校と改称、現東京薬科大学）。 1・29 文部省、就学督責規則起草心得を制定。 1・31 文部省、小学校教員免許状授与方心得を制定（7・8改定し、徳望ある碩学老儒には無試験で修身科教授免許状を与え、品行不正の際免許状没収などを追加）。 4・7 福岡孝弟、文部卿に就任（～明16・12・12）。 4・27 文部省、小学修身書編纂方大意を内示。 5・4 文部省、小学校教則綱領を制定（初等・中等・高等の3科に区別、修身を重視、歴史は日本史のみ）。 5・26 東京職工学校設立（明15・11・1歳前で授業開始、明23東京工業学校と改称）。 6・15 東京大学、法理文3学部と医学部との統一化を進め、総理1人を置く（7・6加藤弘之就任）。 6・15 諸学校の管轄権限をめぐる農商務省と文部省対立（明15・4・26駒場農学校と商船学校以外の実業学校は文部省所管となる）。 6・18 文部省、小学校教員心得を達す。 6・20 文部省、教育会開設の届出義務と開催の都度の状況報告義務を府県に達する。 7・21 文部省、学校教員品行検定規則を制定。 7・29 文部省、中学校教則大綱を制定。 8・2 東京大学、本科生徒に限り「学生」と呼ぶ（学生と生徒の区別の初め）。 8・19 文部省、師範学校教則大綱を制定。 8・20 東京大学に諮詢会を設置（大学の評議会・教授会の源流）。 9・5 東京大学、理・文学部学生に必ずドイツ語を兼修させる（従来は独・仏語から選択）。 9・11 東京大学理学部物理学科卒業生、東京物理学講習所（夜間）を設立（明16・9東京物理学学校と改称、現東京理科大学）。 11・7 参事院議官井上毅、意見書「進大臣」を3大臣に提出（民権派対策「とくに福沢一派を恐れる」として中学校・実業学校の振興、漢学・ドイツ学の勸奨などを説く）。 11・22 内務省、加藤弘之の絶版届に基づいて『真政大意』『国体新論』の販売禁止を達す。 12・28 文部省、学校施設の各種集会への使用禁止を達す（民権運動対策、明15・6・24再び同趣旨を府県へ内達）。 この年 ▷ この頃、進化論などの近代科学とキリスト教との対立盛んとなる。	
11・30 府、文部省報告局募集の教育通信委員を各1、2名選択する旨郡区に布達（同委員は教育上の意見を文部省に上申、優秀分は買上げられ同省発行の『教育雑誌』に掲載）。 布達要約	12・一 盲啞院、市中に盲啞生製品販売所を設置。 文部省年報 明15	この年 ▷ 私立化学校開設（教員2名、生徒15名、明石博高設立）。 文部省年報 明14 ▷ 府授産場、貧民子弟教育部の設置を決定（いわゆる「小屋人」の、11～15歳対象）。 大阪日報 11・15 ▷ 丹波・丹後への公立中学各1校設立議案趣意書（「浮薄民権主張ノ私塾ヲ抑制」するため。「議場ニ於テ明示スヘキ者ニ非サルベシ」と批判される）。 ※本課同上申留 ▷ 師範学校への市中各組分担金（月50銭）廃止（同校、地方費支弁化のため）。 大阪日報 9・11	

京	都	府
1・10 上京区初音小学校学務委員、学齡外・雇人のための夜学を奨励したい旨、知事に願出。 ※人民指令		校費・博物館費に対し府号外議案(維持保存方法案)を下付(5・15板原四等属、博物館の継続を知事に建言。5・19建言を採用するよう学務課、上司へ上申)。 本課伺上申留
1・21 西垣堯民ら6名、天田郡有志教育会設立を届出 ⁽¹⁾ 。 ※学務課雑書		6・13 府、女学校内に女子普通・女子師範の2学科を設け、従来の女紅場事業を手芸専修科に引きつぎ女紅場を廃止する旨布達。 御布令
1・24 府、学務委員薦学規則・町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則・小学校教員学力検定並免許状授与規則・町村立学校職員規則・小学校教則並小学校試験規則・就学督責規則(明18・7・1実施)を制定(すべて文部省の各起草心得ないし指示に従うもので、このころから京都の独自性はなくなっていく)。 御布令、府庁文書 明15-8		6・14 知事、府会閉会場で、医学校費否決を認できないことを弁明し、府県会規則により内務卿の裁定を求めた旨のべる。 府会議録事
1・26 府、学校での種々の集会開催を取締る旨、学務委員に達す(文部省の指令による)。 布達要約		6・27 学務課、上京区戸長総代東吉作を招き、中学校は当15年度から府庁で継続する旨伝達(これは市民有志から同校継続の願い出が多いため)。 立憲政党新聞 7・1
1・一 画学校、織殿に競進展覧会を開催(以後毎月)。 ※府立学校伺		7・一 中学校15年度予算、東西本願寺からの寄付金それぞれ3,500円、その他授業料・資金利子1,397円余となる。 府治沿革志
2・17 府、中学校内に理文法の3専修科を置きたい旨の上申を裁可。 ※雑書留		7・一 医学校、この月から臨床患者25名を置く。 文部省年報 明15
2・一 師範学校内に付属小学校設置。 府師範学校沿革史		9・9 内務卿、医学校を8,092円59銭2厘の予算で維持するよう裁定。この日臨時府会、これを議決。 府会議録事
2・一 集書院、利用者減少のため閉鎖。 府教育史上		9・18 学務課、学校の区町会々場への使用を許可する旨上司に上申、認可される(8・21の上京区長の伺いに対する回答)。 ※郊区指令
3・一 府盲啞院、第1回卒業式(卒業生は盲生4名・啞生3名)。 ろう学校90年誌		9・一 上京第20組(滋野)町連合会、少額の経費のことで同組小学校の廃止を決定、第23組(梅屋)小学校への合併を進める(これに対し組内の人民「迷惑千万なりとて頻りに議員等の家に詰め掛け」ている)。 立憲政党新聞 9・29
4・6 府会、師範学校教諭俸給費を減額(私立学校に比べて豊かすぎるので、同校は縮少の方針でいくべきとする。また中学校廃止論も出、教育は私事であり、とくに中等教育に補助は不要、私立学校の発達を妨げるとする)。 府会議録事		10・9 画学校、河原町二条下ル織殿内に移転(仮校舎准后里御殿、暴風のため破損)。 市立美術工芸学校沿革略
4・7 府会、中学校御雇い外国人を虚飾物であるとの理由でその経費を削除(以後教育費削減の議題がづく) ⁽²⁾ 。 同上		10・13 知事、下京区明倫小学校を視察(当時、同校では男子の体操が盛ん。10・27には九鬼文部少輔も同校体操熟練に感心)。 明倫誌
5・5 府会、中学校費・医学校費否決、全廃を決議。 同上		10・31 京都府女学校貸費規則(明13・1)、改定(貸費生は府下小学訓導志願者で師範学科生に限られた)。 布達要約
5・13 府、女学校の女紅3級以上あるいは女礼科卒業証書を持つ者は、小学高等科中裁縫あるいは諸礼科の教員免許状授与する旨布達。 御布令		11・7 新島襄、「同志社大学設立之主意之骨案」を起草(この月また「同志社学校設立の由来」を起草)。 同志社90年小史
5・24 知事、中学校・医学校の全廃を認めず再審議を指令(しかし5・27医学校、5・31中学校の全廃を再決議)。 府会議録事		11・一 女学校、女教員1名を選択して唱歌を伝習させる(府下普通教育に唱歌を課す準備)。 府誌上
5・一 府、今立吐辭を初代中学校長に任命。 文部省年報 明15		12・19 府、小学校教員体操科検定を施行。 布達要約
6・5 上京区戸長33名の総代3名、府会で廃棄決定された中学校を上下京区協議費で継続したい旨、府へ出願 ⁽³⁾ 。 立憲政党新聞 6・9		12・一 真宗東本願寺、貫練教校を真宗大学寮と改称(現大谷大学)。 府誌上
6・11 府、府会に対し再度廃案に帰した中学		

参	考	日	本
(1) このころ各地で教育会設立が盛んであるが主なものは次の通りである。 ○相楽郡第6・7・8・9組連合教育会(明14・10・2府に開設届、※郡部小学校伺)。 ○愛宕郡教育会(明15・3・14設立届、3・29一部修正認可、※郡部小学校伺)。 ○船井郡教育公会(同8・6設立届、※郊区指令)。 ○竹野郡教育談話会(同9・17設立届、※雑書)。 ○城南教育会(同12・18設立届、12・28認可、※郡部小学校伺)。 ○乙訓郡公立教育会(明16・5・22設立届、※郊区指令)。 ○下京第5組(生祥)教育会(同9・5設立届、※人民指令、明16・8・31初会合京都滋賀新報9・1)。 ○相楽郡教育会(明15・11・28設立届、※郊区指令)。		2・21 天皇、文部卿に、儒教主義的教育方針を貫徹するよう「学制規則につき勅諭」を示す。 3・20 農商務省、旧内務省山下町博物館を上野に移転し、上野博物館として開館(同館書籍室は9・20開室)。 4・1 三菱商船学校、農商務省所轄となり東京商船学校と改称(明18・12通信省へ移管)。 4・27 文部省に褒賞課設置(「優等」教員への褒賞制実施)。 4・29 東京師範学校同窓会「茗溪会」創設(12月『東京茗溪会雑誌』創刊)。 4・30 伊勢神宮、神宮皇学館を設立。 4・一 音楽取調掛編『小学唱歌集』初編(「蝶々」「螢の光」など、～3編明17・3)。	
(2) たとえば、4・7中学校生徒費減額決定、4・8医学校全廃論(民力の耐えうところではない。私立医学校を圧迫する)、4・12-13師範学校付属小学校費の存廃論議(存続に決定)、4・13医学校全廃決議、4・15医学校費の再審議可決。5・5監獄本署炎焼により教育費予算節減議題に上るなど。		5・27 文部省、医学校通則を制定(7・18には薬学校通則)。 5・30 東京大学文学部に古典講習科付設(～明21)。 6・10 文部省、集会条例改正に基づき学生生徒の学術演説を禁止する旨直轄学校へ内達(7・3同趣旨を府県にも内達)。 7・10 東京女子師範学校、予科(明13・7再置)を廃止、付属高等女学校を設置(高等女学校の初め)。 7・一 東京大学法学部、本年度の卒業論文から邦文または漢文の使用を許可(その結果、英文4通、邦文4通)。 10・7 東京師範学校、各府県の師範学科取調員に講習を開始(～明16・7、この受講者、開発主義教授法を普及)。 10・10 曹洞宗大学林専門学本校開校(現駒沢大学)。 10・21 大隈重信・小野梓ら、東京専門学校開校式を挙行(現早稲田大学)。 10・一 加藤弘之『人権新説』(従来の自己の天賦人権説を自己批判、以後矢野文雄・中村尚樹らの批判続出)。 11・4 神道事務局設立の皇典講究所開校式(国学院大学の前身)。 11・13 陸軍省、陸軍大学校条例を制定(明16・4・12開校)。 11・一 福沢諭吉『德育如何』(儒教主義的德育を批判)。 12・1 農商務省東京山林学校開校式(東大農学部の一源流)。 12・3 天皇、天田永孚ら編纂の『幼学綱要』を地方長官らに下付(明16・12・1文部省、修身教師用書として各学校へ下付する旨通牒)。	
(3) 他方、府下の有志は医学校の廃滅するのを惜んで、有志者の鎌倉で同校継続の法を立てようと現在協議中であると、同紙6・3は報じている。			
(4) 生徒は14～30歳、下等中学卒業者・これと同等の学力を有する者。学費は授業料30銭・入学科50銭・舎費その他2円～2円50銭。2年半制。学科は史学・漢文・修身・地理・物理・博物・経済・法律・生理。教師は出口某・栗飯原曦光・木村栄吉(天橋義塾卒)。栗飯原は天橋義塾の教師であったから、両義塾の交流がうかがわれる。			
この年			
▷ 元大阪府監獄吏。根本熊太郎、受刑者のための救助小学校設立を府に出願。※本課伺上申留			
▷ 南山義塾、与二又の仮校舎から字高木の新校舎に移転 ⁽⁴⁾ 。 南山・三山木			
▷ 府の体育場は益々盛大、増築相つぐ。 京都滋賀新報 8・20			
▷ 学務課、しきりに府下小学教員の行状を調査(これもまた「彼の政党防禦の為めならん」)。 立憲政党新聞 6・17			
▷ 市内学務委員の辞表提出多い(戸長が、委員を無視すため)。 立憲政党新聞 8・11			
▷ 伏見南浜小学校で同盟退校事件(体育教授を徴兵のための訓練と判断した親たちが恐って、10日ほどで過半数が退校)。 立憲政党新聞 11・29			

京 都 府	京 都 府
<p>1・26 府、女学校専修科にレース製造科を置き、生徒30名を募集(3~4円の資金で着手でき内職に好適と就学奨励)。立憲政党新聞 2・6</p> <p>2・1 府、小学校教員伝習仮規則を制定し、師範学校内に伝習所を設置(町村立小学校教員のうち本人あるいは町村の請願により15名~50名を入所させる。期間は2、3カ月。現職教育の初め)。府庁文書 明16-10</p> <p>2・13 中学校長、「外人教師教場では特に暖炉の使用を許可したい」旨、知事に伺う。 ※伺留</p> <p>2・17 同志社、社則4カ条を制定、社員を5名に増員⁽¹⁾(新島・山本覚馬の他、伊勢時雄・松山高吉・中村栄助、社員に)。同志社90年小史</p> <p>2・22 府女学校、女子で小学校教員学力検定を出願する者は以後同校で検定する旨達す。 府治沿革志</p> <p>2・28 府、町村の学事で府の認可を得るべきものは区町村会の評決以前に伺出よう布達。 布達要約</p> <p>2・一 府中学校、校内の一棟を改造し工業化学実験室とする。 府治沿革志</p> <p>3・15 府医学校、教則・校則等を改定、甲種医学校の資格を備える(4年6カ月制、入学者・満18~25歳)。府庁文書 明16-9</p> <p>3・27 学務課、「経費の都合上、英語教師ポールドウィンを解雇したい」旨、中学校長に照会(3・29中学校長、「補充のメドがつくまで延期してもらいたい」旨回答、結局継続雇備)。 ※往復留</p> <p>3・一 府女学校内に付属小学校開設(30人を募集)。 府治沿革志</p> <p>3・一 府女学校で、体操を嫌って退校する生徒がふえる。 体育史資料年表</p> <p>4・11 府会郡部会、「郡部に中学校を設置したい」旨知事に建議。 府会志</p> <p>5・2 下京第10組(格致)、学務委員田村左兵衛の発議により、5教室のうち1教室にたたみをひき、座机を配備(これは6年前後の者が出校せず、密かに習字塾に通う弊をなくするため。4・30知事認可。翌日から急に20余名の生徒が入校)。 京都滋賀新報 5・8</p> <p>5・15 夜学義会、蛸薬師の岡子西林寺で開会式(20日から英語・経済・和漢書・法令・簿記・算術・商工雑話の7科を当分東洞院三条上る村上勘兵衛方で教授することに決定。教師は師範学校教諭・坪井仙二郎)。 京都滋賀新報 5・18</p> <p>7・16 府、小学校生徒罰則起草心得を制定⁽²⁾</p>	<p>(各校に罰則を設けさせ、また改定させ統一を計るため)。 府庁文書 明16-11</p> <p>7・一 府教育会、学校生徒遊戯法の調査を各学校に依頼。 京都教育 59</p> <p>7・一 西本願寺、中学校俸給費(ポールドウィンの分)に金200円の寄付を知事に出願(9・14東本願寺も同額の寄付を出願)。 ※人民指令</p> <p>7・一 中学校経費、地方区部会の負担となる。 府治沿革志</p> <p>9・5 府下18郡々長会議で、小学中等科の図画廃止派(綴喜郡長主唱)と反対派(船井郡長主唱)が論議。 立憲政党新聞 9・11、10・6</p> <p>10・8 宮内省、旧官家士族のための平安学校設立願を許可し、建物と10年間毎年2,400円を下賜する旨、伊丹重賢ら出願者に達す(これにより平安義塾規則を制定、従来の産業誘導社を同義塾に解消)⁽³⁾。 府誌上</p> <p>10・19 府、府立医学校の卒業証書を持つ者は、明15太政官布達第4号により以後無試験で医業開業免状を下付する旨、告示。 御布告</p> <p>10・26 府、小学校生徒比較試験規則を制定(町村立私立各小学校生徒の実力を比較して競争奨励させるため)。 布達要約</p> <p>10・31 府、女子教育の目的で開設する裁縫場・女紅場は町村立私立とも手芸学校に属するものとする旨、布達。 府庁文書 明16-9</p> <p>10・一 文部省、府中学校の工業化学専修科設置を認可。 府治沿革志</p> <p>10・一 府学務課、府下の画工、原在泉・幸野棟嶺・久保田米徳らに日本画教授法・教員養成法を諮問(広島県での関西連合学事会議で、同課が小学校中等科以上での日本画教授を提案、満場一致で可決され、その規則方法調査を委任されたため)。 立憲政党新聞 10・25</p> <p>12・15 府教育会臨時会で、師範学校長利根川浩・同校教諭坪井仙次郎は同会の目的を専ら普通教育の改善におくべきであると主張(翌日可決、事業は雑誌編集が中心となる)⁽⁴⁾。府師範学校沿革史</p> <p>12・一 府教育会、仮事務所を師範学校内に置く。 府教育会沿革</p> <p>この年 ▷ 南山義塾経営者、伊東熊夫・西川義延、盈科義塾経営者田中源太郎、「資金の貧弱な現在の義塾を存続するより、土地建物を府に寄付して府立中学校を設立する方がよい」と天橋義塾の木村栄吉に相談。 富津中沿革誌 ▷ 府会、中学校の外国人語学教師廃止を決議(その後有志の寄付金で雇い続ける)。</p>

参 考	日 本
<p>(1) 社則4カ条 ① 同志社は5人を以て組織し、此5人は社の財産を所有し基督教主義を以て学校を維持するに努め且つ学校と政府との間に生ずる百般の事務を弁理すべし。 ② 社員中若し欠(員)あるときは現存の者新に選択して之を補い社を永續せしむ、又社員中より1人を選て校長とすべし。 ③ 校内百般の事務は各校の内外の教員と協議の上之を弁理すべし。 ④ 外国より寄贈したる金は外国教員若くは他の委託者より各校の教員と協議の上支払うべし。</p> <p>(2) 第1条 小学校生徒罰則ハ其行状ノ不正ヲ懲罰スルノ規法ニアラス、其実ハ天賦ノ良性ヲ保持シ悪習ヲ善化スルノ徳義ニ出ツル者ナリ、即チ学校内及通学ノ途中若クハ家庭ニ於ケル生徒ノ意志行状ヲ善良ナラシムルノ訓戒法ナレハ宜シク此意ヲ服膺シ起稿スヘシ。 第2条 体罰及ヒ之ニ類スルモノハ勿論其他卑劣ニシテ道義上ニ愧ツヘキモノ又苛酷ニシテ生理上ニ忌ムヘキモノハ総テ之レヲ設ク可カラズ。 以下略</p> <p>(3) 京都の旧官家士族は維新後頼るべき旧藩主なく、明12・7・1、三条実美・岩倉具視は、伊丹重賢ら3名の請願により金3万円を貸与しその金で授産事業を起す旨を達した。そこで3名のうち尾崎三良・桜井能監は京都に帰り旧官家士族の有志とともに大宮御所内の建物を借り受け、それを今出川烏丸東入るに移し産業誘導社を設立、官家士族無産者をして織物・陶器業らに従事させたが「士族の商法」で失敗。たちまち1万円ほどを消費。かくて残金2万円余を基本にして学校を設立する計画が生まれた。</p> <p>(4) 設立当時、同会は学術研究部会(諸般の学術の研究)、学校教育部会(各種学校での教育法の研究)、実地開導部会(知識を拡充し諸般の生業を開進補導)に分れ、事業内容が広がった。</p>	<p>4・11 文部省、農学校通則を制定(同省の実業教育に関する最初の法令)。 4・28 文部省、府県選挙師範生徒募集規則を制定(「善良ナル」教員を養成するため府県推薦の生徒を東京師範学校に入学させた)。 4・一 文部省、東京大学において英語による教授を廃し、邦語を用いることとし、かつドイツ学術採用の旨上申(5・1太政官認可)。 5・4 文部省、剣術・柔術の教育上の利害適否調査を体操伝習所に依頼(明17・11学校の正課としては不相当と答申)。 6・一 若林虎三郎、白井毅『改正教授術』(ペスタロッチ主義教授法の代表書、続は明17・3)。 7・1 かな文字運動の3団体が大同団結し「かなのくわい」結成(会長・有栖川熾仁親王、明20~21頃全盛)。 7・6 文部省、府県立師範学校通則を制定。 7・27 文部省、小学教員免許状授与方心得を改正(学力の他品行程度も検定)。 7・31 文部省、小・中・師範各学校の教科書採用の認可制を施行。 8・18 文部省、小学校教員の質的改良のため、教員講習所や督業訓導の設置を府県に指示(明17・3・4後者を小学督業と改称)。 9・9 東京教育学会改組、大日本教育会創立(初代会長・辻新次、11・30『大日本教育会雑誌』創刊)。 9・一 東京英学校。青山に移り東京英和学校と改称し開校(現青山学院、メソジスト教会系)。 10・22 独逸学協会学校設立(文部省、明19・11から補助金を付与、予備科は主として第一高等中学入学生を養成)。 12・12 大木喬任、文部卿に就任(〜明18・12・22)。 12・28 太政官、官立府県立学校卒業者の1年志願兵、6年以内の徴集猶予などを規定(徴集令改正、明19・12・1この特典を他の公私立中等程度以上の学校にも適用〔勅令〕)。</p>

京	都	府
<p>1・17 南桑田郡第5学区戸長、「学区会決議により学務委員を1名減員して1名にしたい」旨、知事に出願(1・24学務課、許可を知事に上申、認可される。3・24には学務委員6名を1名に減員したい旨の相楽郡第2学区の願が認可されている)。 ※町村指令</p> <p>2・9 府、府立中学校へ付属工業化学専修科を設置し、規則・教則制定(3年制・授業料は管内25銭、管外50銭。3月に生徒6名入学)。 府庁文書 明17-7</p> <p>2・15 府、就学督責規則(明15・1・24)を明18・7・1から実施する旨⁽¹⁾、布達。府庁文書 明17-7</p> <p>2・21 府、『幼学綱要』下賜の旨、学務委員・町村立学校へ布達(同書は天皇の命で天田永孚が中心となり編纂、明15・7完成。明15・12全国諸学校その他へ下賜)。 布達要約</p> <p>2・23 府、「学校では男女教室を区別し男教員は男児を、女教員は女児を教育するよう」布達(共学では完全の教育はできないとの理由)。 同上</p> <p>2・一 師範学校、体操科伝習会を開く(小学教員34名を招集)。 文部省年報 明17</p> <p>2・一 知事、商業学校設立のことを商業会議所へ諮問(会頭高木文平・浜岡光哲・田中源太郎ら賛成の答申、かつ設立を請願)。実業教育50年史</p> <p>3・17 府会、「区部の中学校は区部費で、郡部の中学校は郡部費で支弁したい」旨知事に建議。 府会志</p> <p>3・24 府会区部会で、「政府に先立って中学校に操練科をおくべし」との意見出る。 府区部会議録事</p> <p>3・一 府盲啞院、ロンドンの衛生教育博覧会へ生徒製作品・教授器械を出品し金牌を受賞。 ※盲啞院沿革</p> <p>4・9 府、師範学校・中学校教則中へ体操科歩兵操練を加えることを布達(これに先だち師範学校は同操練調査のため校長・監事心得を大阪・兵庫へ出張させた)。 御布令、文部省年報 明17</p> <p>4・15 京都私立独逸学校設立(上京区富小路夷川下る、名譽校長猪子止戈之助、校主中川重慶)。 菓大80年史</p> <p>5・6 浄土宗総本山宗学校で岸山恢嶺ら9教員辞表提出(教員進退をめぐり当局と内紛)。 東山100年史</p> <p>5・8 師範学校、校長・教員1名を山城国各小学校へ巡視させる(10日間)。 府治沿革志</p> <p>5・22 府画学校に三条太政大臣臨校(同校には幾度も中央官吏が訪問)⁽²⁾。 市立美術工芸学校沿革略</p>	<p>6・一 連合府県学会で京都府の5提案のうち3提案可決される⁽³⁾(16日～30日、和歌山で、京都・山口・島根・徳島・和歌山・岡山・三重が参加)。 ※連合府県教育会書類類</p> <p>7・19 京都府三山木中学校・同亀岡中学校・同宮津中学校増設⁽⁴⁾(京都府中学校に3校を加え4校となる。位置・名称・校則・教則を布達。南山・盈科・天橋の各義塾は中学校に引継)。 御布令</p> <p>7・一 浄土宗総本山宗学校、西部大学林と改称。 東山100年史</p> <p>8・27 京都教育会、会則改定後第1回の大会(～29日、京都中学校で、同会規則7章37条を議定)⁽⁵⁾。 府教育会沿革</p> <p>9・1 京都府中学校を京都府京都中学校と改称。 府治沿革志</p> <p>9・12 府、小学校付属幼稚保育科規則を制定⁽⁶⁾。 御布令</p> <p>9・18 北垣知事、教育隆盛化の諸方策について各郡区長へ告示。 京都教育 5</p> <p>9・一 本派本願寺、七条猪熊に普通教校を設立。 平安学園80年史</p> <p>10・15 亀岡中学校監事、定員未満のため生徒募集期間の延長を知事に上申(27日三山木中学校監事も、定員未満のため生徒の再募集を知事に出願)。 ※官吏指令</p> <p>10・27 宮津中学校監事、出願者多数のため募集人員の増加を知事に上申。 同上</p> <p>11・24 府、小学督業設置規則を制定⁽⁷⁾(明20・10廃止、実施した郡区はわずかで市内では下京区1人だけ)。 京都小学30年史、御布令</p> <p>11・24 府盲啞院、諸規則を制定(普通科6年と専修科5年に分ける。盲生専修科は音曲・按鍼術、啞生専修科は本邦画・西洋画・蒔絵・唐和木指物・裁縫・禽獣糸細工ら10科)。 御布令</p> <p>12・27 府、6月の連合府県学会会で決議された「連合府県教員共進会」に経費の都合で加入しないことを決定(この月、和歌山県学務課へ除名を依頼)。 ※連合府県教育会書類類</p> <p>この年</p> <p>▷ 昨年は早ばつ、今年は水害、これに加えて物価低落、金融停滞。その教育への影響大で、相楽郡、竹野郡などには学務課員を派遣し就学を奨励。幸い就学率の低下をみなかった。 文部省年報 明17</p> <p>▷ 各学校費支弁法。師範学校・医学校＝郡区連帯地方税、京都中学校＝区部地方税、三山木・亀岡中学校＝郡部地方税、女学校・盲啞院・画学</p>	

参	考	日	本
<p>(1) 従来就学の奨励に留まっていたがこれにより一層厳しくなり、学務委員は正当な理由なき不就学児童の父母、後見人に対して「篤ト将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭ヲ乞フコト」となった。明17年報によると、丹波、丹後方面はとくに山間僻地の通患で、女兒を家事手伝・子守に使い就学率が悪い。</p> <p>(2) たとえば明14・1・19九鬼文部少輔、明15・4・20杉宮内大輔、同7・14松方議官、明16・1・5品川農商務大輔、同3・12山県参議、同4・26巡察使楨村議官、明17・6・27有栖川熾仁親王、明18・3・21森文部省御用掛。</p> <p>(3) 3提案とは、①各学区に学区司幹をおくこと。②町村立学校長・教員の任免は郡区長が上申し府知事県令が任命すること(従来は学務委員が上申、明15・1・24「町村立学校職員規則」)。③、官吏恩給例に準じ教員恩給例を設けること。</p> <p>(4) 教養ノ目的 本校ハ専門学科ヲ修ムル者或ハ中人以上ノ業務ニ就ク者ノ為ニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシ初等中学校ヲ以テ教養スル所トス。学科 修身・和漢文・英語・算術・代数・幾何・地理・歴史・習字・図画・体操・4年制。学年 9・1～7・15。授業料 管内25銭・管外50銭。</p> <p>(5) 目的、第1条、府下普通教育ノ隆盛ヲ計画スルヲ主眼トシ傍ラ広く学事ニ関スル事理ヲ講明ス、其ノ最も重要ナル事項ヲ左ノ2トス 1 教育上重要ナル事項ヲ速カニ全府下ニ伝フコト。2 府下教育ノ実況ヲ審明シテ各地適度ノ便利ヲ助クルコト。</p> <p>(6) 「第1条、小学校ニ於テ学齢未満ノ幼児ヲ養成セントスルトキハ本則ニ依リ保育スルモノト」し、試験は行なわれない(第4条)。1日4時間以内で1科は30分以内(第7条)。科目は修身・史誌・庶物の話・木の積立・板排べ・箸排べ・骨牌・書き方・数え方・書き方・読み方・唱歌・遊嬉(第8条)。</p> <p>(7) 「小学校内部ノ改良ヲ図」るため。区町村費支弁とする。資格は官立中学師範学科あるいは官公立高等小学師範学科の卒業証書、あるいは本府小学高等科教員免許状の所有者。任免黜陟は郡区長上申をまつて府知事これを行なう。</p>	<p>ノ校＝各校積立金または寄付金など(維持困難)、町村立学校＝町村費・積金利子、上下京区小学校＝各学区費・区別地方税(420円30銭を補助し生徒賞与金にあてる)。 文部省年報 明17</p> <p>▷ 京都中学校卒業生。高等科3名(1名は東京商法講習所へ進学・1名は同校教員・1名は家業に従事)。初等科20名(7名は高等科進学・4名は東大予備門進学・残りは家業従事)。 同上</p>	<p>1・7 『文部省教育雑誌』廃刊(3・27『文部省報告』廃刊、大9『文部時報』まで文部省刊行の雑誌はなくなる)。</p> <p>1・11 文部省、商業学校通則を制定(中等程度の第一種、専門程度の第二種に分類)。</p> <p>1・26 文部省、中学校通則を制定(「忠孝彝倫ノ」道に基づき、中流人士や上級学校進学者の育成を中学校の目的とする)。</p> <p>2・15 文部省、学齢未満の幼児の小学校入学を禁じ、幼稚園の設立を勧奨。</p> <p>3・26 東京外国語学校内に高等商業学校設置。東京商法講習所は農商務省直轄となり東京商業学校と改称(明18・5・14文部省へ移管)。</p> <p>4・17 華族会館経営の学習院、宮内省所轄となる。</p> <p>5・7 森有礼、文部省御用掛兼勤となる。</p> <p>5・17 東京大学理学部に造船学科を付設(海軍の要望により、当初は海軍技術官を養成)。</p> <p>7・一 文部省に図画調査会設置(岡倉天心・フェノロサら普通教育に毛筆画採用を主張、鉛筆画採用を唱える小山正太郎、敗れて委員を辞任)。</p> <p>8・一 天田永孚、「国教論」を草し伊藤博文に示す(儒教を根幹とした国教確立の必要を説く)。</p> <p>9・一 音楽取調掛、初めて府県派出伝習性19人の入学を許可(卒業後、各府県師範学校音楽科教員となる)。</p> <p>10・一 毛利・吉川両家等発起人となり、防長教育会を組織(両家の寄付金等を資本として、中学校経営・育英事業にあたる)。</p> <p>11・1 東洋英和学校、東京麻布に開校(カナダ・メソジスト教会系、のち東洋英和学校と麻布中学に分離)。</p> <p>11・29 文部省、小学校の教科として初めて英語の初歩を加える旨達す。</p> <p>12・12 司法省の法学校正則科、文部省に移管、東京法学校と改称(明18・9・29東大法学部へ合併)。</p> <p>12・20 宮内省、華族就学規則制定(華族の子弟を明18から必ず学習院に入学させることとする)。</p>	

京	都	府
<p>1・15 同志社女学校、修身科を設け教科書に新約聖書を使うことを届出⁽¹⁾(許可をめぐり学務課で問題となり文部省へ伺う)。※宮省伺上申</p> <p>1・26 府、学校などで生徒の多数集合を取締る旨の文部省達を移牒(1・29これに対する違反の場合の生徒・教師などに対する罰則を定める)。布達要約</p> <p>1・31 府富津中学校開校式(2・17亀岡中、2・28三山木中開校)。立憲政党新聞 2・17</p> <p>2・13 学務課体操掛遊佐盈作、上京区役所で各校教員に女子体操法を教授(学校で女子体操を開始するため)。同上</p> <p>2・16 府、学齡児童就学 猶予項目 を定める(就学督責規則〔明15・1・24制定〕による)。布達要約</p> <p>4・2 府女学校、レース科を仮設し生徒20名を募集。※明22学事年報ニ係ル書類</p> <p>4・8 府会市部会、明19年度に商業学校設立を知事に建議。府会志</p> <p>4・15 府女学校、付属幼稚園を開設し、幼稚園仮規則を制定(師範学科生の教育実習と幼稚園の模範とするため)。※明22学事年報ニ係ル書類</p> <p>4・18 本派本願寺の普通教校、開業式。日出 4・18</p> <p>4・19 英学夜学開業式(下京修徳校内、同時に同校新購入の理化学器械の運転を開始する。夜学は毎夜7時始業)。日出 4・15、4・21</p> <p>4・22 学務課、学務委員給料全廃に反対しては、との森有礼文部省御用掛の打診に同意したい旨、上司に伺う⁽²⁾。※宮省往復留</p> <p>4・26 森有礼文部省御用掛一行、知事の案内で各宗大宇校建設予定地(桃山城跡)を視察。日出 4・28</p> <p>5・19 府画学校、石版部印刷内規を制定(これより官民の需要に応じ印刷業を開始、その収入は同校雑収入とする)。市立美術工芸学校沿革略</p> <p>5・24 化学開 明50年記念会挙行(～5・25会場は元土佐屋敷厚生病院院内仮舎密局。京都舎密社・煉真社員の化学講談、有志の能楽など)。日出 5・26</p> <p>6・1 府画学校、旧織殿から西隣の旧勸業場(河原町二条)へ移転。※府画学校沿革</p> <p>6・1 府盲啞院、按鍼術・国語学・音曲科について一般を啓蒙するための講演会を開きたい旨、府に上申(同院の権限外として不認可)。古河と盲啞院</p> <p>6・7 府京都中学校、寺町丸太町上るの新築校舎で移転式挙行(現鴨沂高校の地)⁽³⁾。日出 6・9</p>	<p>7・6 上京区竹間校、幼児保育科設立の手續(入園希望者多く翌年には2組、3年目には3組となる。保育料は組内25銭・組外30銭)この年修徳幼稚保育科も設置、以後幼児教育隆盛化。府誌上</p> <p>8・18 府警本部長と学務課員、人民不穩の動きを調査のため与謝郡へ出張(同郡加悦郷5カ村・栗田郷近辺の人民が各所の寺院に集まり学資減額・学校合併・教員減数・給料減額などを相談したため)。日出 8・19、8・21</p> <p>8・一 東京職工学校長・農商務省技師、府下の工業視察のため来京(在京染色業者・府勸業課長・中学校長ら染色教育の必要を論じる)。実業教育50年史</p> <p>9・1 府女学校、唱歌科を置き生徒20名を募集(幼稚園・小学校に適用する準備)。※明22学事年報ニ係ル書類</p> <p>9・24 師範学校で小学校授業生のための受験準備教育始まる(～11・25、訓導検定受験の6、70名のうち約1割しか合格できない)。日出 9・19</p> <p>10・21 学務課長、盲啞院に対し経費節約を命令(さらに同課掛員を出張、同院の事務に干与させる)。古河と盲啞院</p> <p>12・一 府会、女子師範学科を府女学校から師範学校に移管するか否かで紛糾(特別会計から地方税支弁に移すか否かに関係するため)⁽⁴⁾。府会議録事</p> <p>この年</p> <p>▷ 下京区第29組(安寧)は小学校新築費を前年組内から募集し竹原銀行へ定期預金していたが、同銀行は突然休業となり同組も被害をうける(各組小学校会社も同銀行と取引きしていたので同銀行の閉鎖でともにつぶれたらしい)。立憲政党新聞 1・7</p> <p>▷ 府、文部卿へ伺い、天田郡樟明小学校長西垣堯民ら6訓導へ小学高等修身免許を下付(修身科の教授に秀れた訓導に与えるもので本府では初めて)。日出 5・22</p> <p>▷ 愛宕郡深泥池村は民間困難の折から小学校の廃止ないし、一時閉校を議論。日出 9・3</p> <p>▷ 船井郡では教育令改正後「当世嫌ひのちよんまげ頭爺はそれ自由教育とかになりたり、今より学校は廃しようとして建てようと己等の勝手次第」と騒ぎ立て、郡長はそれを論すため所々を巡廻。日出 9・10</p> <p>▷ 英語の認識たかまり私立英学舎の開校あいづく。日出 9・22</p> <p>▷ 府盲啞院では生徒が147名に増加し、財政</p>	

参	考	日	本
(1) 文部省に「明15年に修身教育は我国固有の道徳教に基きて儒教主義に依らしむる」べしと府県学務課長に示諭があったが、同女学校のごとき宗教主義の修身科を備えるものの取扱はどうかを伺う。結局、各種学校扱いとなる。		1・17 矢田部良吉・外山正一ら羅馬学会を創立し第1回例会を開く(最盛期の明29末の会員1万以上という、6月“ROMAJI ZASSHI”創刊、～明25・12)。	
(2) 4・21森文部省御用掛は、「学務委員給料ノ件京都府ニ於テモ兵庫県ト同様ノ意見ナリ」と文部省に答えてはどうかと、知事に問合わせる。なお8・12の「教育令」再改正で学務委員は廃止。		3・31 大阪府、大阪商業講習所(明13・11五代友厚ら設立)を改組し、府立大阪商業学校を設立(明22大阪市へ移管、現大阪市立大学の前身)。	
(3) 山階宮・久邇宮両親王・伊藤宮内卿・森文部省御用掛その他著名人が参列。北垣知事の祝詞に「教育の隆盛は即ち国家富強の基を開くものと謂ふべし」、「さきに我府庁を新築するの議あり、時の勢を計るに未だ可ならず、及ち旧の中学校を改造して府庁となし、更に中学校を建築せんと欲す、府民之を翼賛す」と。		4・15 開発社『教育時論』創刊(当初は開発主義を提唱、～昭9・5)。	
(4) この年大蔵省への借入金返納事件のため女学校の存続が危ぶまれた。府会に対する府の答弁によると、女学校は明5の当初から5万円の基立金の利子で維持してきたが、この5万円のうちには明治初年の「府下山城国社寺境外土地ノ内払下代価」など4万5千円余が入っていた。これは規則上大蔵省へ上納しなければならぬもので、このたび上納が催促されたため、同校の地方税支弁が計画されたが、折から地方経済困窮の時であり反対された。なお明9・3・1大蔵大臣は「女学校維持金34,993円を引続き18年度も返納猶予」の旨府へ通達。		4・一 教育報知社『教育報知』創刊。	
		7・13 大阪中学校を大学分校に改組(将来大学とする見込みをもって予備科・専門科等を設置、明19・4第三高等学校になる)。	
		8・12 太政官、教育令を再改正(地方教育費節減を目的とし、学務委員廃止、統制を緩和)。	
		8・19 文部省、府県立・町村立学校で原則として授業料を徴収するよう指示。	
		8・27 文部省、東京女子師範学校を東京師範学校に合併しその女子部とす(10・1府県立女子師範学校に対しても同様の措置をとる)。	
		9・10 英吉利法律学校、神田に開校(現中央大学)。	
		9・22 東京外国語学校・同校付属高等商業学校・東京商業学校合併し、東京商業学校と改称。	
		10・15 一致教会牧師木村熊二夫妻ら、明治女学校を開校(九段坂下、明20・8から巖本善治が主宰、明41・12・25最後の卒業生を送り廃校)。	
		11・13 華族女学校開校式(9・5宮内省、学習院女子教科を廃止、明39・4学習院女学部となる)。	
		11・18 文部省、兵式体操を学校で実施するため、その教員を体操伝習所で養成することを決定。	
		11・一 後藤牧太『小学生徒用物理書』(近代的理科教科書の先駆)。	
		12・10 文部省、省内に図画取調掛を設置(明20・10・5東京美術学校となる)。	
		12・12 文部省、公立小学校の学年制を定める(修業期間1年で進級する、従来は半年で進級)。	
		12・22 森有礼、初代文部大臣となる。	
		12・24 工部大宇校、文部省へ移管(工部省廃止のため)。	
		12・28 文部省、通俗教育(社会教育)に関する事務をその職掌中に加える。	
<p>困難におちいり、娼妓貸座敷賦金から17年度、4,400円につづき、18年度3,750円の補助をうける。ろう学校90年史</p> <p>▷ 府画学校に女生徒増加し、男女同室を改め女生徒を別室20人として募集したいと同校々長、府に伺う。日出 10・24</p> <p>▷ 府下各校高等科教員の希望により、宮内省刊の「幼学綱要」770部送付される。日出 11・17</p> <p>▷ 同志社女学校では外人宣教師団が同校廃止を突然決定。(これは創立以来維持費がアメリカン・ボードから支出され校務実権を主に外人教師が握っていたが、この年の改革で日本人教師が握ろうとしたため。教職員、大沢善助ら寄付金募集に努力、ようやく廃校の悲運を免れた)。同志社90年小史</p>			

京 都 府	
<p>1・23 府女学校女子師範学科、師範学校へ合併、(3・8、女子師範生徒は師範学校で教養する旨を告示、府女学校は普通科中心となり、各種職業的手工科は漸次廃止される。同学科は北垣知事旧宅へ移転)。 甲26号、日出 1・24</p> <p>1・25 下京教育会、下京区役所内に再建。 中外日報 1・26</p> <p>2・1 府、京都商業学校を設置し、校則公布(1・19、文部省設立認可、1・22、予算、府会を通過)⁽¹⁾。 中外日報 1・23、甲16号</p> <p>2・4 私立尚寧学校、商業学校入学準備を開始(4月、商業学校開校と同時に塾主・塾生は同校へ転校)。 中外日報 2・5</p> <p>2・11 下京区各組小学校生徒1,000余人、知恩院境内で運動会(以後、府下各地で連合運動会)。 日出 2・13</p> <p>3・8 府、授業料に関する規則を公布(明19年度より町村立小学校および町村立各種学校で、月2〜20銭の授業料を徴収)。 甲27号</p> <p>3・一 府画学校学科および教則改正、東西南北4宗の区分を廃止。3・22、府女学校長吉田秀毅、画学校長に就任。※府画学校沿革、日出 3・19</p> <p>3・一 乙訓郡物集女小学校、経営困難のため同郡向陽小学校に統合。 日出 3・26</p> <p>3・一 郡部3中学校に歩兵操練科を設置。 府治沿革志</p> <p>4・15 師範学校卒業者で教職に従事する者は6カ月毎に師範学校へ服務状況を報告することになる。 府庁文書 明24-42</p> <p>4・一 下京15組祇園町の漢学私塾思齊学校、同組清本町へ移転、学科に算術・英語を加え貧困生徒の教授を開始。 日出 4・22</p> <p>4・一 竹野郡深田小学校、3カ年程度の簡易科になる⁽²⁾。 府庁文書 明44-52</p> <p>5・1 京都商業学校開校(上京区河原町通御池南入ル、4・4職員月俸ならびに準官等公布、23日、生徒入学試験挙行、26日、42人の入学許可発表、5・22、商議員章程制定、山本覚馬・内貴甚三郎他4人兼任)。 ※京都商業学校沿革</p> <p>5・2 四条北の劇場で教育幻灯会を開催(理化学試験・機械実用・天文地理・動植物・農工芸の大写真画に修身・経済・歴史の演説を加え、すこぶる盛況。〜5・4)。 日出 5・4</p> <p>5・一 京都博覧会場に京都染色・織物・刺しゅう・緞縵の4品共進会が開かれ、この席で東京職工学校の京都移転・分校設置あるいは染工講習所の設置が決議される。6月、染色集談会でも、東京職工学校分校の京都設置・同校規則・創立費・経費予算などが決議される。 実業教育50年史</p>	<p>6・一 同志社、同校教師デニス邸内に同志社病院仮診療所を開所、京都看病婦学校の授業を開始(校長・新島襄、院長・ペリー)。 同志社90年小史</p> <p>7・8 下京区明倫小学校で唱歌科講習会開催(随意科に唱歌がおかれたが、その教育方法が未確定のため。入会者109人、翌明20にも開催。〜9・18)。 府教育史 上</p> <p>7・17 大谷派本願寺、大学寮兼学部予備科を開設(6・29、京都教校を廃止、改組)。 大谷中高90年史</p> <p>7・19 府立官津・亀岡・三山木の3中学校廃止、京都中学校に併合⁽³⁾。 示140号</p> <p>7・30 私立愛良学舎廃止(同志社に対抗して設立されたカトリック系私学)。 日出 8・1</p> <p>9・22 府、獣医講習所を洛東黒谷禅院に設立(獣医、免許制になり、従来不完全であった府下の医師を訓練するため)。 日出 9・23</p> <p>9・一 京都染業組合、油小路下立売上る近衛町に京都染工講習所設立(修業年限1年半で色染応用科学・染色原理・染色原料の3科を教授)。10・11、開所式挙行⁽⁴⁾。東京日日 10-20、京都経済史</p> <p>10・一 天田郡で小学校費維持費の積立運動開始。 日出 10・5</p> <p>10・15 私立独逸学校、別科に薬学科を付設(現、京都薬科大学)。 薬大80年史</p> <p>10・27 文部省、府盲啞院経費補助のため、院長を文部属に、教員4人を同省雇とする(〜明23・3)。 ※盲啞院沿革</p> <p>10・28 小学校教員学力検査試験細則(府令36号)、小学簡易科教員及小学校授業生免許規則を公布。 府令37号</p> <p>11・20 知事、府会へ高等中学誘致の諮問案を提出。府会、条件つきでこれを可決。※親展来書</p> <p>11・30 第三高等中学校設置区域を京都・大阪の両府と兵庫・三重・山口・高知など13県とし、位置は京都に決定。 神慶小史</p> <p>12・1 文部省、高等中学校設立費10万円提出を府に指令。 府庁文書 明16-14</p> <p>12・20 同志社英学校、余科を廃止。神学専門科をおき、英語神学科・邦語神学科に区分。 同志社90年小史</p> <p>12・24 府、尋常師範学校募集第1種生徒員数・同薦学に関する方法を公布(定員、男生100人、女生50人、計150人)。 甲44号</p> <p>12・一 臨濟宗普通大教校、末寺の子弟教育機関として妙心寺塔頭如是院に設立。 府誌 上</p> <p style="text-align: center;">この年</p>

参 考	日 本
<p>(1) 府会は商業学校設立をめぐり混乱したが、北垣知事の決断で商業会議所に諮問、同会頭高本文平・浜岡光哲・田中源太郎が設立を請願し方針決定した。浜岡は商業学校の必要を「元来我京都ノ地タル市民ノ大概ハ職工商業ニ熱心シ現ニ中学生徒ノ如キモ概ニ是等ノ子弟ナリ而シテ京都ノ職工ハ古来全国ニ冠タルノ光景アリシモ如何セン之ヲ進歩セシムルノ意匠ニ乏シク且ツ之ヲ進ムルノ媒介ナク依然旧様ヲ守リ漸ク衰頽ノ兆ヲ顯ハス誠ニ遺憾ノ極ト謂フベシ実ニ教育ノ大ナルモノハ職工商業ニアリ之ヲ盛ニ為サバ我京都ハ之ヲ永遠ニ維持スル能ハザルベシ故ニ職工学校ナリ商業学校ヲ設ケ之ヲ教育スルハ今日ノ急務ナリ」と述べた。 府会議録事 明19</p> <p>(2) その他、この年には与謝郡で、上世屋小学校ほか5校に小学簡易科併置、竹野郡各小学校で温習科付設、綴喜郡で高等科を随意教授に切り換えるなど不況の影響は大きかった。 「京都府下丹波の国船井・何鹿・天田三郡の如きは近来郡中挙げて一層困窮の状を呈し、往々道路餓死を見んとするまでの惨境に陥り各村内小学校あるも教師のみ空しく教場に起て嗚呼此生徒なきを奈何という程の嘆を聞く有様にて、寧ろ一郡中一二の校を除くの地は悉く廢校し有志の私力を抛ちて教育するは兎に角左もなくは所詮教育費を出して学校を維持する等の事は出来難し……」。 日出 2-25</p> <p>(3) 明19中学校令によって、尋常中学校は各府県1カ所と規定されたことによる。しかし、底流として、企業熱の勃興に応じて、「是等(中学校など)実業上ニ要用ナキモノ即チ不必要ノ学校ハ之ヲ廢シ更ニ農工商ノ如キ実用学校ヲ進歩セシムベシ」(雨森菊太郎)、といった発想があったことも注意する必要がある。</p> <p>(4) 明18・8、東京職工学校長正木退蔵・農商務省技師兼東京職工学校教諭平賀義美ら工業視察のため来京し、在京染色業者と会合し染業教育の必要性をといったのが直接のきっかけ。</p>	<p>1・21 東京商業学校に商工徒弟講習所を付設。</p> <p>2・27 文部省官制を定める(大臣官房総務局・学務局・編纂局・会計局)、文部省に視学官を置く(5人、のち7人)。</p> <p>3・2 帝国大学令を公布(東京大学を帝国大学に改組、大学院を設置)。</p> <p>3・6 陸軍大佐山川浩、現役のまま東京師範学校長に就任(師範学校の軍隊化はじまる)。</p> <p>4・10 小学校令(尋常・高等の2科とし、尋常科を4年制の義務教育とする)、中学校令(尋常・高等の2等に区分、府県立尋常中学校は各府県1校、高等中学校は全国に5校)、師範学校令(尋常・高等の2等に分ける)、諸学校通則を公布。</p> <p>4・29 大学予備門を第一高等中学校、大学分校を第三高等中学校と改称。</p> <p>4・30 高等師範学校官制を公布(東京師範学校を高等師範学校と改称)。</p> <p>5・10 文部省、教科用図書検定条例を公布(小・中・師範学校教科書の検定制度はじまる)。</p> <p>5・17 文部省、高等師範学校で軍隊的生活規律による寄宿舎制度、兵式体操などによる訓練を開始。</p> <p>5・25 文部省、「小学校1学科及其程度」「小学校簡易科要領」を制定。</p> <p>5・28 文部省、尋常師範学校生徒募集規則・尋常師範学校卒業生服務規則(卒業後一定期間教職につく義務)を公布。</p> <p>6・21 文部省、小学校教員免許規則を公布。</p> <p>7・20 地方官官制定められ、府県の学務関係事項を第2部の所轄とする。</p> <p>8・25 文部省、私立法律学校特別監督条規を制定、5大法律学校を帝大総長の監督下におく。</p> <p>10・一 高等師範学校、学年を4・1〜3・31とする(4月学年制のはじめ)。</p> <p>11・20 文部省、防長教育会の願を認め、山口中学校を官立山口高等中学校に改組。</p> <p>11・30 高等中学校設置区域、東京を第一区、京都を第三区、金沢を第四区に決定(12・9、仙台を第二区とする)。</p>
<p>↗ ▷ 市内への書籍あるいは新聞縦覧所設置、各方面から要望される。 日出 6・15</p>	

京	都	府
<p>1・7 府教育会は教育に関する演説・講義・討論を毎月行なうと決定。 京都教育 49</p> <p>1・17 府立学校職制公布(校長・教諭・助教諭・書記の職制定まる)。 ※盲啞院沿革</p> <p>1・17 府中学校、府尋常中学校と改称。同日、府女学校、府高等女学校と改称。 府教育史上、府治沿革志</p> <p>1・22 府盲啞院、音曲科商議員を設置、音曲科の改良発展を図るため音曲師14人を招聘、7月から授業開始。 盲啞院一覽</p> <p>1・一 綴喜郡・相楽郡では、共同で私立教育会を設置。同時に綴相教育機関雑誌を発行。 綴喜郡誌</p> <p>2・1 天皇、府尋常中学校に行幸。同3日、昭憲皇太后、府高等女学校を訪問、金100円を寄付。同4日、有栖川宮親王、府盲啞院を訪問。 盲啞院沿革、府治沿革志</p> <p>2・19 伊藤首相、府盲啞院を視察。 ろう学校90年史</p> <p>2・一 府高等女学校、刺しゅう科を廃止、洋服裁縫科をおく。12・26、手芸科を廃止。 府治沿革志</p> <p>3・4 府は小学校会により、小学校学科の程度・実施方法を公布(学年は7・1から6・30まで、学級は4学級以内、大中小試験制度などを規定)。 府令31号</p> <p>3・5 小学簡易科教則を公布(疾病・貧困などによる就学猶予は3年以内)。 府令32号</p> <p>3・8 府庁内に英学講習所を開設。⁽¹⁾ 日出 3・10</p> <p>3・11 学令児童就学規則・尋常小学校分校設置規則公布(險路または道程1里以上で通学不便の場合)。 府令35、37号</p> <p>3・11 区町村立高等・尋常小学校管理規則(郡区長、戸長の事務章程)、小学校の経費に供する寄付金及び他の収入金に関する規程(小学校基本財産蓄積の端初)を公布。 府令39、43号</p> <p>3・13 京都教育会、下京区明倫尋常小で通俗教育談話会を開催(通俗講談会のはじめ)。 京都教育 49</p> <p>3・15 府、学区と行政区域を区分(学区は単なる学校費負担区域となる)。 府令46号、京都小学30年史</p> <p>3・一 体育演武場閉場。 府誌上</p> <p>4・1 府、男女教員の服装についての規程を公布(男教員は洋服着用)。 府庁文書-府立学校院場通規</p> <p>4・1 府師範学校、府尋常師範学校と改称。 府治沿革志</p>	<p>4・7 小学校教員の俸給・旅費支給方法を公布。 府令55号</p> <p>4・一 閉鎖中の浄土宗知恩院派西部大学林、京都宗学教校として再建(6月、京都支校と改称、本校は東京芝公園内に設置)。 東山90年史</p> <p>5・13 府会、第三高等学校設立のための特別費目をめぐり紛糾(賛成32、反対30で可決)、17日、府尋常中学校資本金3万余円を高等中学校創設費に組み入れることを決議。 臨時府会決議及議事録、三高同窓会会報 34</p> <p>5・31 府、高等小学校の設置区域およびその位置についての規則を公布(2区8郡に13校)。 府令101号、日出 6・3</p> <p>6・一 府染工講習所、新町蛸塗師下ル百足屋町へ移転。 実業教育50年史</p> <p>7・1 上京高等小学校(上京21組興文尋常小内)、7・7、下京高等小学校(下京14組尋常小内)開校。 日出 7・2、8</p> <p>7・7 尋常師範学校の学科およびその程度・実施方法についての規程、同付属小学校規則を公布。 府令174、175号</p> <p>7・13 府尋常師範学校女子部新築落成。 府治沿革志</p> <p>7・27 船井郡全町村連立立高等小学校設立(園部)、8・17、授業開始。 府庁文書-船井郡役所小学校台帳</p> <p>7・28 府女学校卒業生、同窓会を結成(のちの京都鳴沂会)。 日出 7・31</p> <p>7・一 上京高等小学校分校を上京23組梅屋尋常小学校内に設置。⁽²⁾ 日出 7・24、27</p> <p>8・17 私立学校聚英館開設。 日出 8・18</p> <p>8・19 文部省、第三高等中学校明21年度経費分担通知(総額3万2,500円のうち1,752円)。 神陵小史</p> <p>8・21 南桑田郡全町村連立立高等小学校(亀岡)、8・29、与謝郡全町村連立立高等小学校(元府立官津中学校跡)、8月中、天田郡福知山高等小学校各設立。 日出 8・21、30・天田郡記略</p> <p>8・30 同志社予備学校設立。同志社90年小史</p> <p>10・一 京都仏教諸宗共済会、浄福寺・建仁寺・本圀寺・妙覚寺に教育場を設立、6～13歳の児童に4カ年程度の教育を実施。 日出 8・27</p> <p>この年</p> <p>▷ 修徳尋常小・官津尋常小に幼稚保育科付設。 府誌</p> <p>▷ 宇治郡第一高等小(西野村)第二高等小(木幡)・中郡全町村組合立立高等小設立。 宇治誌、峰山郷土史</p>	

参	考	日	本
(1)	府吏員を対象に庁内で開催。委員長は越尾書記官、府吏390人中200人が志願。3年を修学期間として退庁後2時間の教授を行なった。中央の欧化政策の地方での反映とみられる。なお、この時期には、英学会・英語学校・米学私塾などの私立学校・私塾が濫立し、府当局もこれらの取締りに苦慮した。 また、この風潮が実業教育への欲求と結びつき簿記学・算術学・画学関係の私塾がおこる。	1・9	ハウスクネヒト、帝国大学独文学ならびに教育学教師として着任、ヘルバルト教育学を紹介、普及(明23・7退任)。 1・22 明治学院設立(日本基督教系系の東京一致神学校・東京一致英和学校・東京英和予備校の3校が合併)。 2・一 徳富蘇峰、民友社を設立。 3・25 文部省、教科用図書採定の方法を制定。 4・18 第二高等中学校を仙台に、第四高等中学校を金沢に設立(5・30第五高等中学校を熊本に設立)。 4・20 首相官邸で大仮藝舞踏会開催(この頃、しばしば同様の舞踏会が鹿鳴館で開催され、欧化主義として一部から批難される)。 5・7 文部省、教科用図書検定条例を廃止、師範学校・中学校・小学校の教科書検定に関する規則を制定。 5・21 文部省、「学位令」を公布(学位を博士・大博士の2等とし、博士を5種類に区分)。 5・一 文部省、小学校修身科の授業に教科書の使用禁止を通牒。 8・4 文部省、地方の事情によって小学校教員仮免許状を授与できる旨を公布。 8・6 文部省、学校で生徒の学力だけでなく人物をも査定し、尋常・優等に分けて証明することを決定。 8・19 高等中学校医学部設立(第二高等中学校医学部を仙台に、第三を岡山、第四を金沢に、27日、第五を長崎に、9・27、第一を千葉に各設置)。 9・一 宮内省、沖繩県尋常師範学校へ天皇・皇后の「御真影」を下付(府県立学校に対する「御真影」下付のはじめ)。 9・30 府県立医学校の費用は明21以後地方税によって支弁することを禁止(府県立医学校あいについて廃止され、京都・大阪・愛知の3校だけ残る)。 10・5 文部省、学務局を廃止、専門学務・普通学務の2局を設置。 12・20 鹿児島県立中学造士館、高等中学校となり、鹿児島高等中学造士館と称す。
(2)	上京高等小学校生徒定員400人に対し、入学希望者600人、下京高等小学校生徒定員500人に対し、入学希望者900余人であった。このため、府では、上京22,28組、下京9,15組尋常小学校に分校を設置した。授業料は月50～20銭、明20年度末には、簡易科併置校5校、代用校39校であったが、25年度には皆無となった。	この年	▷ 普通教育における徳育の方針・内容をめぐって各方面で論争活発になる(徳育論争)。 ▷ キリスト教系女学校、欧化主義の波にのって各地に設立。
▷	帝国大学御雇教師ハウスクネヒト、上京28組・下京3・19組尋常小を視察(6月)、文部大臣森有礼、第三高等学校移転地を視察(12月下旬)。 日出 6・17、森有礼		
	▷ 小学校生徒の洋服装着用増加(師範学校附属小では4・1から洋服または筒袖に改める。上下京各小学校は4月から洋服着用ふえ洋服屋多忙)。 日出 6・3、8・1、府治沿革志		